

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての回答

(注) 5月15日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、取り扱いが「全府庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当府庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否	
								各種行政手続等の書類申請の取扱い、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の取扱い ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の取扱い関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して封緘での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などに対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	1-2	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	認可にかかわる届け出に代表者印を要すること(例：農林水産省への動物医療機器製造販売届出書)		全府庁	1	押印	【公正取引委員会】 原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認める。 【農水省】 ・動物医療機器製造販売届出書については、押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【消費者庁】 認定・更新の申請等 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁・登録試験機関の登録の申請等】 今後の状況を踏まえ検討を行う 【原子力規制庁】 又は 対応可能。(一部対応済み) 【環境省】 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 法令に押印を求めない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【債権委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】 法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【経産省】 事業者自身から正式に提出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【公正取引委員会】 原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認める。 【農水省】 ・動物医療機器製造販売届出書については、押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【消費者庁】 認定・更新の申請等 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁・登録試験機関の登録の申請等】 今後の状況を踏まえ検討を行う 【原子力規制庁】 又は 対応可能。(一部対応済み) 【環境省】 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 法令に押印を求めない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【債権委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】 法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【経産省】 事業者自身から正式に提出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【公正取引委員会】
経団連	1-10	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	費用精算時の領収書の添付		全府庁	2	書面	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管府庁の判断に従う 【総務省】 領収書の添付については、必要に応じて適切に行っていただきますようお願いいたします。 なお、総務省への領収書の提出については、例えば、職員への出張旅費等の支給について、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の規定に基づき、支払を証明する資料の提出を求めており、Web上で発行した領収書やクレジットカードの明細書についても認められ、代表者印を押印した領収書でなくとも対応可能な場合があります。 【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応 【環境省】 ・ 【外務省】 <契約全般> ・ <補助金等> eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全府庁統一の対応が必要 【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める 【経産省】	【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応 【経産省】	
経団連	1-14	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	各種業務付られた調査依頼が郵送書、郵送提出であること(経団連補足) 要望元は特に工業統計調査を念頭に置いている。		全府庁	3	書面	【農水省】 ・ ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 郵送以外も対応可能である場合もございますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【環境省】 法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 法令の規定により書面での提出を求めている申請等であっても、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】 eメールを含む、オンラインによる受付を検討 【経産省】 工業統計調査はじめ経産省実施の各種統計調査は郵送での提出だけでなくオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、各統計調査の実施事務局又は担当課室までお問合せください。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【金融庁】 法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。	
経団連	1-15	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	各種民事商取引の契約書類で代表印が求められること		全府庁	4	押印		【宮内庁】 会計法第29条の8第2項に基づき、契約書を作成する場合において、契約書に記名押印しなければならないことから、撤廃は困難であると考えます。 【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応 【環境省】 会計法第29条の8第2項により書面契約での押印省略は不可	
経団連	1-16	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	旅行送金する際の依頼書をFaxで送付しなければならないこと		全府庁	5	書面	【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約しているものについて、電子での金融機関の振込先情報登録が可能です。総務省としては、原則電子での契約対応をしており、引き続き利用促進に努めてまいります。その他の契約についても電子による提出について検討してまいります。 なお、その他支払等による旅行送金は、必ずしもFAXによる受付のみではありませんので、手続担当課に御確認ください。 【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応 【環境省】 ・ 【金融庁】 多くの金融機関においては、インターネット/PCオンライン等、すでにオンラインによる送金に対応。更に、金融機関によっては、eメール(PDF等で添付)による送金受付についても検討。	【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応	
経団連	1-17	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	各種民間の請求書が紙媒体であること		全府庁	6	書面	【宮内庁】 eメール(PDF等で添付)による提出を認めるが、後日、紙媒体の送付を求めるとしたい 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管府庁の判断に従う 【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応 【環境省】 ・ 【外務省】 ・ ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全府庁統一の対応が必要 【債権委】 ・	【消費者庁】 各法令所管府庁の解釈に準じて対応	
経団連	7	公的機関への提出書類における押印の省略	現在、多くの公的機関への提出書類(例：就労証明書、給与支払証明書、扶養手当不支給証明書等)について社印等の押印が求められている。しかしながら、とりわけ今後の新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けてテレワークを協力的に推進することが求められている状況下等においては、印刷・押印・発送といった事務作業が、従業員の健康上の安全を脅かしかねない(押印するためだけに出席せざるを得ない事態も発生している)ことに加え、生産性の著しい低下につながる恐れがあるため、上記に例示したような公的機関への提出書類において押印省略とすることを基本としていただきたい。 なお、このことは、経団連による「Society 5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」(2020年3月17日)においても重要事項の一つとして取り上げられている。政府が官民連携して取り組んでいるデジタルガバナメント推進の動きとも親和性が高いと考えられ、現状のみならずアフターコロナも見据えた我が国全体のデジタル化の加速とそれによるSociety 5.0の実現にも貢献し得ると考えられる。		全府庁	7	書面・押印	【農水省】 ・ ・令和2年度農林水産関係修正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【原子力規制庁】 又は 対応可能。ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ対策施設))に関する申請等については対応困難() 【環境省】 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 法令に押印を求めない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【外務省】 eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 【債権委】 デジタル・ガバナメント実行計画(2019年12月20日改定(閣議決定))に基づき、費用対効果の検証を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】 eメールを含むオンラインによる受付を検討。 但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【内閣府】 法令に根拠がある押印について、代替手段を用いることを含め、柔軟な対応を検討する。 【宮内庁(裁判証明書)】 【防衛省】 又は一部事後送付の方法で対応を検討 【農水省】 ・令和2年度農林水産関係修正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする ・押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 原則() 【消費者庁(給付)】 (労務関係の付付決定)であり、裁判証明書の原本の提出を求めているが、押印は必須ではない。 【消費者庁(特許権利用物品の申請等)】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁(特許権利用物品の申請等)】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁(著作権関係物品の申請)】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【原子力規制庁】 又は 対応可能。(一部対応済み) 【外務省】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 裁判関係の一定の真実性・真正性が担保される場合には、押印を必須としない取扱いにすることが可能。 【債権委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】 法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 一般的に、契約調書・請書等を作成する上では、関係法令(注)を踏まえつつ、調査・検査の受取等を得ない範囲で、各種手続における押印の求めを必要最小限とするよう配慮する。 (注) 例えば、以下の規定が挙げられる。 ・建設法第10条第1項(建築その他の建築以外の者が作るべき建築は、年月日を記載して署名押印しなければならない) ・建設法第24条第4項(私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に作成したものと推定する。 【経産省】 事業者自身から正式に提出されている文書であるという真正性が確認できる場合に限り、一時的に押印無しでの提出を認める。なお、後日押印された文書を出発点とすることとする。 【厚労省】 基本的には押印原則は維持されているが、取扱い ・ の措置についても考慮する。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1.緊急的な対応の可否		
	24	建設工事における現場立会検査の簡素化・電子化	(現状) 建設工事においては、工事進捗ステップ毎に立会検査を実施している。立会検査は発注者の施工管理員が現場に来て対面で現場状況を確認し立会写真を撮るのが一般的である。 (改善案) 現場状況をWEBカメラ等により遠隔確認し、その録画データを提出することによって立会検査を実施した事すれば対面での手続きが減少する。 一部の試行工事では既に実施されているので、技術的には可能である。	工事標準仕様書等	全庁	8	対面	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の書面申請の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や翻訳によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	【宮内庁】 工事標準仕様書等における関連規定について、緊急の措置の通知又は改訂等に基づき、適宜対応することとした。 【原子力規制庁】 当面の間、現場での立会検査は実施しない 【防衛省】 写真郵送等による遠隔確認で対応 【総務省】 総務省では建設工事の契約件数が少ない状況です(H30年度4件)、要望については、例えば国土交通省で定める公共建築工事標準仕様書等WEBカメラ等による遠隔確認などによる立会検査の方法が規定された場合には、これに基づき対応して参ります。 【国土交通省】 立会い、段階確認については、既に遠隔臨場を試行している工事も存在している。 【外務省】 工事内容により、現場立会の必要がなければで対応。 【環境省】 現場の状況について画像データ等を提出することによる対応 【財務省】 打合せについては極力メールで対応することとする。また、施工状況がデータ等により確認可能な場合等、状況に応じて現場確認を省略することを検討する。
経団連	42	金融機関への福利厚生制度・年金資産に関する申請手続きの電子化	福利厚生制度(持株会、財形貯蓄、ローン)に関する金融機関への各種手続き(新規申込、解約、変更等)、及び年金資産の委託運用機関の移受換手続きや年金資産の給付指図書について、現状紙面、押印の対応が必要な状況。	商慣行が法令(業法)によるものも未確認。ただし、財形貯蓄に関しては、「租税特別措置法の第4条2、3」が根拠法令。	全庁	9	書面・押印	【宮内庁】 手続きの相手方である、金融機関が書面での提出・押印不要であればそれに応じた手続きで対応可。 【外務省】 各提出先(金融機関等)への提出が電子的に実施することが困難であるため、現状取り次ぎ業務を実施している側だけの一方で紙面、押印対応を撤廃することは困難であるため。 【金融庁】 各手続について精査が必要であるが、財形貯蓄については、制度上総務省への提出が必要であり、紙保存が必要。但し、金融機関によっては、意思確認の上、事務的に押印・書面提出することを検討。	【宮内庁】 手続きの相手方である、金融機関が書面での提出・押印不要であればそれに応じた手続きで対応可。 【外務省】 各提出先(金融機関等)への提出が電子的に実施することが困難であるため、現状取り次ぎ業務を実施している側だけの一方で紙面、押印対応を撤廃することは困難であるため。 【金融庁】 各手続について精査が必要であるが、財形貯蓄については、制度上総務省への提出が必要であり、紙保存が必要。但し、金融機関によっては、意思確認の上、事務的に押印・書面提出することを検討。		
経団連	44	各種届出の電子化におけるマイナンバーの活用拡大	紙面手続き、電子申請に関わらず、手続きにおける添付資料の多さも在宅勤務実現における課題となっている(紙面による回収、電子申請の場合はPDF化の作業も必要)。マイナンバーの活用による添付資料の簡素化が図られればありがたい状況です。また、カード更新手続きについても顔認証技術活用によるWeb更新手続きを可能にすることも検討したいと考えています。 <該当手続き例> ・雇用保険の職歴証明書(添付書類：雇用契約書、退職届等) ・社会保険の国民年金第3号被保険者関係届(添付書類：医療保険者の証明、収入証明等) ・外国人入りに伴う租税条約届出(添付書類：在留カード、雇用契約書等)		全庁	10	その他				
経団連	47	押印原則の見直し	一部の官公庁においては、見積・請求・委任状等全ての書類に捺印(角印)・社印・捺印・捺印を求められる。また、特に土地・建物・不動産に関する書類については、押印を求められる書類が多いと実感している。		全庁	11	書面・押印	【人事院】 見積書、請求書、委任状等については計算証明規則により定められているため 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】 国土交通省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】 【債権委】 デジタル・ガバナメント実行計画(2019年12月20日改定(閣議決定))に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める 【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う	【人事院】 見積書として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを送付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】 国土交通省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】 【債権委】 契約書への押印は会計法第29条2項によるもの。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要 【債権委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】 【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【警視庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。		
経団連	49	電子入札の利用拡大	公的な入札案件において、電子入札対応ではなく、紙ベースでの対応(委任状提出等)が求められるケースが多い。すべての入札案件について電子入札とするよう改善を求めたい。		全庁	12	書面・押印	【宮内庁】 可能な限り入札案件に係るオンライン化を進めることとした。 【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【原子力規制庁】 を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能。総務省としては、原則、電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】 国土交通省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 ・外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官側のみならず民側でも一層の普及が必要 【債権委】 令和元年度第4回中期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める 【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う 【厚生労働省】 関係省間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】 厚生労働省では、政府電子調達システム(GEPS)の利用促進を進めているが、ネットワークの更改に伴い調達手続の際に不具合が生じていることから、改善され次第順次対応していく予定。なお、調達案件によっては、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出も認められている。	【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】 国土交通省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 ・外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官側のみならず民側でも一層の普及が必要 【債権委】 令和元年度第4回中期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。		
経団連	51	民取引における請求書の電子化促進	紙の請求書から電子請求書(メール送付)への印刷(理解)を各会員企業に求めたい。加えて、個別の格式での請求書の提出を求めるのではなく、統一した書式の検討を求めたい。		全庁	13	書面・押印	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】 ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 ・統一書式の導入については、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要 【債権委】 、	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】 【債権委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。		

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続き等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続き等の押印原則の簡便化関係 ：法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面で対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	24	建設工事における現場立会い検査の簡便化・電子化	【環境省】現場立会の必要性に応じて、対応を検討する。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	【環境省】ほとんどの建設工事において、立会い、段階確認に関わる書類の提出等は、既に情報共有システム(ASP)や電子法務管理システムにより、オンラインでの対応が可能となっている。未対応の工事については、オンライン化を検討している。	【原子力規制庁】を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 【防衛省】写真郵送等による遠隔確認で対応 【総務省】総務省では建設工事の契約件数が少ない状況です(H30年度4件)。要望については、例えば国土交通省で定める公共建築工事標準仕様書等でWEBカメラ等による遠隔確認などによる立会い検査の方法が規定された場合には、これに基づき対応して参ります。 【国土交通省】立会い、段階確認については、遠隔確認の試行の普及を図る。 【環境省】を行うことを念頭に、オンライン化を検討する 【外務省】現行制度の範囲内で対応可能と考えられるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【警察庁】打合せについては協力メールで対応することとする。また、施工状況がデータ等により確認可能な場合等、状況に応じて現地確認を省略することを検討する。	【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	
経団連	42	金融機関への福利厚生制度・年金資産に関する申請手続きの電子化	【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、に必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	【外務省】各提出先(金融機関等)への提出が電子的に実施することが困難であるため、現状取り次ぎ業務を実施している例だけの一存で紙面、押印対応を廃棄することは困難であるため。 【金融庁】各手続について精査が必要であるが、財形貯蓄については、制度上税務署への提出が必要であり、紙保存が必要。	【外務省】各提出先(金融機関等)への提出が電子的に実施することが困難であるため、現状取り次ぎ業務を実施している例だけの一存で紙面、押印対応を廃棄することは困難であるため。 【金融庁】各手続について精査が必要であるが、財形貯蓄については、制度上税務署への提出が必要であり、紙保存が必要。	【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	
経団連	44	各種届出の電子化におけるマイナンバーの活用拡大	【農水省】マイナンバーの利用を促進するための更なる具体的施策が実施される際は活用を検討したい 【総務省】「マイナンバー」の活用による添付資料の簡便化については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 また、マイナンバーカードは、住民票も無料で取得できる、唯一の公的な顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付する必要があります。 【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、に必要な措置を講じる。 【外務省】マイナンバーを受領しただけでは、手続上必要とされる証明にはならず、提出先(年金事務所等)の指定フォーマットに従って事業主の証明を行う必要があるため、添付資料の簡便化やWeb手続を行うことは困難である。 【総務省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。 【厚労省】個別の要望があれば検討することとした。	【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力	【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力	【農水省】来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、手続きをオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【財務省(外国人受入に伴う租税条約届出について)】関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。 【総務省】「マイナンバー」の活用による添付資料の簡便化については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 また、マイナンバーカードは、住民票も無料で取得できる、唯一の公的な顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付する必要があります。 【外務省】マイナンバーを受領しただけでは、手続上必要とされる証明にはならず、提出先(年金事務所等)の指定フォーマットに従って事業主の証明を行う必要があるため、添付資料の簡便化やWeb手続を行うことは困難である。 【総務省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。 【厚労省】個別の要望があれば検討することとした。	
経団連	47	押印原則の見直し	【環境省】手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	【人事院】必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【原子力規制庁】法令に抵触のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則、電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】法令に抵触のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】法令に抵触がない押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【環境省】手続の件数が少ないため、具体的な要望があれば検討する。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【総務省】事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則、電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官例のみならず民例でも一層の普及が必要 【環境省】令和元年度第4四半期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【厚生労働省】当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	
経団連	49	電子入札の利用拡大	【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。 【公正取引委員会】大部分は対応済み。(総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。) 【環境省】基本電子入札であり、システム登録のない業者に紙入札(環境省側で入力)を認めている。	【人事院】必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】同左 【消費庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土交通省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官例のみならず民例でも一層の普及が必要 【環境省】令和元年度第4四半期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【厚生労働省】当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【環境省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。 【公正取引委員会】大部分は対応済み。(総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。) 【環境省】基本電子入札でありシステム登録のない業者に紙入札(環境省側で入力)を認めている。		
経団連	51	住民取引における請求書の電子化促進	【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。 【環境省】政府電子調達(GEPS)を利用された。	【消費庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 ・統一書式の導入については、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【環境省】当委員会権限外である各種法令等に基づいているため。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【総務省】他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。	【消費庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】当委員会の権限外である各種法令等に基づいているため。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【総務省】他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。	【環境省】政府電子調達(GEPS)の利用を促進していく。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の審査・申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	1. 緊急な対応の可否 各種行政手続等の審査・申請の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して「対面での対応」（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）
経団連	52	各種公的証明書等の有効期限の延長・電子化	登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の公的書類の有効期限（現行3カ月）を延長し、かつ、本通でなく、メール送付による写しでも対応可とする措置を検討されたい。		全庁	14	書面・押印	<p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 「公的書類の有効期限」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。</p> <p>【消費者庁】 認定・更新の申請等 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 【消費者庁】 登録試験機関の登録の申請 （登録試験機関の数は少なく限定的であり、事前相談もない状況。） 【消費者庁】 機能性表示食品の届出 （困難な場合は事後提出を可能とする。）</p> <p>【外務省】 外務省の認証は、諸外国関係機関での手続のため、当該機関に求められている文書が直近の身分事項、住所を反映した真正なものであることの証明であることから、3ヶ月以内に発行されたものを求めているところであるが、受け入れ機関が発行日から3ヶ月を超えた文書でも受けつける場合、申請人の申し出により弾力的に対応している。 2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍謄抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要するため緊急な対応は困難。</p> <p>【金融庁】 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 添付書類のうち、緊急時にも提出が必要なものかどうか見直しを行った上で、一部の添付書類については、PDF化したものをメールで提出することを認める。 また、印鑑証明書や住民票の写し等、原本の提出が求められるもの、実印付の書類が求められるものについては、事後送付を可能とする。 さらに、公的証明書の有効期限に係る今後の検討状況を踏まえ、金融規制における公的証明書の取扱いについても柔軟に検討。</p> <p>【法務省】 対応困難 代理人等による戸籍謄本等の交付請求並びに後見登記の申請及び後見登記証明書の交付請求については、代理・代表権限の存否を公的証明書等によって確認する必要があること、これらの請求等の適否の判断に当たっては慎重な審査を要し、公的証明書はできる限り最新のものを確認する必要がある。 加えて、メールによる写しの送付を可とする、公的証明書が偽造された場合に見破ることが困難となる。 したがって、要望のとおり対応することはできない。 また、戸籍謄本等や後見登記事項証明書等は国民の重要なプライバシーに関わる証明書であって、情報が流出した場合には取り返しのつかないものである。 対応困難 不動産登記手続における住民票・印鑑証明書の添付については、申請人の本人確認を形式的に担保するためにもその情報を提供しなければならないとされていること、上記証明書が作成後長期経過しているときは、本人の現在の意思の確認をすることができなくなるおそれがあり、また、住民票コードの記載があれば住民票の添付を不要とする取扱いがなされていることから、コロナ感染防止の観点からの対応は不要である。 （会社・法人については、会社・法人番号を記載することにより証明書の添付を不要としている。） 商業・法人登記における登記事項証明書及び印鑑証明書の有効期限は、作成後3ヶ月以内とされていること（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第36条の2）、当該期間を延長することは不実の登記を防止する等の観点から困難です。 なお、登記事項証明書については、申請者に会社法人等番号を記載した場合には添付することを要しません。また、本人確認証明書（商業登記規則第61条第7項）として住民票の写しを提出する場合は、有効期限を設けていません。</p>	<p>【総務省】 同左</p> <p>【外務省】 対応困難 外務省の認証については、現在のところ、提出先である諸外国の官署、駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していることと承知しており、申請人から提示を要求された公文書の原本の提出を受け、所定の証明を行っている。</p> <p>【金融庁】 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 添付書類のうち、緊急時にも提出が必要なものかどうか見直しを行った上で、一部の添付書類については、PDF化したものをメールで提出することを認める。 また、印鑑証明書や住民票の写し等、原本の提出が求められるもの、実印付の書類が求められるものについては、事後送付を可能とする。</p>		
経団連	66	電子請求書・領収証の電子化・押印廃止	請求書/領収証について電子化の要件が規定されていないことから、紙での発行が主流となっている。電子化が容認されれば、発行業務、郵送業務、保管業務が効率化かつスピードアップされ発行側、受領側双方に相当のメリットが期待できる。特に官公庁をはじめ、民 民の取引においても「押印」を求められるケースが多く、押印のための出社するなどネットワークの障害要因になっている。	電子帳簿保存法 電子署名法	全庁	15	書面・押印	<p>【人事院】 （請求書等については計算証明規則により定められているため）</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 （可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。）</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 〃 〃 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【外務省】 eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める</p> <p>【金融庁】</p> <p>【経産省】</p> <p>【警視庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p>	<p>【人事院】 高償習として定着しているところ、真正性担保の観点から必要と考える</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。</p> <p>【外務省】 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一的な対応が必要</p> <p>【金融庁】</p> <p>【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しの提出でも可。</p> <p>【警視庁】 関係者庁と調整の上検討する。</p>		
経団連	100	ナショナルプロジェクトの人件費に関する証明への押印省略	経済産業省等の募集によるナショナルプロジェクトの人件費に関する証明について、証明者の押印が必要とされているが省略していただきたい		全庁	16	書面・押印	<p>【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。</p>	<p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【経産省】 従前、経済産業省が実施する、研究開発プロジェクトを含む委託事業・補助事業では、従事日誌等に押印を求めてきたが、搭載したご要望を踏まえ代替手段の上長による確認を認める。</p>		
経団連	105	請求書への押印、請求書持参の廃止	官公庁、自治体で「請求書に朱印の押印が必要」と「請求書を人手で持参することが必要」という事象あり。政府も「新型コロナウイルス感染拡大の防止策として、押印や対面など行政手続きの慣例や法規制を見直す方針を固めた」とのことですが、念のため持参となっており、National Securityに該当するものはやむを得ないものかもしれません。		全庁	17	書面・押印	<p>【人事院】 請求書については計算証明規則により定められているため</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 電子契約しているものについては、政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での請求が可能ですが、総務省としては、原則電子での契約対応をしており、引き続き利用促進に努めます。なお、電子契約以外の契約においても、請求書を郵送することが可能であるため、持参して提出する必要はありません。</p> <p>【外務省】 〃 〃 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【金融庁】 eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める</p> <p>【経産省】 原則オンライン化（電子調達システム）を行う。</p> <p>【警視庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p>	<p>【人事院】 高償習として定着しているところ、真正性担保の観点から必要と考える</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【財務省】 民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令等に規定はなく、押印についても同法令の規定が要請しているものではない。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一的な対応が必要</p> <p>【金融庁】</p> <p>【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しの提出でも可。</p> <p>【警視庁】 関係者庁と調整の上検討する。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p>	<p>【財務省】 民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令等に規定はなく、持参についても同法令の規定が要請しているものではない。</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p>	

団体名	No.	要望事項（タイトル）	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便、個別手続の電子化関係 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる （オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡便化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	2. 制度対応の可否 各種行政手続等の押印廃止の簡便関係 ：法令に根拠があるものについては、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについては、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
経団連	52	各種公的証明書等の有効期限の延長・電子化	<p>【内閣府】印鑑証明等公的書類の有効期限について、他の行政手続における対応状況を踏まえ、登録の緊急性等に応じて柔軟に対応するよう努める。</p> <p>【消費庁】公的書類については、事後送付を認める。</p> <p>【環境省】申請等に必要な登記事項証明書の添付が困難になっている場合には、柔軟な運用を行うよう。</p> <p>通知等により既に周知している。今後の新型コロナウイルス感染症の状況及び政府全体での検討状況を踏まえ、必要な場合には、登記事項証明書等の公的書類の有効期限についても柔軟な運用を行うことを検討する。</p> <p>【外務省】従事発給審員において、戸籍謄抄本は国籍の確認、本人の同一性確認、籍権者の確認などに重要な役割を果たしている。メール送付や写しは改ざんの可能性を排除できず、なりすましや二重取得等の不正取得防止のため、必ず原本を提出いただく必要がある。また、戸籍謄抄本は提出日前六月以内のものである必要があるが、これは戸籍謄抄本の取得から提出までの間に身分事項等に変更が生じる恐れがあることから期間に制限を設けているものである。</p> <p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>	<p>【原子力規制庁】 対応を検討。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 「公的書類の有効期限」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>【消費庁】 認定・更新の申請等（添付書類の省略の可否及びオンラインでの提出の可否について検討を行う。）</p> <p>【登録試験機関の登録の申請】（今後オンラインによる証明機能が全庁共通的に導入されれば、書面による提出を不要とすることが可能。）</p> <p>【外務省】 その他：外務省の認証は、諸外国関係機関での手続のため、当該機関に求められている文書が直近の身分事項、住所等を反映した真正なものであることの証明であることから、3ヶ月以内に発行されたものを求めているところであるが、受け入れ機関が発行日から3ヶ月を超えた文書でも受けつける場合、申請人の申し出により弾力的に対応している。</p> <p>なお、今後、諸外国による電子的認証の受け入れに関する動向を注視しつつ、デジタル・ガバメント構想に基づき、電子的申請の受付、認証の実現に向け、段階的に検討して参りたい。</p> <p>2022年度中に旅行の電子申請を導入すべく検討を進めている。</p> <p>戸籍謄抄本の添付省略については、法務省が2023年度から運用開始予定の戸籍証明書の電子交付の仕組みを活用する方法により、2024年度中に添付省略が可能となるよう検討を行っている。</p> <p>【金融庁】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（添付書類が電子化されることが必要）</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p> <p>【法務省】 対応困難 代理人等による戸籍謄抄本の交付請求並びに他見登記の申請及び他見登記証明書の交付請求については、代理・代客権限の存在を公的証明書等によって確認する必要があるところ、これらの請求等の適合の判断に当たっては慎重な審査を要し、公的証明書はできる限り最新のものを確認する必要がある。加えて、メールによる写しの送付を可とする、公的証明書が偽造された場合に見破ることが困難となる。したがって、要諦のとおり対応することはできない。</p> <p>また、戸籍謄本等や他見登記事項証明書等は国民の重要なプライバシーに関わる証明書であって、情報が流出した場合には取り返しのつかないものである。</p> <p>対応困難 不動産登記手続における住民票・印鑑証明書の添付については、申請人の本人確認を形式的に担保等をするためにその情報を提供しなければならないとされているところ、上記証明書が作成後長期経過しているときは、本人の現在の意思の確認をすることができなくなるおそれがあり、また、住民票コードの記載があれば住民票の添付を不要とする取扱いがなされていることから、今後の対応も不要である。</p> <p>（会社・法人については、会社・法人番号を記載することにより証明書の添付を不要としている。）</p> <p>商業・法人登記における登記事項証明書及び印鑑証明書の有効期限は、作成後3月以内とされているところ（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第36条の2）、当該期間を延長することは不実の登記を防止する等の観点から困難です。</p> <p>なお、登記事項証明書については、申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付することを要しません。</p> <p>また、本人確認証明書（商業登記規則第61条第7項）として住民票の写しを提出する場合は、有効期限を設けていません。</p>	<p>【総務省】 同左</p> <p>【外務省】 対応困難 外務省の認証については、現在のところ、提出先である諸外国の官憲、駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していること承知しており、申請人から提示を要求された公文書の原本の提出を受け、所定の証明を行っている。</p> <p>【金融庁】 全ての手続きについて押印の必要性を再検証し、電子化を含めて押印廃止のために必要な検討を行う。</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p>		<p>【内閣府】印鑑証明等公的書類の有効期限について、他の行政手続における検討状況を踏まえ、今後検討する。</p> <p>【環境省】今後の政府全体での検討状況を踏まえ、登記事項証明書等の公的書類の有効期限について柔軟な運用を行えるか検討する。</p> <p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>
経団連	66	電子請求書・領収証の電子化・押印廃止	<p>【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討</p> <p>【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>【消費庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【外務省】</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【外務省】 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁で統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上検討する。</p>		<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>
経団連	100	ナショナルプロジェクトの人材費に関する証明への押印省略	<p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>	<p>【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。</p>	<p>【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 従前、経済産業省が実施する、研究開発プロジェクトを含む委託事業・補助事業では、従事日誌等に押印を求めてきたが、消滅したご要望を踏まえて代替手段での上長による確認を認める。</p>		<p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>
経団連	105	請求書への押印、請求書持参の廃止	<p>【環境省】（押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討</p> <p>【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 電子契約しているものについて、政府電子調達システム（GEPs）の利用により、電子での請求が可能です。総務省としては、原則電子での契約対応をしており、引き続き利用促進に努めて参ります。なお、電子契約以外の契約においても、請求書を郵送することが可能であるため、持参して提出する必要はありません。</p> <p>【外務省】</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】 原則オンライン化（電子調達システム）を行う。</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討</p> <p>【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【財務省】 民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計等に関する規定はなく、押印についても同法令の規定が要請しているものではない。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【消費庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【環境省】 手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁で統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上検討する。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【財務省】 民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計等に関する規定はなく、持参についても同法令の規定が要請しているものではない。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとした。</p>

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	1.緊急的な対応の可否 各種行政手続等の押印印刷の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対象での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）
経団連	121	行政機関におけるリモートメンテナンスの導入	業界によって、特に行政機関に関してはリモートメンテナンスを禁じている場合が多い。軽微な修正・保守等をもリモートで行うことが出来れば保守委員の訪問を軽減できる。		全庁	18	対面				【人事院】 人事ネットワークの運用事業者において、リモートメンテナンスで対応することがシステム上の要件を満たしている場合は対応することとする。 【防衛省】 防衛ネットワークシステム運用等のメンテナンスを行う際には、契約内容、仕様書、技術面及び情報セキュリティ面から可能な対応を検討し、対面以外の対応をとれるよう努める。 【防衛省】（又は） 対応を検討するが、一部は後のセキュリティの観点で対応が困難。 【防衛省】 ：「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿ったセキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンテナンス可能。 ：「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を参考に、適切に検討いただきたい。 【防衛省】 軽微な修正・保守等の軽微なメンテナンスについては、行旅課を利用したリモートメンテナンスを許可している。 【原子力規制庁】、又は 対応済み。ただし、機密性の高い情報（セキュリティ（特種情報・テロ対策情報））に関する申請については対応困難（。） 【国交省】 国交省では、情報システムに対するリモートでの運用を原則禁止してあるが、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿った情報セキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンテナンスも可能とする。個別に相談をお願いいたします。 【防衛省】 手続の性質・特性に応じて、対応を検討する。 【防衛省】 個別に決まるシステムが存在しており、個別に検討が必要となること。以下のとおり回答する。 ○既にリモートでのメンテナンス作業を導入済みのシステム群。 ○既存のシステムでは情報セキュリティ上、情報漏洩が懸念されたため対応困難。また、現行の政府共通プラットフォームでリモートメンテナンスの機能提供がされていない場合あり。 【金融庁】 当庁では、情報システムのリモートでの運用実装等を禁止してはいるが、システム上では、オンラインでの運用実装等が必要なものも存在しているため、運用実装等を要する事業者の方々の感受性リスクを低減する観点から、要員の出勤制限等について相談を行うなど必要な対応を講じています。 【防衛省】 「情報システムにおいて、リモートによって既に稼働している。外置との接続を行っていないシステムについては、リモート対応が困難であるが、メンテナンスの必要性・緊急性に応じて軽微・保守要員の訪問回数・人数を減らすなどの対応を検討する。 【防衛省】 セキュリティの観点から外部からのアクセスができない仕様となっているものについて、短期的に対応することは困難である。 【経産省】 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を元に、想定されるリスクに応じた必要なセキュリティ対策を講じることで、情報システムのリモートメンテナンスは可能であり、既に一部で実施。情報システムごとに必要となるセキュリティ
経団連	122	収入印紙の貼付免除	印紙税（収入印紙の貼付）について、このような時世なので可能であれば期間限定で免除いただきたい。不可能であれば、後日貼付でもよしとする特例を出して頂きたい。		全庁	19	書面・押印	【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。また、書面による契約書については対応困難。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【消費者庁】 特別用途食品（特定保健用食品を含む）の許可及び承認申請・登録試験機関の登録の申請 収入印紙の貼付： 法令上、申請しようとするものは申請書に印紙を貼らなければならないと規定しているため。ただし、申請を受理後、書類確認を行うなど許認可までに日数を要することから、まずは申請書以外の書類を提出させ、印紙の貼付が可能となった段階で申請書提出させさせていただきます。 【環境省】 【金融庁】 回答困難（他省庁の判断による）	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 回答困難（他省庁の判断による）		
経団連	123	見積書・契約書の電子化	見積書や契約書で、原紙（印紙・押印あり）を求められると、印刷・製本・押印のために、出社しなければならぬ。		全庁	20	書面・押印	【人事院】 見積書は計算規則証明により定められている。契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを送付したE-mail等での申請を認める。 により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】 政府電子調達システム（GEPs）の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めます。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 【外務省】 【金融庁】 eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【消費者庁】 原則オンライン化（電子調達システム）を行う 【公正取引委員会】 1. 見積書については、現時点でメールによる提出を認めている。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【外務省】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	【防衛省】 見積書として定まっているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを送付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 緊急事態宣言発令期間中、法的根拠の有無に関わらず押印せず申請して今後対応可能な書面での提出を認める。 【外務省】 ・契約書への押印は会計法29条8第2項によるもの。 ・電子調達システム（府省共通）では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がない押印を求められるものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一的な対応が必要 【金融庁】 【公正取引委員会】 1. 見積書については、現時点でメールによる提出を認めない。 2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【消費者庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	【人事院】 見積書として定まっているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを送付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 緊急事態宣言発令期間中、法的根拠の有無に関わらず押印せず申請して今後対応可能な書面での提出を認める。 【外務省】 ・契約書への押印は会計法29条8第2項によるもの。 ・電子調達システム（府省共通）では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がない押印を求められるものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一的な対応が必要 【金融庁】 【公正取引委員会】 1. 見積書については、現時点でメールによる提出を認めない。 2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【消費者庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	
経団連	124	履行遅延や工期延期に伴う費用の増額容認	履行遅延や工期延期によって必要となる費用について（下請けへの支払い等）増額の交渉を可とするよう対応してほしい。		全庁	21	その他		【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	
経団連	127	補助金関連の申請等に関する書類の電子化や押印の省略	国の補助金制度において、申請等に関する書類の電子化や押印の省略を是非ともご検討頂きたい。 1. 弊社が上記問題に直面している具体的な補助金制度 ・エネルギー使用合理化等事業者支援事業（資源エネルギー庁） ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（環境省） 2. 書類の電子化、押印の省略をご検討頂きたい事項 ・交付申請（補助金の交付決定を受ける際の必要手続き） ・実績報告（補助事業が完了し補助金を受領する際の必要手続き） ・成果報告（補助金受領後の年1回程度の状況報告の際の必要手続き） ・財産処分申請や計画変更届（補助金受領後に設備や事業者の変更がある際の必要手続き）	・エネルギー使用合理化等事業者支援事業（成果報告） ・成果報告書作成の手引き（H29～H30年度 初年度採択者用）p. P2及びP27。 （財産処分時） 平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 （エネルギー使用合理化等事業者支援事業） ・工場・事業場単位事務取扱説明書p. P102。 ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 02 令和2年度 応募申請書（様式1）：紙の書面と押印が必要。 （成果報告） 紙の書面と押印が必要。	全庁	22	書面・押印		【防衛省】 【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本事後に郵送）について周知することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルを送付いただくことで代替可能と考えられます。また、J-Graphicsをご利用いただければ、交付申請等について電子申請が可能ですので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続に必要な情報を入力できることを条件とする。 【外務省】 eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・法的義務は主務官庁に従う。 【金融庁】 eメール（PDF添付）による提出を認める 【経産省】 本年度事業については、既に公募開始準備が終了しており、システム開発も完了。一部オンライン申請は可能となっているが、当該システムをベースにした審査スキームを構築していることから、書面申請を優先し全面的に申請をオンライン化することは時間的に困難である。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】 【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 法的義務は主務官庁に従う。 【金融庁】 【経産省】 交付申請について、緊急事態宣言の発令に伴い、押印された申請書の提出を必須としていたことから、交付決定前まで提出猶予を設けている。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【環境省】 ネットでの講習の提供などで対応する。 【経産省】 ネットでの講習の提供などで対応する。 全国地方で展開していた公募説明会を動画配信へ代替して対面電話や郵送によって対応する。 交付申請の審査時における様々な疑問にあたっては、昨年までは執行団体にてヒアリングを行うこともあったが、今回の緊急事態宣言に伴い、全庁電話・郵送で対応

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の裏面裏側の簡便、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の裏面裏側の簡便関係 ：法令に根拠があるものについては、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについては、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(待参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	121	行政機関におけるリモートメンタンスの導入	【環境省】 手続の内容・特性に応じて、対応を検討する。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。			【人事院】 今後改定を予定している次期人事ネットワークにおいて、対面での対応を不要とするための必要な検討を行う。 【宮内庁】 情報ネットワークシステム構築等を推進する際には、保守業務を対面以外での対応で行えるか検討し、可能な範囲で導入を図る。 【防衛省】 (対応を検討するが、一部は省のセキュリティ対策の対応が困難) 【農水省】 ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿ったセキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンタンスが可能 ・構築する情報システムごとに必要となるセキュリティ対策が異なるため、個別に検討いただきたい 【厚労省】 対応を検討。ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(特種防護)・テロ対策関係)に関する申請等については対応困難() 【消費者庁】 (機密な修正・保守等の機密が高いシステムについては、行政課長を利用したリモートメンタンスを許可している。) 【国土省】 当省では、情報システムに対するリモートでの運用変更等を禁止していません。 【外務省】 国内には多くのシステムが存在しており、国が複数になるため、以下のとおり回答する。 ○既にリモートでのメンタンス作業を導入済みのシステム数 ○他多くのシステムでは情報セキュリティ上、情報漏洩の懸念があるため対応困難。また、取付の政府共通プラットフォームでリモートメンタンスの実施が期待されていない場合もある。 【金融庁】 その他(当分のセキュリティポリシーにおいて、リモートメンタンスを禁止していません。) 【建設省】 可能なシステムにおいては、リモートによって対応している。外部との接続を行っていないシステムについては、リモート対応が困難であるが、メンタンスの必要性・緊急性に応じて対応。保守要員の始末関係、人数を減らすなどの対応を検討する。 【警察庁】 機密なセキュリティの確保を図りつつ、リモートメンタンスを導入することができれば検討する。 【経産省】 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を元に、想定されるリスクに応じた必要なセキュリティ対策を講じた上で、情報システムのリモートメンタンスは可能であり、既に一部実施。情報システムごとに必要となるセキュリティ対策は異なるため、個別に検討いただきたい。	【環境省】 引き続き、手続のオンライン化を検討する。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
経団連	122	収入印紙の貼付免除	【財務省】 税制改正プロセスを経て、法令改正が必要なため、緊急な対応は困難。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【原子力規制庁】 (手続の特性に応じ、又はにより対応する。また、書面による契約書については対応困難。) 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【消費者庁】 登録試験機関の登録の申請・機能性表示装置の届出(今後オンラインによる証明機能が全庁共通的に導入されれば、書面による提出を不要とすることが可能。) 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力		【財務省】 印紙税は、我が国の税体系及び収支面で基幹税目と見做される重要な役割を果たしていることから、免除といった対応は困難。また、文書の作成時に納税義務が成立し、その作成時が印紙税の納期限となることから、後日貼付とすることは困難。なお、印紙税は紙の文書について課されるものであるため、契約書等を電子的に作成した場合には印紙税は課されない。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
経団連	123	見積書・契約書の電子化	【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【原子力規制庁】 手続の特性に応じ、又はにより対応する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めます。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 1. 見積書については、現時点でeメールによる提出を認めている。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う 【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 ・契約書の押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ：法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 1. 見積書については、現時点で押印を求めているない。 2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上で検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	【環境省】 政府電子調達(GEPS)の利用を促進していく。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	
経団連	124	履行遅延や工期延期に伴う費用の増額容認	【宮内庁】 調達案件の性質等を考慮し、本要望に関して適宜対応することとしたい。 【原子力規制庁】 可能な限り柔軟な運用を行えるか検討する。 【防衛省】 必要に応じて請負代金繰上りもしくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応している。 【総務省】 著しい事情変更に基づく対応については、各契約の主管課室にご確認願います。 【国交省】 契約書の規定に基づき必要に応じて請負代金繰上りの変更を行うなど適切に対応することとしている。 【環境省】 受注者の責に帰さない事由であれば、交渉の実施を検討する。 【外務省】 ・変更契約で対応可能であるが、予算の上限以上の増額は不可能 ・4/7日付で、国土交通省より官庁管理棟及び各地方整備局等宛に「新型コロナウイルス感染症にかかると緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」と題する通達が発表されており、右通達では、必要に応じて請負代金繰上りもしくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応するよう求められていることを踏まえ、受注者から工事の一時中止や工期又は履行期間の延長等の要望がある場合には、右要望について検討することとしたい。 【金融庁】 個別に対応を協議 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【経産省】 工期の延期等に伴い生じる費用については財源の関係で必ずしも認められない場合もあるが、交渉は現状においても可能。	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【原子力規制庁】 柔軟な運用を行えるか検討する。 【防衛省】 今回の様な非常時においてはその都度、必要な事項を定めることとする。 【総務省】 著しい事情変更に基づく対応については、各契約の主管課室にご確認願います。 【国交省】 契約書の規定に基づき必要に応じて請負代金繰上りの変更を行うなど適切に対応することとしている。 【環境省】 受注者の責に帰さない事由であれば、交渉の実施を検討する。 【外務省】 変更契約や履行制度の範囲内で対応可能であるが、予算の上限以上の増額は不可能 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【経産省】 工期の延期等に伴い生じる費用については財源の関係で必ずしも認められない場合もあるが、交渉は現状においても可能。	
経団連	127	補助金申請の申請等に関する書類の電子化や押印の省略	【環境省】 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【防衛省】 又は 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられます。また、iクラウドをご利用いただければ、交付申請等について電子申請が可能ですので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ：法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】 iGrantsとの連携については、昨年より検討をしているところ。省エネに寄与する多種多様な設備更新を支援する「工場・事業場単位」については、申請の要となるエネルギー計算を事業者が独自に算出していることから、計算過程等をシステム上で定義することが非常に難しく、また、工場の大きな立面等の添付書類のサイズ・ボリューム・データ形式も異なるという課題があり、この課題を解決後にiGrantsと連携し、オンライン申請を可能とする予定。 【厚生労働省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】 又は 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】 交付要綱及びそれに準じて作成している交付規程の改訂及び大臣承認が必要。また、通常、押印行為がなされているということは、社内承認手続きが完了している証となっていることから、申請書提出等について、押印に代わる社内承認手続きが完了していることを証明可能な書類(役員会の議事録)を提出を求める等の対応を検討する必要がある。 【厚生労働省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【環境省】 行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 【経産省】 現在対面となっているのが、事業終了後の実績報告を受けての現地検査(確定検査)のみ。この対面対応を廃棄する場合、設備導入の現物確認作業を写真と証憑のみで行う必要があることから、会計課による確定検査の運用変更によって調整が必要。	【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の電子申請の推進、個別手続の電子関係	各種行政手続等の押印廃止の推進関係	個人・法人に対して対面での対応(待合による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	その他
経団連	134	各種書類の押印・書面手続きの削減、設備環境の整備	<p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【法務省】 電子申請の押印・書面関係の削減(ドコファイル等)により作成し、オンラインにより提出する場合、作成(証明)を要するものは作成者及び認証者の電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信する必要がありますが、この場合は押印は必ずしも必要ではありません。 【総務省】 要望事項(タイトル)のうち、各種書類の押印・書面関係の削減については、原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただけますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 手続の特性に応じ、又は により対応する。 【外務省】 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p>	<p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p>	<p>個人・法人に対して対面での対応(待合による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>	その他
経団連	138	契約書類等における押印不要化及びオンライン化の推進、電子署名・電子契約等捺印サービスの公的認定制度の創出	<p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 手続の特性に応じ、又は により対応する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務省】(印紙税について) 契約書を電子で作成した場合には、印紙税は課税されないため、印紙税納付計算による捺印の押印及び収入印紙への提出は不要。 【総務省】 「契約書類等における押印不要化及びオンライン化の推進」については、政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能ですが、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約申請等が可能です。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めます。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能です。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約申請等が可能です。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めます。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】 「電子署名・電子契約等に関する公的認定制度の創出」については、「タイムスタンプ」及び「e-シール」について、総務省において信頼性を確保し、それら「e-シール」等の技術を用いた電子署名による署名の組み込みを可能と早期に実施することを目標とし、その信頼性の確保に努めるとともに、署名の検証についても、電子署名の検証に代わり「信頼性」を確保するための検証を実施する。【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 手続の特性に応じ、又は により対応する。 【外務省】 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 (1) 委任状及び人札書については、(1)紙媒体で人札を行う場合には、法的根拠はないが、明確な会社側の意思表示を確認するために押印した書面が必要。 (2)電子人札を行う場合には、押印した書面は不要。 なお、捺印の場合作業による人札の紙媒体で実施していたが、今は電子人札によってオンライン化する。 2. 見積書については、現時点で押印を求めている 3. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 4. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 5. 請求書については、現時点で押印を求めている。 【警視庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【情報委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【警視庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【公正取引委員会】委任状の提出があれば対応可能。</p>	
経団連	139	官公庁・自治体との取引書類における代理人印鑑の利用	<p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。【公正取引委員会】委任状の提出があれば対応可能。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 手続の特性に応じ、又は により対応する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 総務省の契約においては、年間委任状を提出することにより代理人による入札、契約、請求等を行うことが可能です。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 ・代理人による提出は、委任状の提出により認められている。 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【情報委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【警視庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【公正取引委員会】委任状の提出があれば対応可能。</p>	
経団連	140	官公庁との契約等における必要書類の削減と提出のオンライン化推進	<p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 手続の特性に応じ、又は により対応する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能です。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約申請等が可能です。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めます。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 ・引き続きeメールによる提出を認めるほか、オンライン提出可能な書類はオンライン受付を推進する。 【情報委】 ・引き続きeメールによる提出を認めるほか、オンライン提出可能な書類はオンライン受付を推進する。 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公取】 (1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書についてはeメールによる提出を認める。 3. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。) 【総務省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う 【警視庁】 関係省間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【電子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要 【情報委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力 【公正取引委員会】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 【警視庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	
経団連	141	行政における各種証明書の申請の電子化	<p>【環境省】手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>【防衛省】 契約書類等に防衛秘密が含まれる場合は対応困難 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う 【公取】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的な施策が実施される際は周知等に協力していく。</p>	<p>【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う 【公取】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的な施策が実施される際は周知等に協力していく。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	
経団連	142	領収書提出要求の禁止、領収書印鑑の廃止	<p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>【防衛省】 契約書類等に防衛秘密が含まれる場合は対応困難 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う 【公取】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的な施策が実施される際は周知等に協力していく。</p>	<p>【防衛省】 契約書類等に防衛秘密が含まれる場合は対応困難 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う 【公取】 1. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2. 完了報告書については、押印を求めない(に該当)。 3. 請求書については、現時点で押印を求めている 【総務省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的な施策が実施される際は周知等に協力していく。</p>	<p>【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>	

1. 緊急的な対応の可否											
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印簡便化関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係
経団連	145	国の機関からの監査業務の電子対応の推進	国の機関からの監査業務において、新型コロナウイルスの蔓延下においても、対面での説明報告を求められたことから、出社を余儀なくされた従業員がおります。このため、少なくともウイルスの終息までは、可能な限りオンラインでのご対応として頂きますよう、ご検討頂きたく思います。 (以下、経団連補足) 要望下が想定しているのは、「委託業務事務処理マニュアル」(P36)に基づく、経済産業省の確定検査。 流れは以下のとおりで、要領通りに現地調査となった。 ・完了期日までに委託した業務の報告書を出す。 ・上記の後、完了日から10営業日までに確定検査の実施が必須となっている。 確定検査は省庁担当者が直接受託者の企業に出向き、紙で用意された書類を検査する。(書類内容は実施要領に記載されている)		全庁	29	対面		各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などによって対応する。 ：電話や翻訳によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	31	外務省が発給する証明書(アポスティュー)の電子化	外国での査証取得のために日本の公文書を出す必要が生じ、その提出先機関から外務省の証明を取得するよう求められた場合、また日本にある提出先機関の大使館による査証取得に際して要求された場合に必要となる外務省の証明は、紙面・印が必要となっているので、電子申請を可能にしたい。 現在、緊急事態宣言により郵送可能となっている。		外務省	1	書面・押印		対応困難：外務省のアポスティュー証明・公印確認証明については、現在のところ、提出先である諸外国の官憲、駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していること承知しており、申請人から戸籍謄本、犯罪経歴証明書等の原本の提出を受け、所定の証明を行っている。なお、仮に電子的な申請を受け付けることとなった場合でも、原本への認証が必要となる現在の認証手続自体に大きな変更を行うことが困難な状況にある。	対応困難：提出先の諸外国官憲等の機関が押印を求めている。また、アポスティューについては、条約(外国公文書の認証を不要とする条約)付属書に定められている。	
経団連	50	自治体における産業廃棄物の許可申請手続きの簡素化	各都道府県知事宛の産業廃棄物申請関連の書類については、人事異動の度に押印書類の提出および関係者の住民票等の書類の取得が大量に発生している。負担軽減の検討を求める。		環境省	1	書面・押印		手続に必要な情報を入力できることを条件とする。		
経団連	32	金融機関における振込変更・組戻依頼書の電子化	FAXによる紙の送受信とともに、事前届出印が必要となっており、電子化してほしい。		金融庁	1	書面・押印		一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる振込変更や組戻しに対応。更に、金融機関によっては、別途、意思確認を別途行ったうえで、書面提出・押印は事後扱いとできないが検討。 例えば、メールで受け取り、後日郵送して貰うなど	一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンライン・印鑑レスによる振込変更や組戻しに対応。更に、金融機関によっては、意思確認を別途行ったうえで、書面提出・押印は事後扱いとできないが検討。 例えば、メールで受け取り、後日郵送して貰うなど	
経団連	89	金融商品取引業者等に係る手続きの簡素化等	金融商品取引業者等が業務上、書面により行う必要がある行為(顧客からの書面の受入れ、書面の保存、または当該行為の書面の提出等)について、電磁的な方法を認めていただきたい。また、少なくとも押印が必要な書類については、押印不要としていただくとともに、法令上は電磁的な方法を認められているものうち、慣行上、いまだ書面により行っているものについて、電磁的な方法を推進するよう対応いただきたい。さらに、顧客から電磁的な方法により書面の受入れが認められているものについて、必要に応じて口頭での意思表示による確認(電話における通話録音などの記録等を行うこと)を要件も認めいただきたい。手続きを簡素化していただきたい。(例えば、以下のような書類について、対応を検討いただきたい) ・事業報告書(金商法第47条の2) ・情報共有に係る同意書(金商法第153条) ・健全性規制に係る報告(金商法第47条の6等) ・安定操作届出書・報告書(金商法施行令第23条等) ・注文伝票(金商法第158条等) ・保険募集に係る契約締結前交付書面(保険業法第300条の2等)	金融商品取引法等	金融庁	2	書面・押印		eメールを含むオンラインによる受付を検討。 一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 事業報告書(金商法第47条の2)については既に電子提出可能であり、注文伝票(金商法第158条等)についても既に電磁的記録による作成が可能である。	法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。	
経団連	90-1	事業者求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令：金融商品取引法第103条) ・官公庁への届出(例：消防法に定められる防火・防災管理変更届) ・商業登記に係る申請書の添付書面(写しの添付による対応) ・在宅による金融貸借の媒介(在宅で貸金業を行えるかが不明確) ・宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結前交付書面の電子化 ・官公庁からの交付書類の電子化(例：住民税決定通知書、特別徴収額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している)		金融庁	3	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	eメールを含むオンラインによる受付を検討。 一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 在宅による金融貸借の媒介(在宅で貸金業を行えるかが不明確)：「金融貸借の媒介」自体をオンラインで行うことは可能であり、各種行為規制が遵守されることを前提に、在宅による金融貸借の媒介を行うことは可能。	法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。	
経団連	91-1	テレワークの支障となる手続き等の押印簡便化・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) ・民間の各種契約、申込書への押印の廃止、電子化 ・業界団体、日銀、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・本人確認に係る手続きの簡素化(犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビザ申請機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等) ・電子署名の推進		金融庁	4	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省	一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンライン対応を実現済み(インターネットバンキングサービス等)。また、オンライン化に対応していない金融機関であっても、eメール(PDF添付)による提出を検討。但し、重要な取引については緊急の対応は困難。 取引所等については、日常的な取引を中心に、すでに大多数をオンライン化済みであるが、足もとの対応として、メール(PDF等で添付)による提出を認める。書面の事後提出を認める。等、状況に応じた柔軟な取扱いを行っており、こうした取扱いが確保されるよう働きかける。 監査報告書等に関しては、押印のない写しをeメールで提出し、押印のある原本を事後送付することが現行法令上可能。	一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンラインを踏まえた印鑑レスに対応済み(インターネットバンキングサービス等)。他方、英印・届出印が必要な取引については、緊急的に押印を廃止することは難しいので、後日押印付の書類を郵送などの対応を検討。 取引所等については、法令に根拠のないものについて、一時的に押印を求めない(事後的な提出を認める)等の柔軟な取扱いを行っており、こうした取扱いが確保されるよう働きかける。	
経団連	107	銀行口座改廃などの電子化、届出印の電子サイン化等	金融機関に対する「届出印」、原契約、口座改廃など		金融庁	5	書面・押印		一部の金融機関については、独自のアプリを通じて、オンラインかつ印鑑レスで、銀行口座の開設等の重要な契約手続を行うことが可能。他方、重要な契約手続をオンライン化するためには、一定のセキュリティ水準を維持する必要がある。そのため、ITインフラの整備状況にもよるが、多くの金融機関においては、新たなシステム開発が必要となるケースが多く、緊急的な対応は困難。 なお、銀行規制上、口座改廃などについて、書面申請は義務付けられていない。	一部の金融機関については、独自のアプリを通じて、オンラインかつ印鑑レスで、銀行口座の開設等の重要な契約手続を行うことが可能。他方、重要な契約手続をオンライン化するためには、一定のセキュリティ水準を維持する必要がある。そのため、ITインフラの整備状況にもよるが、多くの金融機関においては、新たなシステム開発が必要となるケースが多く、緊急的な対応は困難。 なお、銀行規制上、口座改廃などについて、押印は義務付けられていない。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	2. 制度対応の可否			
				各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印撤回の簡便化関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	
経団連	145	国の機関からの監査業務の電子対応の推進	【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ・オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ・添付書類の省紙等の書類の簡便化 ・その他(簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印撤回の簡便化関係 ・法令に根拠があるものについては、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ・法令に根拠のないものについては、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ・その他(簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ・電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ・対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ・その他(簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	31	外務省が発給する証明用(アポストリー)の電子化		外務省のアポストリー証明・公印確認証明については、現在のところ、提出先である諸外国の官署、駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していると承知しており、申請人から戸籍簿本、犯罪経歴証明書等の原本の提出を受け、所定の証明を行っている。なお、既に電子的な申請を受け付けることとなった場合でも、原本への認証が必要となる現在の認証手続自体に大きな変更を行うことが困難な状況にある。 なお、今後、諸外国による電子的認証の受け入れに関する動向を注視しつつ、デジタル・ガバメント構想に基づき、電子的申請の受付、認証の実現に向け、段階的に検討して参りたい。	対応困難:提出先の諸外国官署等の機関が押印を求めている。また、アポストリーについては、条約(外国公文書の認証を不要とする条約)付属書に定められている。		
経団連	50	自治体における産業廃棄物の許可申請手続きの簡便化	許可事務を担う各都道府県知事・政令市長に対して通知した。 また、同通知では、申請者が提出する添付書類のうち、登記事項証明書等の添付が困難になっている場合には、そのような添付書類の不備をもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けただで補正を指示することで、既存の有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい旨を合わせて周知した。	手続のオンライン化を検討する。	法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。	を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。	手続のオンライン化を検討する。
経団連	32	金融機関における振込変更・組戻依頼書の電子化		一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる振込変更や組戻しに対応している。今後、こうした取扱いを拡大できないか、また、他に意思確認の手段がないか検討。	一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる、印鑑レスの振込変更や組戻しに対応している。今後、こうした取扱いを拡大できないか、また、他に意思確認の手段がないか検討。		必ずしもITリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。
経団連	89	金融商品取引業者等に係る手続きの簡便化等		投資者保護上の支障がない限り ・事業報告書はオンライン提出可能 ・情報共有に係る同意書については ・健全性規制に係る報告書はオンライン提出可能 ・安定操作届出書・報告書については当局への届出・報告はオンライン提出可能。取引所への提出については ・注文伝票はオンライン保存可能 ・契約者保護に支障がない限り なお、法令上、オンライン提出が可能なのでもあってe-govが未対応のものもあり、2020年度中にシステム対応を検討中。	当庁所管のデジタル行政推進法施行規則により法令上対応済み。		信用格付業者に関する対応も左記同様。
経団連	90-1	事業者求められる書面手続きの電子化・簡便化	資金業者の従業員について、一時的な在宅勤務(テレワーク)を行うことは可能。	オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる 但し、一部の原本の確認が必要な添付書類の内、電子化されていないものについては、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 ・役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令:金融商品取引法第163条): 役員・主要株主の売買報告(根拠法令:金融商品取引法第163条)はデジタル手続法によりオンライン提出が可能。ただし、e-govが未対応であり、2020年度中にシステム対応を検討中。 在宅による金銭貸借の媒介(在宅で貸金業を行えるかが不明確): 「金銭貸借の媒介」自体をオンラインで行うことは可能であり、各種行為規制が遵守されることを前提に、在宅による金銭貸借の媒介を行うことは可能。	全ての手続きについて押印の必要性を再検証し、電子化を含めて、原則、押印廃止のために必要な検討を行う。		資金業者の従業員について、一時的な在宅勤務(テレワーク)を行うことは可能。
経団連	91-1	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化	必ずしもITリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。	一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンライン対応を実現済み(インターネットバンキングサービス等)。また、オンライン化に対応していない金融機関であっても、一部は今後のオンライン化を検討。 他方、オンライン化の促進のためには、全業態の慣行の変更が必要。 取引所等については、 日常的な取引を中心に、すでに大多数をオンライン化済みであるが、 重要な契約書等については、私文書としての真正性担保のため押印撤廃困難なものも一部存在。 提出頻度の高いものを中心に、電子化を推進する方向で働きかける。	一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンラインを踏まえた印鑑レスに対応済み(インターネットバンキングサービス等)。 他方、実印・届出が必要な重要な取引については、代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要なので、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。 取引所等については、 法令に根拠のないものについては、押印の廃止を検討する。 重要な契約書等については、私文書としての真正性担保のため押印撤廃困難なものも一部存在。		必ずしもITリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。
経団連	107	銀行口座改廃などの電子化、届出印の電子サイン化等		一部の金融機関においては、銀行口座の開業を含む、重要な契約手続について、電子署名の導入や独自のアプリの開発などを通じてオンライン化を検討している。他方、銀行口座の開業を含む、重要な手続をオンライン化するためには、多くの金融機関において、重要な手続の代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要。そのため、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある(但し、オンライン化には全業態の慣行の変更が必要との声も強い)。 なお、銀行規制上、口座改廃などについて、書面申請は義務付けられていない。	一部の金融機関においては、銀行口座の開業を含む、重要な契約手続について、電子署名の導入や独自のアプリの開発などを通じて、押印のオンライン化を検討している。他方、多くの金融機関においては、押印の代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要なので、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。また、一部の契約については、押印の廃止やサインによる代替を検討(但し、押印の廃止等には全業態の慣行の変更が必要との声も強い)。 なお、銀行規制上、口座改廃などについて、押印は義務付けられていない。		

										1.緊急な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当官庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書類書類の簡便、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印印刷の削減関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求めも手続関係
経団連	126	株式取得届出書提出手続きのオンライン化	1.「株式取得に関する計画届出書」については、現在書着又は郵送による提出のみ認められているが、届出書の電子ファイル(但し届出書の署名押印は省轄可、又はこれに代わる電磁的推量を認められている)を添付した電子メールによる提出を認めていただきたい。 2.その他、同電子メールには添付書類として「株式取得に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類」の電子ファイル(但し各書類の署名押印は省轄可、又はこれに代わる電磁的推量を認められている)を添付することを認めていただきたい。 3.「届出前相談」については、現在書着又は電話でのみ行うことが可能とされているが、電子メールによる相談を受け付けていただきたい。	<株式取得に関する計画届出書記載要領> 10頁 株式取得計画についての届出上の注意 1 届出書及び添付書類について 下記の書類を、 - の順序でファイル(緑色のA4判)にとじ込み、1部提出してください。添付書類については、コピーしたものも提出する場合には、両面コピーも可能です。 届出書(後記の記載要領により記載してください。) 株式取得に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類	公正取引委員会		書面・押印		原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認める。	原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認める。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求めも手続関係 :オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 :ネットでの講習の提供などで対応する。 :電話や郵送によって対応する。 :その他(簡便にご記入ください。) :対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	36	企業活動基本調査票の電子化	経済産業省からの常時従業員数(社員と社員外)に係る調査依頼において、封書での依頼、返信期間による回答を行っているため。		経済産業省	1	書面・押印		企業活動基本調査は郵送での回答提出だけでなく、電子調査票によるオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、実施事務局又は担当課までお問合わせください。		
経団連	75-3	各種検査報告書の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水構清浄、水質検査、機器等用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告書の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告書の電子化(以下、経団連補足)ビル衛生法では「点検結果報告書」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化(電気主任技術者/ボイラー運転/危険物取扱等)	道路交通法(第74条の3第1項、第4項)/ 消防法/高圧ガス保安法/水道法/ビル衛生管理法/建築基準法/電気事業法/労働安全衛生法	経済産業省	2	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設し、書面申請の簡便を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤(GビズID)を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。
経団連	76-3	資格更新のe-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。(電気工事士)	電気工事士法	経済産業省	3	対面				資格更新のe-ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省令改正等の作業中。
経団連	81	再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)に基づく申請・届出の電子化	再生可能エネルギー特別措置法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。(例:賦課金減免措置等)	再生可能エネルギー特別措置法	経済産業省	4	書面・押印		【賦課金減免措置】 eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 【FIT発電事業認定】 申請手続の一部(新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所)はオンライン化済み	【賦課金減免措置】 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 【FIT発電事業認定】 申請手続の一部(新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所)はオンライン化済み	対面での対応を求めていない
経団連	82	エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・届出の電子化	エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へメールで提出することが求められている。	エネルギー供給構造高度化法(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律)	経済産業省	5	書面・押印		非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係): 提出が月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係): 提出が月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係): (対面での対応を必要としない。)
経団連	83	電気事業法に基づく申請・届出の電子化	電気事業法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。(例:代表者変更届)	電気事業法	経済産業省	6	書面・押印		非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係): 提出が7月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係): 提出が7月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係): 対面での対応を必要としない。
経団連	84	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)に基づく申請・届出の電子化	RPS法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。	RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)	経済産業省	7	書面・押印		eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	対面での対応を求めていない
経団連	91-2	テレワークの支障となる手続き等の押印簡便・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡便化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡便化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) ・民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・業界団体、日経、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・本人確認に係る手続きの簡便化(犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等) ・電子署名の推進		経済産業省	8	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省			
経団連	92	NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)に対するプレゼンテーションのオンライン化	NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)からの公募に対する提案書の作成対応の中で、「プレゼンDVDを提出する」という要求がある。そのため、関係者は撮影のための出社を余儀なくされている。これを、DVD提出ではなく、リアルタイムのオンラインプレゼンにしていただきたい。		経済産業省	9	その他				

		2. 制度的対応の可否					
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の推進関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	126	株式取得届出書提出手続きのオンライン化	届出前相談については、電子メールでも受け付けているほか、電子相談窓口を設置している。 https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?id=merger	(令和4年度にホームページシステムの更改を予定しているところ、更改時にオンラインによる手続を可能とすることを目的に検討を行う。)	電子証明書等による本人証明を要する	制度的対応が必要なものはない	
経団連	36	企業活動基本調査票の電子化		企業活動基本調査は郵送での回答提出だけでなく、電子調査票によるオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、実施事務局又は担当課までお問い合わせください。			
経団連	75-3	各種検査報告書等の提出の電子化		都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、本年より運用開始している産業保安・製品安全法令電子申請システム(保安ネット)の対象手続に当該報告書も追加することについて検討を行う。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 経済産業省への申請に関しては、保安ネットの対象手続に当該報告書も追加することについて検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GビズID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。	都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対して、電話やオンライン会議などデジタル技術の活用について検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	
経団連	76-3	資格更新のe-ラーニング対応				資格更新のe-ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省令改正等の作業中。	
経団連	81	再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)に基づく申請・届出の電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。	対面での対応を求めていない	
経団連	82	エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・届出の電子化		非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)：オンライン申請システムの導入を検討中。 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係)：eメールによる提出	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)：押印が不要となるよう、オンライン申請システムの導入を検討中。 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係)：現状の様式で、会社の実印は求めず、電子印捺付の署名が行われたPDF等の電磁記録をEメールで受領し、代替する(全省或いは省内の他の手続き等の状況から、真正性等に問題が無いことが確認できた場合)。	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)：(対面での対応を必要としない。) 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原油等の有効利用目標達成計画関係(法第11条第1項関係)：	
経団連	83	電気事業法に基づく申請・届出の電子化		<事業規制関係> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 本年より産業保安・製品安全法令電子申請システム(保安ネット)の段階的な運用を開始しており、下記対象手続については四国、九州、沖縄で既にオンライン化済み。その他地域についても令和2年中を目処に運用開始予定。今後、対象手続の拡大についても検討を行う予定。 ・事業用電気工作物の保安規程の届出 ・事業用電気工作物の保安規程の変更の届出 ・事業用電気工作物の主任技術者の選任届出 ・事業用電気工作物の主任技術者の解任届出 ・事業用電気工作物の主任技術者の兼任承認 ・主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者とする許可 ・保安管理業務外部委託承認 ・自家用電気工作物設置者の発電所の出力の変更等の報告 ・需要設備の廃止の届出 ・発電所の廃止の届出 ・ばい塵(雑音・振動)発生施設の廃止の届出	<事業規制関係> 押印を求めない、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 保安ネットの運用地域を拡大するとともに、対象手続の追加についても検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GビズID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。	対面対応を必要としない	
経団連	84	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)に基づく申請・届出の電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる 今年4月から、eメール(PDF等で添付)による提出を認める	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。	対面での対応を求めていない	
経団連	91-2	テレワークの支障となる手続き等の押印廃止・電子化		該当手続を精査し、優先度を整理した上で対応を検討する。			犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認に関しては、内閣官庁主導のもと、マイナンバーカード等のデジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の検討を実施しているところ。今後、各業種の状況も踏まえつつ、検討を更に進めていく。 電子署名については、普及促進を行っていく。
経団連	92	NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)に対するプレゼンテーションのオンライン化		現在公募中の1事業において、「プレゼンDVDを提出する」としているが、プレゼン動画については、スマホ等で録画した動画の電子媒体での提出、提案概要について説明する音声データのみの電子媒体での提出も可とする対応とする。			プレゼンテーションが必要なものについては、電話やオンライン会議などデジタル技術をより一層活用してまいりたい。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の審査費等の徴収、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	1.緊急的な対応の可否 各種行政手続等の押印簡便の取組関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めるまいこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	108	公共料金の指定納付書の電子化	公共料金は指定納付書(もしくは口座引き落とし)での支払いを求められている。NTT関係の会社への支払は、通常の利用料のみならず、差押金の送金などについても納付書での支払いを指定。(口座引落とし、支払いIBPOなどの活用も会社側で裏付けはあります)		経済産業省 総務省 国土交通省 厚生労働省	10	書面・押印		【経産省】電気料金、ガス料金の請求方法については、需要家の選択に任ざられており、請求方法を指定していません。電子の方法での請求を御希望の場合、契約されている小売事業者まで御相談ください。		
経団連	22	中小企業経営強化税制にかかわる工業会証明書の押印簡便	政府は、中小企業の経営力や生産性の向上を目的とする設備投資を支援するため、「中小企業経営強化税制」等において、生産性向上指標(生産効率、精度、エネルギー効率等)等の一定の要件を満たす設備投資に関し税制上の優遇措置を講じている。 一方で、税制優遇を受けようとする事業者は、当該設備が上記要件を満たすことを証明するため、設備メーカー等を通じて、工業会等が用意する証明書(フォーマットは中小企業庁が定める様式に準拠)を入手する必要があり、それには必要事項の記載に加え、設備メーカー及び工業会の双方が押印するよう定められている。 新型コロナウイルスの感染拡大を受けてテレワークが原則化している状況において、書類への押印処理が制約となって税制優遇措置に必要な証明書発行のプロセスが停滞せぬよう、証明書フォーマットへの押印処理を省略するなどの緩和措置を早急に講じて頂きたい。	・工業会証明書の取得の手引き(中小企業庁) ・工業会等による証明書等の様式(中小企業庁) ・中小企業等経営強化法施行規則第16条	経済産業省	11	書面・押印				
経団連	67-2	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和(認証事業者が発行する証明書を添付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等の含意結果を法人登記上の役員住所地向郵送する等)する。若しくは要件を満たすサービスを公開(特定)してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の権限が限定(派生特定)されていることから代行処理ができないので、該当派生でしか対応できない要件を緩和してほしい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の認定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができるとする。	電子署名法 第3条	経済産業省	12	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省			
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	経済産業省	13	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)			
経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化	○ガス事業に関連する事業において、登録・変更を要するもの、および定期的に報告を求められているものについては、定められた様式に別紙資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ提出することが法令上求められている。 ○新型コロナウイルス対策として、需要家保護や感染予防のために実施する手続きについても、原則として、公印押印および書面での提出が求められている。 例) 託送供給約款以外の託送供給(ガス料金支払期限延長措置)	ガス事業法	経済産業省	14	書面・押印		＜事業規制関係＞ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ 電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を新設することとし、書面申請の取組を図る。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。	＜事業規制関係＞ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ 電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、新設する簡易申請窓口は法人認証基盤(GピズID)を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。	対面対応を必要としない。
経団連	54	警備業に関する各種申請・届出書類の簡素化	警備業や機械警備業務の認定・変更・廃止の申請や、営業所の届け出、制服や護身用具の届け出、警備員指導教育責任者の届け出などは、警備業法に書面での提出が定められているが、いづれも紙の書類を警察署に持参する等手間がかかっている。 例えば、警備員指導教育責任者が異動により変更となる場合は、定められたフォーマットでの書類を作成し、セコム本社を管轄する原簿警察署(道府県の場合はさらに同府県警の最寄りの警察署の二か所に)提出している。	警備業法(第5、7、9、10、11、16、17、40、41条)	警察庁	1	書面・押印		国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年 国家公安委員会規則第6号)第11条の規定に基づき、都道府県公安委員会において手続等を定めることにより、既にオンライン化は可能となっている。		
経団連	55	道路使用許可申請の電子化	警備のために電柱に監視カメラを設置することがあるが、道路に高所作業車を置いて作業するような場合には、所轄警察署に作業届を提出する必要がある。	道路交通法	警察庁	2	書面・押印		現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考え。		
経団連	91-3	テレワークの支障となる手続き等の押印簡便・電子化	ソフトウェアの更新などの手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) ・民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・業界団体、日報、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・本人確認に係る手続きの簡素化(犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等) ・電子署名の申請	道路交通法(第74条の3第1項、第4項) / 消防法 / 高圧ガス保安法 / 水道法 / ビル衛生管理法 / 建築基準法 / 電気事業法 / 労働安全衛生法	警察庁	3	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第6条では、オンラインによる本人確認手続を既に認めているが、引き続き解の明確化を図る。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手続を既に認めているが、引き続き解の明確化を図る。	
経団連	6-4	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	道路使用許可申請書を警察署に届け出る際、持参しなければならない。道路使用許可申請についても、非対面化を進めて頂きたい。		警察庁	4	対面				現在、一部の都道府県警察では、既に、電子申請等の非対面での申請書の提出に対応しているが、道路使用許可を受けようとする行為の態様によっては、非対面による申請書の提出によって、かえって提出後の手続が煩雑となり、申請者の負担が増加する懸念もある。そのため、事前に当該行為に係る場所を管轄する警察署に相談されたい。
経団連	75-5	各種検査報告書の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調換気機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水権清掃、水質検査、機器等水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足ビル法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 (電気主任技術者/ボイラー運転/危険物取扱等)	道路交通法(第74条の3第1項、第4項) / 消防法 / 高圧ガス保安法 / 水道法 / ビル衛生管理法 / 建築基準法 / 電気事業法 / 労働安全衛生法	警察庁	5	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	安全運転管理の届出 現在、一部の都道府県警察において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考え。		

				2. 制度的対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印印刷の簡便化関係	個人・法人に対して対面での対応(待合による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係
				<p>オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。)</p> <p>・添付書類の省減等の書類の簡便化 ・その他(簡潔にご記入ください。)</p> <p>・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>	<p>法令に抵触がないものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ・その他(簡潔にご記入ください。)</p> <p>・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>	<p>個人・法人に対して対面での対応(待合による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ・電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。)</p> <p>・対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ・その他(簡潔にご記入ください。)</p> <p>・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>
経団連	108	公共料金の指定納付書の電子化	<p>【厚労省】水道事業者の事務であるため、厚生労働省としては判断できないが、水道法や厚生労働省通知等により書面提出や押印は求められていない。 【国土省】ご要望の趣旨が、下水道使用料の支払い方法の多様化を求めるものであれば、地方自治法第231条の2に基づき、地方公共団体の判断で、現金払いや口座引き落としのほか、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンを使った「QRコード」決済を導入することは可能となっている。 例えば東京都では、PayPay等の一部スマートフォン決済も導入されている。 【総務省】(電話料金・NTT関係各社への支払いについて) ・法令に基づいて行われている行政手続等ではないため、国により緊急的な措置を実施できる対象ではありませんが、各電話事業者の判断により納付書だけではなく、口座振替やクレジットカードによる支払を可能とするなど柔軟に対応している状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支払手段が困難な場合には、多くの事業者において、利用者からの申告に基づき支払期限の延長を実施している状況であると承知しています。 ・NTTによれば、「個別契約による取引について、新型コロナウイルス感染症対応のため、納付書による支払が困難な場合には、個別に対応を検討する」とのことですので、契約しているNTT関係会社にご相談ください。</p>	<p>【経産省】電気料金、ガス料金の請求方法については、需要者の選択に任されており、請求方法を指定していません。電子的方法での請求を希望の場合、契約されている小売事業者まで御相談ください。</p>	<p>【厚労省】水道事業者の事務であるため、厚生労働省としては判断できないが、水道法や厚生労働省通知等により書面提出や押印は求められていない。 【国土省】ご要望の趣旨が、下水道使用料の支払い方法の多様化を求めるものであれば、地方自治法第231条の2に基づき、地方公共団体の判断で、現金払いや口座引き落としのほか、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンを使った「QRコード」決済を導入することは可能となっている。 例えば東京都では、PayPay等の一部スマートフォン決済も導入されている。 【総務省】(電話料金・NTT関係各社への支払いについて) ・法令に基づいて行われている行政手続等ではないため、国により制度的な措置を実施できる対象ではありませんが、各電話事業者の判断により納付書だけではなく、口座振替やクレジットカードによる支払を可能とするなど柔軟に対応している状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支払手段が困難な場合には、多くの事業者において、利用者からの申告に基づき支払期限の延長を実施している状況であると承知しています。 ・NTTによれば、「個別契約による取引について、新型コロナウイルス感染症対応のため、納付書による支払が困難な場合には、個別に対応を検討する」とのことですので、契約しているNTT関係会社にご相談ください。</p>	
経団連	22	中小企業経営強化税制にかかわる工業会証明書の押印簡便				
経団連	67-2	電子署名の利用要件の緩和	<p>電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果(事実上の推定)を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している(これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである)。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効が働く)とされている(念のため付言するに、この形式的な資格(成立の真正)というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第3条の電子署名に含めた場合(第3条の括弧裏要件を削除した場合)には、実体とかけ離れた予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい緩衝剤が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる請求を一定の請求に限定するとの要件は定められていない。</p>		<p>電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果(事実上の推定)を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している(これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである)。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効が働く)とされている(念のため付言するに、この形式的な資格(成立の真正)というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第3条の電子署名に含めた場合(第3条の括弧裏要件を削除した場合)には、実体とかけ離れた予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい緩衝剤が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる請求を一定の請求に限定するとの要件は定められていない。</p>	
経団連	131-2	電子印制度等の活用推進	電子署名については、普及促進を行っていく。			電子署名については、普及促進を行っていく。
経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化		<p><事業規制関係> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 本年より産業保安・製造安全法令電子申請システム(保安ネット)の段階的な運用を開始しており、下記対象手続については四国、九州、沖縄で既にオンライン化済み。その他地域についても令和2年中を目処に運用開始予定。今後、対象手続の拡大についても検討を行う予定。 ・事業用電気工作物の保安規程の届出 ・事業用電気工作物の保安規程の変更の届出 ・事業用電気工作物の主任技術者の選任届出 ・事業用電気工作物の主任技術者の兼任届出 ・主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者とする許可 ・保安管理業務外部委託承認 ・自家用電気工作物設置者の発電所の出力の変更等の報告 ・需要設備の廃止の届出 ・発電所の廃止の届出 ・ばい煙(騒音・振動)発生施設の廃止の届出</p>	<p><事業規制関係> 押印を求めない、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 保安ネットの運用地域を拡大するとともに、対象手続の追加についても検討を行う。保安ネットは法人認証システム(G BizID)を利用しており、当該システムを通じての届出は押印不要となっている。</p>	対面対応を必要としない
経団連	54	警備業に関する各種申請・届出書類の簡便化	<p>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条の規定に基づき、都道府県公安委員会において手続等を定めることにより、既にオンライン化は可能となっている。</p>			
経団連	55	道路使用許可申請の電子化	<p>現在、一部の都道府県警署において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警署については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考ええる。</p>			
経団連	91-3	テレワークの変換となる手続き等の押印簡便化・電子化	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第6条では、オンラインによる本人確認手続を既に認めているが、引き続き解釈の明確化を図る。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第6条では、本人確認手続において押印は求められていない。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手続を既に認めているが、引き続き解釈の明確化を図る。</p>	
経団連	6-4	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				<p>現在、一部の都道府県警署では、既に、電子申請等の非対面での申請書の提出に対応しているが、道路使用許可を受けようとする行為の態様によっては、非対面による申請書の提出によって、かえって提出後の手続が煩雑となり、申請者の負担が増加する懸念もある。そのため、事前に当該行為に係る場所を管轄する警署等に御相談されたい。</p>
経団連	75-5	各種検査報告書等の提出の電子化	<p>安全運転管理の届出 現在、一部の都道府県警署において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警署については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考ええる。</p>			

										1. 緊急的な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の審査申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の簡便化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印印刷の削減関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	63-2	携帯音声通信事業における本人確認の非対面化	携帯電話不正利用防止法第2章に定める本人確認方法は対面でも本人確認書類を確認する方式であり、接触が不可欠。郵送等で対応できるように変えて欲しい。(セコムの場合はみまもりホンが対象)。	携帯電話不正利用防止法 第2章	警察庁	6	対面	総務省、警察庁			携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認められている。
経団連	38	原子力規制委員会への届出・報告等の電子化	原子力規制委員会が、事務局の原子力規制庁とともに、原子力に対する種々な規制を行うことを目的として、多数の法律、法令、規則に従って、原子力関連設備、核燃料物質、放射性同位元素、国際規制物質等の管理に関する届出、報告、手続きを実施しており、それらの届出物は事業者代表者が押印した資料の提出を、要求事項で決められた部数郵送しております。	「原子力基本法」「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」「放射性同位元素等の規制に関する法律」等	原子力規制庁	1	書面・押印		又は で対応可能。 ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ対策施設))に関する申請等については対応困難()	又は で対応可能。(一部対応済み)	、又は で対応済み。 ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ対策施設))に関する申請等については対応困難()
経団連	62	下請事業者に電磁的方法で書面提供する際の事前承認制度の廃止	下請法第3条に基づき、書面を電磁的方法により提供する場合は、予め下請事業者に対して使用する電磁的方法の種類(メール等)、内容(PDF等)を示して、「書面又は電磁的方法による承認を得る必要がある。	下請法 第3条	公正取引委員会 経済産業省		書面・押印		【公正取引委員会、経済産業省】 (手続の電子化の観点からは、現行法においても下請事業者の承諾があれば電子メール等の電磁的方法での発注書面の交付が可能であり、当該承諾も電磁的方法によって得ることが認められている。下請事業者に適切に発注書面の交付が行われることを確保する観点から、下請事業者の承諾を得ることは必要である。なお、書面から電磁的方法での発注書面に切り替える際に、下請事業者の承諾を得る必要はあるものの、電磁的方法により発注書面を交付する度に、毎回、下請事業者の承諾が必要となるものではない。)	【経産省】 (現行制度において下請事業者から承諾を得るに当たって押印は必要とされていない。)	
経団連	1-1	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	労基署への届け出し(36協定)について、電子申請が煩雑であること、郵送・Faxによる提出はあるが、メールでの提出ができないこと		厚生労働省	1	書面		今後も、36協定の電子申請の利用促進を図ることにより、使用者の事務負担軽減に取り組んでいく。なお、メールでの提出を可能としまつと、該送付や送付先が判明しないなどによる確認作業が生じることで、かえって受理までの手続きが煩雑となる。		
経団連	1-4	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	薬事・品質関連の届け出しに関して、捺印が求められること		厚生労働省	2	押印			法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする	
経団連	1-5	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	東京労働局への一般事業主行動計画等、捺印が求められること		厚生労働省	3	押印		電子申請の利用が可能	電子申請(電子署名)の利用が可能	
経団連	1-6	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	ハローワークへの届け出し(助成金、被保険者証)にて捺印、直接提出が求められること		厚生労働省	4	押印			<助成金> 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小中学校休業等対応コース)及び新型コロナウイルス感染症による小中学校休業等対応助成金の記名押印欄について、署名による申請にむけて準備している。 <被保険者証> 署名による申請も可能としている。	
経団連	1-7	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	年金事務所への届け出し(年金関連)にて、捺印直接提出が求められること		厚生労働省	5	押印		事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	
経団連	1-8	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	関東信越厚生用への年金に関する届け出し(決算等)にて、捺印、直接提出が求められること		厚生労働省	6	押印			e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。書面申請の場合も柔軟に対応。	
経団連	1-9	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止	健康保険の不要届、異動届などが紙ベースであること(厚生労働省が電子化推進中だが、健保内の事務は依然とし紙ベース)		厚生労働省	7	書面		保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。		
経団連	4	感染症拡大に備えた准看護師相当の時間的医療資格取得の規制緩和	【背景】 ・ 緊急需要の急減に合わせて本邦航空会社では乗客数を減少させた結果、千人単位の客室乗務員が一時的に休業した状態となっている(例:ANA 客室乗務員5,000人を休業、JAL 客室乗務員 教育や訓練で業務維持)。 ・ 一方で、新型コロナウイルス感染症の患者数増、学校の臨時休業により医療現場では通常の4倍の看護師確保が必要となった(例:人工呼吸器の運用に1患者当たり2人の看護師配備が必要、学校休業により在宅となる児童のケアのため多くの看護師が一時的に離職)。WHOでは世界で750万人の看護師が不足すると見込む。 【制度概要】 ・ 休業している客室乗務員を医師監督の訓練メニューを通して、准看護師(全国34万人、医師・看護師の陪席時に限り医療行為が可能な資格、国家資格ではなく地方自治体による許認可制)相当に訓練し、ハンデミック時に医療現場に派遣できる制度の新設を要望する(参考:自衛隊における予備自衛官補と同様:https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/recruit/15.html)。 ・ 通常、准看護師は2年間の産学及び実地訓練を経て資格取得が可能となる。本制度では、既存の准看護師資格との明確な区別として、1年間の産学及び実地訓練に訓練期間を短縮し、資格が有効となるのは緊急時に地方自治体の要請があった場合に限るものとする(名称としては予備准看護師を提案する)。また、可能な限り訓練をオンライン化するなど、非対面で受講・手続き可能な体制を整える必要がある。 ・ 全国にいる客室乗務員1万人は救命救急訓練だけでなく、ホスピタリティに関する訓練を日常的に受けており、緊急時の医療現場における貴重な戦力足り得ると思われる。 ・ 既に北欧のスカンジナビア航空では、一時的に解雇した1万人従業員のうち、客室乗務員30人を准看護師相当に訓練するプログラムを開始済。同社の事例をモデルに英国の航空会社(easy		厚生労働省	8	その他				
経団連	5-2	生命保険会社に対する財産調査業務の電子化	税務署・福祉事務所等の行政機関は、財産調査等()を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行なっている。生命保険会社は、このような行政機関からの照会に日々対応しているが、照会が紙ベースのものとなっているため、手作業で照会確認をしながら事務処理を行っており、出社して対応することが必要な状況となっている。 紙ベースで照会がなされている点は、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政当局においては、民間企業とも連携したきつ、照会業務の電子化に向けて検討いただいていることと承知しているが、生命保険会社としてテレワークをいっそう強力に進めていく観点から、かかる照会業務の電子化の早急な実現を改めて要望したい。 なお、弊社には、年間140万件を超える財産調査の文書照会をいただくが、テレワークを推奨しようとしている現下においては、速やかに対応しなければならぬ案件の優先順位を付けていただく等の対応も検討させていただきたい。 ()徴収(税金滞納)、福祉(生活保護)、相続等に付する財産調査	【税務署照会】 国税徴収法第141条、国税徴収基本法第2条第141条関係第5条、国税通則法第74条の2、第74条の3、地方税法第26条 【福祉事務所照会】 生活保護法第29条	厚生労働省	9	書面・押印	国税庁、厚生労働省	行政機関から金融機関への照会・照会業務のデジタル化に向けて、内閣府及び金融庁において官省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会等が開催されているところ。預貯金等の照会・照会業務については、生活保護申請者や受給者の氏名、生年月日、住所などの個人情報やとりが必要であるため、業務の電子化を行うにあたっては、自治体と生命保険会社間での情報セキュリティの確保や、システムの導入コストの比較検討を行い、引き続き、照会・照会業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組を推進していく。		
経団連	14	労働基準監督署への各種届出の電子化・押印廃止	労働基準関係)：労使協定(36協定他)、就業規則変更届、労働保険代理人届については、書面、押印、届出が必要。 (労働安全衛生関係)：定期健康診断結果報告書、ストレスチェック検査結果報告書、統括安全衛生管理者報告については、書面、押印、届出が必要。 (労災関係)：労災申請書類、付属書類、第三者行為災害届についても、書面、押印、届出が必要。 届出については郵送で受け付けてもらえるが、そもそも電子化できないのか。		厚生労働省	10	書面・押印		(労働基準関係、労働安全衛生関係) 36協定、就業規則及び労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能となっている。 (労災保険給付関係) 事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。	(労働基準関係) 記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 (労働安全衛生関係) 押印に代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) (労災保険給付関係) 押印がないものも受け付けている。	
経団連	15	都道府県労働局への各種届出の電子化・押印廃止	以下の手続きについて、書面・押印・直接届出が必要とされている。 ・労働保険料の申告書、還付請求書等 ・継続雇用高齢者について有期雇用特別措置法による特例の適用を希望する届出 ・一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法)		厚生労働省	11	書面・押印		<労働保険料の申告書、還付請求書等> 署名があれば押印不要。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) <有期雇用特別措置法による特例届出> 既に、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 <一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法)について> 電子申請の利用が可能	<労働保険料の申告書、還付請求書等> 署名があれば押印不要。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) <有期雇用特別措置法による特例届出> 既に、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 <一般事業主行動計画策定・変更届(次世代育成支援対策推進法)について> 電子申請(電子署名)の利用が可能	
経団連	16	公共職業安定所への各種届出の電子化	以下の手続きについて、書面・直接届出が必要とされている。 ・公正採用選考人権啓発推進員状況報告 ・専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類		厚生労働省	12	書面・押印		<公正採用選考> 郵送での報告を可能とする。 <専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類> 制度改正(令和元年10月1日)により事業主の証明は不要となっている。	<公正採用選考> 法令に根拠はなく押印を廃止する又は求めないこととする。 <専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類> 制度改正(令和元年10月1日)により事業主の証明は不要となっている。	
経団連	17	確定拠出年金制度申請の電子化・押印廃止	地方厚生局に提出する確定拠出年金制度申請書類は、書面・押印・届出が必要となっている。電子化できないのか。		厚生労働省	13	書面・押印		<e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。また、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応。	e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。	

		2. 制度的対応の可否					
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続き等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続き等の押印原則の簡便化関係 ：法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	63-2	携帯音声通信事業における本人確認の非対面化				携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認められている。	
経団連	38	原子力規制委員会への届出・報告等の電子化		で対応を検討。(eメールでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。) ただし、放射性同位元素の規制に関する法律及び国際規制物質に関する申請等については(他の法律における運用の調査・検討を進める) また、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ対策施設))に関する申請等については対応困難()	又は で対応を検討。(一部対応済み)	で対応を検討。 ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ対策施設))に関する申請等については対応困難()	
経団連	62	下請事業者に電磁的方法で書類提供する際の事前承認制度の廃止		【公正取引委員会、経済産業省】(手続の電子化の観点からは、現行法においても下請事業者の承諾があれば電子メール等の電磁的方法での発注書類の交付が可能であり、当該承諾も電磁的方法によって得ることが認められている。下請事業者と適切に発注書類の交付が行われることを確保する観点から、下請事業者の承諾を得ることは必要である。なお、書面から電磁的方法での発注書類に切り替える際に、下請事業者の承諾を得る必要はあるものの、電磁的方法により発注書類を交付する度に、毎回、下請事業者の承諾が必要となるものではない。)	【経産省】(現行制度において下請事業者から承諾を得るに当たって押印は必要とされていない。)		
経団連	1-1	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化		現状、電子申請での提出は可能となっている。			
経団連	1-4	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化			法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。		
経団連	1-5	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化		電子申請の利用が可能	電子申請(電子署名)の利用が可能		
経団連	1-6	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化			<助成金> 緊急対応以外の雇用関係助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定。 <被保険者証> 署名による申請も可能としている。		
経団連	1-7	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化		事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。		
経団連	1-8	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化			e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。		
経団連	1-9	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化		保険者が健康保険組合の場合、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。			
経団連	4	感染症拡大に備えた准看護師相当の時間的医療資格取得の規制緩和	医行為は、医師の医学的診断および技術をもってするものでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為のことを言い、医行為を実施できる職種は医師又は医師の指示を受けた看護師や准看護師等に限定されているところである。 ご提案いただいた、看護師や准看護師等の資格はないものの、救命救急等に一定の知見を有する者について、准看護師資格取得に必要な期間を短縮して准看護師相当に訓練し、ハンデミック時に医療現場に派遣できる制度の新設制度を創設することについては、 ・安全性の確保等の課題 ・既存の医療関係職種の業種の状況等を踏まえた対応の必要性等に鑑み、関係団体の意向も踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えている。			医行為は、医師の医学的診断および技術をもってするものでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為のことを言い、医行為を実施できる職種は医師又は医師の指示を受けた看護師や准看護師等に限定されているところである。 ご提案いただいた、看護師や准看護師等の資格はないものの、救命救急等に一定の知見を有する者について、准看護師資格取得に必要な期間を短縮して准看護師相当に訓練し、ハンデミック時に医療現場に派遣できる制度の新設制度を創設することについては、 ・安全性の確保等の課題 ・既存の医療関係職種の業種の状況等を踏まえた対応の必要性等に鑑み、関係団体の意向も踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えている。	
経団連	5-2	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化		行政機関から金融機関への照会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び金融庁において当省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会等が開催されているところ。預貯金等の照会・回答業務については、生活保護申請者や受給者の氏名、生年月日、住所などの個人情報やとりが必要であるため、業務の電子化を行うにあたっては、自治体と生命保険会社間での情報セキュリティの確保や、システムの導入コストの比較検討を行い、引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。			
経団連	14	労働基準監督署への各種届出の電子化・押印廃止		(労働基準関係、労働安全衛生関係) 36協定、就業規則及び労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能となっている。 (労災保険給付関係) 事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。	(労働基準関係) 記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 (労働安全衛生関係) 押印に代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) (労災保険給付関係) 押印がないものも受け付けている。		
経団連	15	都道府県労働局への各種届出の電子化・押印廃止		<労働保険料の申告書、還付請求書等> 労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。 <有期雇用特別措置法による特例届出> 既に、電子申請での提出が可能。 <一般事業主行動計画策定・変更届について> 電子申請の利用が可能	<労働保険料の申告書、還付請求書等> 署名があれば押印不要(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) <有期雇用特別措置法による特例届出> 既に、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 <一般事業主行動計画策定・変更届について> 電子申請(電子署名)の利用が可能		
経団連	16	公共職業安定所への各種届出の電子化		<公正採用選考> 郵送での報告を可能とする。 <専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類> 制度改正(令和元年10月1日)により事業主の証明は不要となっている。	<公正採用選考> 法令に抵触はなく押印を廃止する又は求めないこととする。 <専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類> 制度改正(令和元年10月1日)により事業主の証明は不要となっている。		
経団連	17	確定拠出年金制度申請の電子化・押印廃止		e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。	e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。書面申請の場合も柔軟に対応。		

										1.緊急的な対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印削減の推進関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	
経団連	21	厚生局への確定拠出年金関連の規定変更届出書類の電子化	人事関連規程の改訂に伴う、関東厚生局への確定拠出年金規約の変更届に伴う提出書類に、社印および従業員代表の自署署名と捺印が必須であるため、電子的な形で申請を可能としていただきたい。	<確定拠出年金法施行規則 様式第六号> https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/leg500/detail?lawid=413M60000100175 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/leg500/detail?lawid=413M60000100175	厚生労働省	15	書面・押印		e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。また、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応。	e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。		
経団連	26	労働安全衛生法上の健康診断の柔軟な実施時期の設定	労働安全衛生法上の健康診断の実施は、先般の厚労省通告に基づき、現在6月末までの実施延長が認められたが、コロナウイルス感染拡大の先行きが不透明ななかでは、対面でもかつ行列ができる検査を現行の期間内で実施することは難しい状況である。また検査業者との間でも、かかる状況下で1万人を超える社員の検査スケジュールの調整も容易ではない。こうした観点から、下期の実施も認める(半年以上の延期でも年度内であれば可など)、従業員・検査業者双方の安全を第一に、より柔軟な規制緩和の実施をお願いしたい。	労働安全衛生法等	厚生労働省	16	対面				健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期しても差し支えないとする取扱いを示している。 なお、健康診断の趣旨を踏まえ、実施時期を大幅に後ろにすることは適当ではなく、7月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、検討することとした。	
経団連	28	厚生年金関係手続の電子化	書面手続(公印の押印が必要なものあり)の電子化が望ましい。 ・産前産後・育児休業の社保免除申請 ・社会保険料の納入告知書による払い込み ・国民年金第3号の申請 ・育児教育特例の申請		厚生労働省	17	書面・押印		産前産後・育児休業の社保免除申請、国民年金第3号の申請及び育児教育特例の申請については、電子申請が可能である。また、社会保険料については、口座振替による納付が可能である。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。また、国民年金第3号の申請及び育児教育特例の申請については、平成31年3月より申請者本人の署名・押印を不要とした。		
経団連	29	雇用保険手続きの電子化等	1. 育児休業給付金 育児休業給付金の延長手続きに必要な保育費等の入票不承諾通知が紙であるため現物の受領、提出のために出勤を余儀なくされる。マイナンバーで保育費入票状況を連携するなどして添付不要にしたい。 2. 高年齢雇用継続給付 給付資格確認時の振込口座情報の分かる書類(通帳写しなど)、60歳到達時の年齢確認資料(免許証写しなど)の取り扱いのため、マイナンバーを連携した確認を求める。 3. 離職票 電子で公文書が発行されるもの、本人へは(会社経由で)印刷の上、郵送が必要となる。本人への通知も公文書の電子通知を可としたい。		厚生労働省	18	書面・押印		<育児休業給付金> オンライン化済み。また、マイナンバーによる情報連携による添付書類の省略について、年齢の確認書類については提出を省略できるよう検討しているが、育児休業給付の延長事由となる入票不承諾に係る情報について把握することができないことから、提出を省略することは難しいものと考えている。 <高年齢雇用継続給付> オンライン化済み。なお、年齢の確認書類については提出の省略について検討。 <離職票> オンライン化済み	署名による申請も可能としている。		
経団連	30	高年齢雇用継続給付に係る書類の電子化	企業がハローワークに「高年齢雇用継続給付」に係る書類を提出する際、書面および公印の押印が求められているため、電子化が求められる。 (経団連補足) D列の「要望事項(タイトル)」とD列の「規制・制度の概要」に齟齬があるが、要望としてはD列が正しい。		厚生労働省	19	書面・押印		オンライン化済み	署名による申請も可能としている。		
経団連	33	確定拠出年金関連手続きの電子申請化	以下を含む確定拠出年金関係の関係手続き書類(国民年金基金連合会や、運営管理機関への提出書類)について、書面提出が求められている。 ・企業型DC非加入者が個人型DCに加入する際、国民年金基金連合会に提出する事業主証明書 ・年金制度のポータビリティに関する移換申請書 ・給付請求書 など	確定拠出年金法施行規則	厚生労働省	20	書面・押印		<事業主証明書> 2021年からのオンライン化に向けてシステム改修中。	<事業主証明書> 対応困難(受給権保護の観点等から民間事業者が適切に行う必要があるため。)		
経団連	34	確定拠出年金の移換手続きの自動化	企業間のポータビリティが簡易に発生中、移換手続きは全て書面が必要であることから、電子手続きが促進されることを希望します。 (2018年改正により一定程度の自動化が図られたことは認識しておりますが、移換手続きの完全自動化に向けたご検討を頂ければと考えます)	確定拠出年金法施行令	厚生労働省	21	書面・押印					
経団連	41	社会保障協定適用証明書の取得手続きの電子化	社会保障協定締結国5年以内の海外赴任を命じられる際、社会保障協定適用証明書の取得手続きを年金事務所に行う必要がある。その際の手続きが、現状紙面、押印の対応が必要状況。 <現行手続きの流れ> ・年金機構のHPより社会保障協定適用証明書をPDFでダウンロード ・必要事項を記入、事業主印を印刷の上、年金事務所に書類を郵送 ・年金事務所より各種証明書を送付後、各国の赴任先宛てに郵送で送付	社会保障協定に関する各種申請書・添付書類 https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html	厚生労働省	22	書面・押印		取り得る対応について検討中。	社会保障協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行により、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が自署の場合は押印不要である。		
経団連	45	産前産後休業・育児休業届出手続きにおける複数申請の可能化	社会保険料免除を受けるための「産前産後休業取得届出書」手続きは、電子申請可能であるが、現行では件ずつの申請しかできない。様式を統一し、CSV添付方式で申請可能にして頂けるとありがたい。 弊社の場合、当該手続きも月に数十件発生するため、1件毎の申請は作業が煩雑となっている。		厚生労働省	23	書面・押印		すでにオンライン化実施済みであるが、CSV方式の対象とすることについては広範囲なシステム改修が必要となり、費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。これに代わる方策として、現在、外部連携API対応について、作業を進めている。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。		
経団連	57	医療機器の販売・買入・修理に関する継続的研修の電子化	医療機器の販売・買入と営業管理者、医療機器の修理責任技術者が毎年一度義務付けられている継続的研修では対面による研修が必須である。	医薬品医療機器等法施行規則第168条及び第175条第2項	厚生労働省	24	対面				ネットでの講習の提供などで対応する。	
経団連	58	高度管理医療機器(AEDなど)に関する販売届出の電子化	都道府県の保健所に届け出が必要。 ・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届出、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調換気設備等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水権確保、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対して必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 (電気主任技術者/ボイラー運転/危険物取扱 等)	薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省	25	書面・押印		販売業許可、販売届届は都道府県の自治事務であり、国が各種行政手続等の手法について一律的に変更することは困難ではあるが、郵送は可能となっている。	法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする		
経団連	75-4	各種検査報告書等の提出の電子化		道路交通法(第74条の3第1項、第4項) / 消防法 / 高圧ガス保安法 / 水道法 / ビル衛生管理法 / 建築基準法 / 電気事業法 / 労働安全衛生法	厚生労働省	26	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	<水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化> 水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査については、書面、対面での交付は必要とされていない。水道法に基づく簡易専用水道の管理に関する検査については、対面での交付は必要とされておらず、検査済みを確認する書類については、郵送により対応することが可能である。 <エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化> 既にオンラインでの手続が可能。 <ビル衛生管理法> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求められていない。	<水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化> 水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査については、押印は必要とされていない。水道法に基づく簡易専用水道の管理に関する検査については、押印は必要とされていない。 <エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化> 押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) <ビル衛生管理法> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求められていない。		
経団連	77-2	各種行政手続書類における押印原則の簡便化	建設業法 他 各種届出の許可可や、労務関係にて書面に押印が必要	労働基準法 / 労働安全衛生法	厚生労働省	27	書面・押印	国土交通省、厚生労働省	36協定や就業規則、労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能。	36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。また、労働安全衛生関係手続についても、押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)		
経団連	85	労働安全衛生法に基づき労働基準監督署へ提出する報告資料の電子申請化	統括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医責任報告 定期健康診断結果報告書(一時的健康診断、有業務者の健康診断を実施した結果)の提出 心理的負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェックおよび面接指導の結果)の提出 は、現在、産業医の押印が必要	労働安全衛生規則第13条 労働安全衛生規則第52条 労働安全衛生法第52条の21	厚生労働省	28	書面・押印		既にオンラインでの手続が可能。	押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)		
経団連	86-1	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化	以下の書類について、書式が異なるとともに、書面提出が求められている。 ・保育費、こども園、学童継続利用のための就労確認の証明書 ・幼児教育無償化にかかわる現況確認の証明書	保育費、こども園、学童継続利用のための幼児教育無償化にかかわる現況確認	厚生労働省	29	書面・押印	内閣府、厚生労働省	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	
経団連	88	健康保険に関わる届出の電子化	健康保険法施行規則により、被扶養者の届出は、事業主を経由して健康保険組合に提出しなければならない。事業主印押印および必要書類の原本提出が必須であり、テレワークの障害となっている。 ・あわせて、健康保険証が発行されたのち、事業主を経由して被保険者へお渡し(郵送等)するため、テレワークの障害となっている。	健康保険法施行規則(被扶養者の届出) 第三十八条 被扶養者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。 2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届出しなければならない。	厚生労働省	30	書面・押印		被扶養者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 被扶養者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出する場合はすでに電子申請が可能。	被扶養者が健康保険組合の場合、法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 被扶養者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	<健康保険証の事業主経由> 被扶養者が全国健康保険協会の場合、困難。(現状の事務体制及びシステムでは被扶養者への直接体制に届けられない。)	

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の簡便関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	21	厚生局への確定拠出年金制度の規定変更届出書類の電子化		e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。	e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。書面申請の場合も柔軟に対応。		確定拠出年金制度の申請手続のため、17番に同じ。
経団連	26	労働安全衛生法上の健康診断の柔軟な実施時期の設定				健康診断は、個々の労働者について健康状態を把握し、適切な健康管理を行うために必要であるとともに、労働者の健康状況から職場の有害因子を見出し、その改善を図るためにも重要であるため、健康診断の実施時期の延期に係る規制緩和は、適当ではないと考える。	
経団連	28	厚生年金関係手続の電子化		産前産後・育児休業の社保免除申請、国民年金第3号の申請及び育児教育特例の申請については、電子申請が可能である。また、社会保険料については、口座振替による納付が可能である。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。また、国民年金第3号の申請及び育児教育特例の申請については、平成31年3月より申請者本人の署名・押印を不要とした。		
経団連	29	雇用保険手続きの電子化等		<育児休業給付金> オンライン化済み。また、マイナンバーによる情報連携による添付書類の省略について、年齢の確認書類については提出を省略できるよう検討しているが、育児休業給付の延長事由となる入籍不承認に係る情報について把握することができないことから、提出を省略することは難しいものと考えている。 <高年齢雇用継続給付> オンライン化済み。なお、年齢の確認書類については提出の省略について検討。 <離職票> オンライン化済み	署名による申請も可能としている。		
経団連	30	高年齢雇用継続給付に係る書類の電子化		オンライン化済み	署名による申請も可能としている。		
経団連	33	確定拠出年金関連手続きの電子申請化	<移換申出書・裁定請求書> 民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	<事業主証明書> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(2021年からのオンライン化に向けてシステム改修中。)	<事業主証明書> 対応が必要となる民間事業者における実現可能性やコスト等に鑑みて検討・調整する。	<移換申出書・裁定請求書> 民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	
経団連	34	確定拠出年金の移換手続きの自動化	民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。				民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。
経団連	41	社会保障協定適用証明書の取得手続きの電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。	社会保障協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行に当たり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が自署する場合は押印不要である。		
経団連	45	産前産後休業・育児休業届出手続きにおける複数申請の可能化		すでにオンライン化実施済みであるが、CSV方式の対象とすることについては広範囲なシステム改修が必要となり、費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。これに代わる方策として、現在、外部連携API対応について、作業を進めている。	原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。		
経団連	57	医療機器の販売・買入・修理に関する継続的研修の電子化		各種講習・継続的研修について、当分の間、web等での受講も可能とする内容の事務連絡を提出予定。		緊急的な対応として実施する予定のweb等での受講の結果を踏まえて、今後の制度的なweb等での受講のあり方を検討していく。	
経団連	58	高度管理医療機器(AEDなど)に関する販売届出の電子化		令和3年度から業務上の申請、届出について、順次オンラインでの提出が可能となることから、その実施状況を踏まえ、販売業についても対応可能を検討する。	令和3年度から業務上の申請、届出について、順次オンラインでの提出が可能となることから、その実施状況を踏まえ、販売業についても対応可能を検討する。		
経団連	75-4	各種検査報告書等の提出の電子化 <エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告書の電子化> 定期自主検査の報告に係る行政への届出は不要。		<水質検査、農務専用水道検査等の法定点検報告の電子化> 水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査について、書面、対面での交付は必要とされていない。水道法に基づく農務専用水道の管理に関する検査については、対面での交付は必要とされておらず、検査済みを確認する書類については、郵送により対応することが可能である。 <エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告書の電子化> 既にオンラインでの手続が可能。 <ビル衛生管理法> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求めていない。	<受水槽清掃、水質検査、農務専用水道検査等の法定点検報告の電子化> 水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査について、押印は必要とされていない。水道法に基づく農務専用水道の管理に関する検査については、押印は必要とされていない。 <エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告書の電子化> 押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) <ビル衛生管理法> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求めていない。	<エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告書の電子化> 定期自主検査の報告に係る行政への届出は不要。	
経団連	77-2	各種行政手続き書類における押印原則の簡便		36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。また、労働安全衛生関係手続についても、押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)			
経団連	85	労働安全衛生法に基づき労働基準監督署へ提出する報告資料の電子申請化		既にオンラインでの手続が可能。	押印することによって署名とすることが可能。なお、各種健康診断結果報告書を産業医が確認したことを担保するため、産業医の押印または署名を求めているが、電子申請の推進の観点から、産業医の氏名や所属医療機関等の記入のみで足りるかどうか検討することとした。		
経団連	86-1	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化		<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	
経団連	88	健康保険に関わる届出の電子化		保険者が健康保険組合の場合、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出する場合はすでに電子申請が可能。	保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	<保険証の事業主経由> 保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、被保険者証の交付方法については、事務経費(保険料)の削減も踏まえ、事業主及び保険者の意見も求めながら検討を進めていく。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	1.緊急的な対応の可否 各種行政手続等の書面申請の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
経団連	93	労働基準監督署への届出書類の押印簡便化	就業規則変更届などの労働基準監督署への届出書類の電子申請を推奨しているが、労働者が代表が押印した意見書を添付することが必要であり、現下の状況では押印することが困難であり押印をせずに届出を実施できるように変更いただきたい。		厚生労働省	31	書面・押印		就業規則変更届の意見書も、電子申請での提出が可能。	署名での提出が可能。		
経団連	101	社会保険関連業務における手続きの簡素化・押印簡便化	○健康保険(組合健保) ・健康保険証も事業主経由で従業員へ配付する業務 ○健康保険・厚生年金 ・マイナンバーの記載(-)、押印(-)が必要な業務(紙帳票の対応) ・被保険者資格取得届 被保険者資格喪失届 被保険者報酬月額算定基礎届 被保険者報酬月額変更届 被保険者賞与支払届 被扶養者(異動)(3号)届 育児休業等取得者申出届 育児休業等終了月替変更届 産前産後休業取得者申出届 産前産後休業終了時報酬月額変更届 育児期間標準報酬月額特例申出届 社会保障協定厚生年金保険適用証明書交付申請書 介護保険適用除外等該当/非該当届 ○雇用保険 ・マイナンバーの記載(-)、押印(-)、または従業員への送付(-)が必要な業務(紙帳票の対応) ・被保険者資格取得 被保険者喪失届 高年齢雇用継続給付支給資格確認書(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書 育児休業給付資格確認書(初回) 育児休業給付金支給申請書 介護休業給付金支給申請書 離職証明書 外国人雇用状況届 ・上記の各申請書の確認書類の準備(出勤簿、資金台帳、雇用契約書、労働者名簿、諸既定、住民票、育児休業取扱通知書、母子手帳、介護休業申請書、通帳のコピー、在籍カード情報等)		厚生労働省	33	書面・押印		<厚生年金・マイナンバー> 基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <健康保険・マイナンバーの記載> 被保険者が健康保険組合の場合、添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化。 被保険者が全国健康保険協会の場合、基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <雇用保険 - > オンライン化済み	<厚生年金> 原則として事業主が自署の場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険> 被保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 被保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署の場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <雇用保険 - > 署名による申請も可能としている。 <雇用保険 - > 署名のみで受付可のため対応済み。	<健康保険証の事業主経由> 被保険者が全国健康保険協会の場合、現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直接体制に応じられないため、困難。	
経団連	103	労災・通災の療養補償の給付申請書への事業主代表者押印の見直し	事業所の労働監督基準に、従業員の労災・通災の療養補償の給付申請書を提出する際に、事業主の代表者押印が必要となる	労働者災害補償保険法	厚生労働省	34	書面・押印		労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。	労災保険給付関係については、押印がないものも受け付けている。		
経団連	110	労災保険給付関係請求書の電子申請化	労災保険給付関係請求書の申請は被災者本人が行うが、実際は多くの企業が会社の総務部門が代行して発行している。PDF書式に記入する手順、基準監督署に郵送し確認する手順等煩雑な業務となっている。安全衛生関係ではその他にも電子申請化されていない書式が多いので、テレワーク化の弊害となっている		厚生労働省	35	書面・押印		(労災保険給付関係) 事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。 (労働安全衛生関係) 既にオンラインでの申請が可能。	(労災保険給付関係) 押印がないものも受け付けている。 (労働安全衛生関係) 押印すること代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は署名での提出が可能)		
経団連	111	労使協定届・就業規則変更届等の電子化	労働関係届については、労使の署名・捺印を要するものが多く、テレワークの妨げになっている。	労働基準法等	厚生労働省	36	書面・押印		36協定や就業規則などについては、電子申請での提出が可能。	36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。		
経団連	112	年金制度(人事制度)改定手続きの簡素化	年金制度改定手続きにおいて、労働組合の組織率が3分の2以下の場合、紙面による個別の同意書による対象者全員の署名・捺印が必要となっている。		厚生労働省	37	書面・押印		各団体において事情が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、柔軟に対応する。	各団体において事情が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、柔軟に対応する。		
経団連	113	企業年金の適用・給付業務における捺印・書類添付業務の簡便化	主に年金の適用・給付業務において、印鑑(理事長印)等の各種捺印や紙の資料の添付が必須となっているものがある。		厚生労働省	38	書面・押印		各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。	各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。		
経団連	118	オンライン診療の恒久化	マイナンバーカードの認証機能やHPKIを活用し、患者と医師双方の本人確認を確実にし、基礎疾患を情報共有する基盤を整備することにより、診療のオンライン化に伴うリスクを軽減する。これにより、オンライン診療を恒久化し、緊急事態に耐える医療アセットの充実化と医療費の適正化を図る。	医師法、医療法	厚生労働省	39	対面					
経団連	125-3	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化	以下について、押印省略あるいは自粛期間終了後の事後押印提出を認めていただきたい。 住民税異動届 雇用調整助成金計画届出・支給申請 労災関係報告・給付書類 健康保険各種給付申請書 日本社会保険協定 健康保険厚生年金保険 適用証明書 交付申請書 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式 クレーン運転士免許申請時の本人確認について(本人による窓口への書類持参が必要)	・上記 - いずれも法定様式(電子申請可能な手続がある可能性もありますが、紙ベースでの手続きについての要約となります) ・は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めによるもの	厚生労働省	40	書面・押印	総務省、厚生労働省	<雇用調整助成金計画届出・支給申請> 計画届については省略可能とした。支給申請については事後提出を可能としている。 <労災関係報告・給付書類> 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。 <日本社会保険協定> 社会保険協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行に当たり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討中。 <障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式> 電子申告申請システムを導入済。	<雇用調整助成金計画届出・支給申請> 署名による申請も可能とする予定。 <労災関係報告・給付書類> 労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 <日本社会保険協定> 社会保険協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行に当たり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討中。なお、現時点においても事業主が自署する場合は押印不要である。 <障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式> 押印のみでなく代表者の自署による署名を認めている。なお、緊急的な対応として6月15日とされていた申告申請期間を、6月30日に延長した。	<クレーン運転士免許関係> クレーン運転士免許申請時の本人確認(左記)については、実技試験等の本人確認ができていない場合は、改めての窓口来訪等を不要としている。	
経団連	128	オンライン診療・オンライン服薬指導の適用緩和の継続	今後、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた後にオンライン診療・服薬指導の暫時的措置を従前の運用に戻すとしたら、折角の患者・医療従事者への便益が失われ、医療機関・調剤薬局、患者すべての運用を再度構築し直す必要があり大きな混乱を招くと予想される。これにより、医療機関や調剤薬局において、オンライン診療・服薬指導の導入に踏み切れないという懸念がある。また、本措置により育児をしながら働く(ワーキングマザー等)や仕事を休むことで生活に影響が個人事業主(飲食店・商店オーナー等)などの受診困難者の受診障壁が下がったにも拘らず、再度受診機会を奪う恐れが生じる。つまりは、現在の暫時的措置による実績、患者・医療従事者のニーズを十分に踏まえた上で、本措置の永続適用を切に求めます。	「オンライン診療」 ・厚生労働省：オンライン診療の適切な実施に関する通知(平成30年3月(令和元年7月一部改訂)) ・内閣府：「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について ・厚生労働省：「中央社会保険医療協議会総会(第45回) 議事次第」 「オンライン服薬指導」 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法) ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の公布について ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の暫時的・特例的な取扱いについて(0410事務連絡) ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて	厚生労働省	41	対面			<オンライン服薬指導> 電話や郵送によって対応する。		
経団連	129	薬剤師による日当たり処方箋枚数上限規制の見直し	新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンライン診療の保険適用要件緩和やオンライン服薬指導の実施要件緩和が促される中、患者が自らのニーズに合わせた薬剤への処方箋交付が指示できるため、薬局によっては「来店患者以外」からの調剤依頼増加が想定される。近年は、調剤薬局での処方箋の取扱いが楽み、薬剤師に当たりの負担軽減が実現されつつあり、応需する処方箋枚数への対応力は高まっている。また薬局の役割や機能の変化が求められている中、各薬局薬剤師の働きに多様性を持たせる必要がある。こうした変化に鑑み、平均40枚/日/処方箋枚数上限規制の見直し、もしくは撤廃することを求めます。	「薬局並びに店舗販売業および配置販売業の業務を行う体制を定める省令」 ・薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令 第1条、第2条	厚生労働省	42	その他					
経団連	130	特定健診受診実施要件緩和による新送型血液検査等の採用	現在、特定健診検査及び特定保健指導の実施に関する基準が定められており、特定健診検査の要件を満たすために、静脈採血、尿検査、及び医師との対面診断を行う必要がある。一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、感染拡大を防止する観点から集団検診や医療機関受診にて行われる、特定健診を含めた健康診断等の保健事業全体が十分に実施できないことが想定される。特定健診実施時期については、厚生労働省から延期を認める旨の指示が全国自治体等の保険者に通知されているもの、今後の実施方法、時期について、後者併しによる実施期間の短縮や、継続する3密(密接・密着・密閉)の抑制により実施場所の確保が困難となるなど、現場の混乱が想定される。この緊急事態の環境を鑑み、医師との対面診断等の一部実施要件を満たす事はできないものの、血液検査において健康状態を把握することは可能であり、新送型血液検査を特定健診等の受診実績とみなすことで課題を解決できると考えられ、かかる特定健診の実施要件に関する規制の緩和を求めるものである。	・特定健康診査における健診項目について 【国保ヘルスアップ事業および環境保健指導事業に関するQ&A】 項目23参照	厚生労働省	43	対面		特定健康診査については血液検査以外に血圧、尿検査、問診等を行い、医師の診察も含めて受診者の健康状態を総合的に判断するものであり、現状を踏まえても血液検査のみで特定健診を実施したことのみならずは困難である。また、血液検査を郵送で行うことについても、その信頼性・妥当性や本人確認などの運用面の負担等の課題があり、即座の導入は困難である。			

団体名	No.	要望事項(タイトル)	2. 制度的対応の可否				
			その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の推進関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して「対面での対応」(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	93	労働基準監督署への届出書類の押印廃止		現状、電子申請での提出が可能。	署名での提出が可能。なお、署名がないと、当該届出書が適法な労働意旨のものに帰属されたものかどうか判別がつかないため、署名を推奨することは困難。		
経団連	101	社会保険関連業務における手続きの簡素化・押印廃止		<厚生年金・マイナンバー> 基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <健康保険・マイナンバーの記載> 保険者が健康保険組合の場合、添付書類の省略等の書類の簡素化。 保険者が全国健康保険協会の場合、基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <雇用保険> オンライン化済み	<厚生年金> 原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険> 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <雇用保険 - > 署名による申請も可能としている。 <雇用保険 > 署名のみで交付可のため対応済み。	<健康保険証の事業主届出> 保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、被保険者の交付方法については、事務経費(保険料)の削減も踏まえ、事業主及び保険者の意見も求めながら検討を進めていく。	
経団連	103	労災・過労の療養補償の給付申請書への事業主代表者押印の見直し		労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。	労災保険給付関係については、押印がないものも受け付けている。		
経団連	110	労災保険給付関係請求書の電子申請化		(労災保険給付関係) 事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 (労働安全衛生関係) 既にオンラインでの申請が可能。	(労災保険給付関係) 押印がないものも受け付けている。 (労働安全衛生関係) 押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)		
経団連	111	労使協定届・就業規則変更届等の電子化		36協定や就業規則などについて、電子申請での提出が可能。	36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。		
経団連	112	年金制度(人事制度)改定手続きの簡素化		年金制度改定手続きについては、e-govにてオンライン申請が可能となっており、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。	真正性の確保が可能となる代替手段があれば、実現可能性やコスト等に鑑みて検討・調整する。		
経団連	113	企業年金の適用・給付業務における捺印・書類添付書類の簡便化		各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。))	各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。		
経団連	118	オンライン診療の恒久化	今後、オンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的にガイドラインを見直す。なお、情報共有の基盤については、保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進しており、その実現のための工程表を2020年夏までに策定予定。				今後、オンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的にガイドラインを見直す。なお、情報共有の基盤については、保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進しており、その実現のための工程表を2020年夏までに策定予定。
経団連	125-3	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化		<雇用調整助成金計画届出・支給申請> 令和4年度中にオンライン化を実施予定 <労災関係報告・給付書類> 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <日本社会保険協定> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式> 電子申告申請のID・パスワードの発行申請及び添付書類の提出についてもオンライン化する予定(導入時期：令和4年10月)。	<雇用調整助成金計画届出・支給申請> 緊急対応以外の雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定。 <労災関係報告・給付書類> 労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 <日本社会保険協定> 社会保険協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行に当たり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が自署する場合は押印不要である。 <障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式> : 押印のみでなく代表者の自署による署名を認めている。	<クレーン運転士免許関係> クレーン運転士免許申請時の本人確認(左記)については、実技試験等の間に本人確認ができていない取扱いについて必要な検討を行う。	
経団連	128	オンライン診療・オンライン服薬指導の適用緩和の継続	<オンライン診療> 4月7日に閣議決定された緊急経済対策の方針に沿って、4月10日付けで、 ・ 感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、特例的・特例的に対応として、 ・ 初診も含め、医師の責任の下で医学的に可能と判断した範囲において、希望する患者が電話やオンラインにより診断・処方を受けられること等をお示ししたところである。			<オンライン服薬指導> 4月10日付け事務連絡による電話を用いた服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、特例的・特例的対応として実施したものの、感染リスクのない平時においては、薬剤の適正使用の観点から、薬機法に基づき、薬剤師による対面の服薬指導等が必要だが、本年9月以降は、改正医薬品医療機器等法が施行され、オンライン服薬指導等が一定の条件のもとで実施が可能となる。	<オンライン診療> 本件対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑み、特例的・特例的対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととしているところ。当該検証を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。
経団連	129	薬剤師による日当たり処方薬総量制限の見直し	「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて」(令和2年4月24日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)では、薬局等の業務を行う体制を一時的に満たさなくなることについては差し支えないこととしています。				適正な調剤を行い、医療安全を確保する観点から、薬局に必要な薬剤師の員数を決めているものです。
経団連	130	特定健診受診実績要件緩和による郵送型血液検査等の採用				血液検査の実施方法については、特定健診実施計画の第4期に向けた見直しにおいて検討する。	

										1. 緊急的な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印簡便の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対象での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	133	雇用調整助成金の提出書類の電子化	雇用調整助成金の申請にあたって、代表者印や労働者代表印などの押印が必要なものが多く残されており、また確認書類である資金台帳や出勤簿といったものについては、書類での提出が義務付けられており、人の移動や本人の都合などでは対応できない状況になっています。この点、電子認証や、書面ではなく電子データでの提出といった仕組みが導入されることにより、新型コロナウイルスの感染防止対策だけでなく、業務負担についてもある一定の軽減につながるのではないかと考えております。		厚生労働省	44	書面・押印		計画届については省略が可能とした。支給申請については事後提出を可能としている。	雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定。	
経団連	144	社会保険・労働保険に関する手続きの完全オンライン化	社会保険・労働保険に関する手続きについては、2020年4月より、特定の法人(弊社を含みます)において一部の届出の電子化が義務付けられましたが、その他の届出についても、早急なオンライン化を、ご検討頂きたく思います。	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、労働災害補償保険法	厚生労働省	46	書面・押印	<年金関係> 事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていないし、また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。 <健康保険関係> 保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。 <労働保険関係> 労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。 <雇用保険関係> オンライン化済み	<年金関係> 原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険関係> 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <労働保険関係> 労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。 署名による申請も可能としている。		
経団連	150-1	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡便化	保育所・保育所・児童クラブ(学童)への入園申請やビザの申請、転職の際など、自治体、保育所、入園管理用、転職先などへ提出が必要となる。自治体でフォーマットを決めているケースもあるが、個々の提出先で指定されるケースもあり、任意に確認し押印の上、書面で発行している。 ・事業主が発行する証明書類には社印、代表者印の押印を求められるものがあり、書類の受渡しが発生する。社印、代表者印が無いものでも有効としていただきたい。 ・フォーマットを統一いただきたい。 ・そもそも、法定調書で市区町村でも所得などわかるはずなのに会社に照会を求めているものは廃止いただきたい。	在職証明書は、法律では会社側に発行義務はなく、任意で在職者、もしくは退職者に発行している。	厚生労働省	47	書面・押印	内閣府、厚生労働省	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	
経団連	152	健康保険扶養認定手続きにおける添付書類の事後提出の容認	健康保険の扶養認定手続き、扶養異動手続きには認定日確定のために原本添付が必要であるが、一時的に添付要件を緩和し、後日提出も可とする。外出自粛、在宅勤務という中で住民票の取得のために市町村役場へ赴く必要や原本郵送等をする必要がある。	健康保険法第3条第7項	厚生労働省	48	書面・押印		保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化。		
経団連	70	健康保険資格喪失証明書の発行廃止	退職した社員が、国民健康保険への切り替えや次の就職先に提出するための書類で、会社には発行義務はないものの多数の依頼がある。健康保険資格喪失証明書がなくとも、本人の社会保険加入歴とマイナンバーを結びつけることで資格喪失の有無が確認でき、企業側による証明書発行が不要となる。	国民健康保険法	厚生労働省	50	書面・押印				
経団連	72	労働安全衛生法に基づく研修の電子化	安全管理者等に対する教育/職長 安業者教育/特別教育/雇入れ時教育/元方の協議組織の設置及び運営。 安衛法で定められた全ての会議(研修)は、対面方式なので、企業(事業所)単位で、TV電話、電子メール等を活用した電磁的方法による開催を認め、その開催基準を示して欲しい。	安衛法(第19条/第60条/第59条)/安衛規則(第63条)	厚生労働省	51	対面				<教育関係> 一定の要件を満たす場合に限り、既にオンラインでの実施が可能。 <委員会関係> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等を開催するに際しては、テレビ電話による会議方式によることなど、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないとしている。
経団連	73	労働安全衛生法に基づく管理者等の選任に関する届け出の電子化	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任において、電子による届け出を可能にして欲しい。	労働安全衛生法(第10条・11条・12条)	厚生労働省	52	書面・押印		既にオンラインでの手続が可能。	押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)	
経団連	74	労働安全衛生法に基づく補償給付等に関する届け出の電子化	【受診した医療機関へ届け出】療養補償給付(様式第5号) 労災指定病院の受診) 【労働基準監督署長へ届け出】労働者死傷届出報告書・療養補償給付(様式第7号) 労災指定外病院の受診)他休業補償/障害補償/遺族補償/葬祭料/傷病補償/介護補償などの請求電子による届け出を可能にして欲しい。	労働基準法施行規則第57条/労働安全衛生規則第97条	厚生労働省	53	書面・押印		<労災保険給付関係> 事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。 <労働安全衛生関係> 既にオンラインでの手続が可能。	<労災保険給付関係> 押印がないものも受け付けている。 <労働安全衛生関係> 押印することによって署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)	
経団連	6-1	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	不動産売買の重要事項説明のオンライン化は賃貸借契約時などで認められているが、ビデオ化までは認められておらず、ビデオで行うことを認めてほしい。特に新築マンション販売においては、各住戸似たような内容となるため、緩和性が高い。	国土交通省		1	書面・押印				重要事項説明は、消費者保護等の観点から、宅地建物に関する資格者である宅地建物取引士が、取引の相手方である消費者等に対し、契約判断に重要な影響を及ぼす事項を説明し、消費者が理解・納得の上で取引を行うことを目的とするものである。このため、一方的にビデオを流すだけでは重要事項説明とは認められないが、ビデオを観た消費者等からの質疑に宅地建物取引士が随時適切に回答するなど、消費者等の理解が確保され、消費者の保護が十分に図られる場合には、ビデオを活用して重要事項説明を行うことは差し支えない。
経団連	6-2	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	オンラインで説明を受けた場合は、顧客が申込みを行う際、モデルルーム等に茶場してもらわないと、クーリングオフの対象外とすることはできない。不動産売買において、自宅でのオンラインの説明、申込みを顧客が希望した場合も、クーリングオフの対象外としてほしい。	国土交通省		2	対面				説明の相手方がその自宅又は勤務する場所において宅地又は建物の売買契約に関する説明を受ける旨を申し出た場合においては、その相手方の自宅又は勤務する場所では、クーリングオフの適用対象外である。
経団連	6-5	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	建築請負契約(あるいは設計・工事監理契約)前に、建築士が行う重要事項説明の非対面化を進めてほしい。 (以下、経団連補足) 建築士が行う、設計・工事監理契約前の重要事項説明のことを指している。(建築士は建築請負契約前には、重要事項説明を行っていない。)	国土交通省		3	対面				暫定的な措置として対応済み。(従来、対面による説明を行うことを前提に運用されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、暫定的にテレビ会議等のITを活用した重要事項説明を行った場合についても、建築士法に基づく重要事項説明として扱うとする通知を发出。)
経団連	6-6	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	建築確認の手続きについて、一部郵送対応は行われているが、全国郵送対応をお願いしたい。また、自治体職員の在宅勤務により手続きが遅れるといったことがないよう、手続きの簡略化を進めてほしい。	国土交通省		4	対面				現行制度上、郵送対応、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施を行うよう関係機関へ通知済み。
経団連	6-7	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	次世代住宅ポイントについても、手続きの簡略化を進めてほしい。	国土交通省		5	書面・押印		窓口による申請の他、郵送による申請を可能としている	事業者印の省略を認める	
経団連	11	不動産重要事項説明書の交付の電子化	宅建業法第35条に定める重要事項説明書の交付は、書面で行わなければならないが、電磁的交付は認められていない。	宅建業法第35条	国土交通省	6	書面・押印		宅地建物取引業法において、購入者の保護や後日の紛争防止の観点から、重要事項説明書、37条書面、媒介契約書については書面での交付が必要となっている。今後、法令を遵守しつつ、重要事項説明書を電磁的交付した上で、IT重視を行うなど、書面の電磁的交付に向けた社会実験を行うこととしている。		
経団連	12	宅地建物取引業者の届出事項等の電子化	電子申請は平成24年1月1日以降停止されており、復活を求めます。	宅建業法第9条等	国土交通省	7	書面・押印		宅地建物取引業の免許申請については、平成19年9月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低かったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいりたい。		
経団連	25	建設に係る設計や積算業務における書類の電子化	(現状) 設計や積算業務は、各種基準類に基づき行われる。発行元は、国土省・土木学会・道路協会等であるが、その多くが電子化されておらず書類の状態である。これらの業務自体はテレワーク可能であるが、基準類の書類が持ち続けられないほど膨大なため、実態としては社外に委託するを得ない状況となっている。 (改善案) 発行元の著作権を守るような仕組みを作り、基準類の書類を電子化することで、テレワークが可能となる。 (経団連補足) 【設計業務】以下2点は、比較的広範な工事・工程で使用している。 ・コンクリート標準示方書 ・道路標示方書	各種基準類	国土交通省	8	書面・押印				

		2. 制度的対応の可否					
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡便化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の簡便化関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	133	雇用調整助成金の提出書類の電子化		令和4年度中にオンライン化を実施予定	緊急対応以外の雇用調整助成金の記名押印についても、署名による申請も可能とする予定。		
経団連	144	社会保険・労働保険に関する手続きの完全オンライン化		<年金関係> 事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。 <健康保険関係> 保険者が健康保険組合の場合、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。 <労働保険関係> 労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。 <雇用保険関係> オンライン化済み	<年金関係> 原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険関係> 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <労働保険関係> 労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。 <雇用保険関係> 署名による申請も可能としている。		
経団連	150-1	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡素化		<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	
経団連	152	健康保険扶養認定手続きにおける添付書類の事後提出の容認					
経団連	70	健康保険資格喪失証明書の発行廃止	マイナンバー情報連携による医療保険の資格情報の照合は、現状でも対応可能とされている。資格喪失後直ちに当該情報が副本登録され照合可能となるわけではないため、書面の資格喪失証明書が必要とされる場合がある。自治体の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等により対面対応や押印は求められていない。				マイナンバー情報連携による医療保険の資格情報の照合は、現状でも対応可能とされている。資格喪失後直ちに当該情報が副本登録され照合可能となるわけではないため、書面の資格喪失証明書が必要とされる場合がある。自治体の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等により対面対応や押印は求められていない。
経団連	72	労働安全衛生法に基づく研修の電子化				<教育関係> 一定の要件を満たす場合に限り、既にオンラインでの実施が可能。なお、オンラインで実施する際の必要な要件等を定めている特別教育と同様、雇入れ時教育等についても、今後、オンラインで実施する際の必要な要件等を示すこととしたい。 <委員会関係> 労働災害防止の取組は労使が一体となって行う必要があり、そのため、労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策(労働災害の原因及び再発防止対策等)などの重要事項について調査審議を行うこととしている。今後、オンライン会議の開催の可否も含めデジタル技術を活用する方法での開催における留意事項等について整理することとしたい。	
経団連	73	労働安全衛生法に基づく管理者等の選任に関する届出の電子化		既にオンラインでの手続が可能。	押印することに代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)		
経団連	74	労働安全衛生法に基づく補償給付等に関する届出の電子化		<労災保険給付関係> 事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <労働安全衛生関係> 既にオンラインでの手続が可能。	<労災保険給付関係> 押印がないものも受け付けている。 <労働安全衛生関係> 押印することに代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)		
経団連	6-1	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				重要事項説明は、消費者保護等の観点から、宅地建物に関する買付者である宅地建物取引士が、取引の相手方である消費者等に対し、契約判断に重要な影響を及ぼす事項を説明し、消費者が理解・納得の上で取引を行うことを目的とするものである。このため、一方的にビデオを流すだけでは重要事項説明とは認められないが、ビデオを観た消費者等からの質疑に宅地建物取引士が適時適切に回答するなど、消費者等の理解が確保され、消費者の保護が十分に図られる場合には、ビデオを活用して重要事項説明を行うことは差し支えない。	
経団連	6-2	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				説明の相手方がその自宅又は勤務する場所において宅地又は建物の売買契約に関する説明を受ける旨を申し出た場合にあつては、その相手方の自宅又は勤務する場所では、クーリングオフの適用対象外である。	
経団連	6-5	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				中長期的なIT重課の在り方については、今後社会実験の実施及びその結果の検証等を進める予定。	
経団連	6-6	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				現行制度上、郵送対応、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施を行うよう引き続き求める。	
経団連	6-7	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化		窓口による申請の他、郵送による申請を可能としている	事業者印の省略を認める		
経団連	11	不動産重要事項説明書の交付の電子化		書面の電磁的交付に向けた社会実験の結果等を踏まえ、直近の法改正の機会を捉えて、書面の電磁的交付を可能とする方向で対応する。			
経団連	12	宅地建物取引業者の届出事項等の電子化		宅地建物取引業の免許申請については、平成19年9月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低調であったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいりたい。			
経団連	25	建設に係る設計や積算業務における書類の電子化	国土交通省が作成する積算基準類については、HPでの公表、また情報公開請求があれば電子データの開示を行っている。また、国土交通省が所管する設計に関する基準類についても、一部電子化されている。他方、国土交通省以外の者が発行する基準類に係る書類については、出版物電子化に伴う権利上の問題が生じるため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討する。				国土交通省が作成する積算基準類については、HPでの公表、また情報公開請求があれば電子データの開示を行っている。また、国土交通省が所管する設計に関する基準類についても、一部電子化されている。他方、国土交通省以外の者が発行する基準類に係る書類については、出版物電子化に伴う権利上の問題が生じるため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討する。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当官庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の電報の簡便化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	1.緊急的な対応の可否	各種行政手続等の押印簡便の取組関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などに対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	90-4	事業者求められる書面手続きの電子化・簡便化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡便化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・役員・主要株主の権利報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令：金融商品取引法第163条) ・官公庁への届出(例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届) ・商業登記に係る申請書の添付書面(写しの添付による対応) ・在宅による金融貸借の媒介(在宅で資金金庫を行えるかが不明確) ・宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・官公庁からの交付書類の電子化(例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書、各自自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している)		国土交通省	9	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	宅地建物取引法において、購入者の保護や後日の紛争防止の観点から、重要事項説明書、37書面、媒介契約書については書面での交付が必要となっている。今後、法令を遵守しつつ、重要事項説明書を電磁的交付した上で、IT活用を行うなど、書面の電磁的交付に向けた社会実験を行うこととしている。			
経団連	94	公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進	施工体制台帳の提出に代表されるように、公共事業の施工段階における工事に要する各種提出書類は、紙面提出(書類によっては捺印を要す)ならびに対面による説明を要するケースが殆どであり、原則これらの書類を電子化(pdf等による電子化)し電子メールでの提出、遠隔(テレビ会議等)による説明方法に変革することにより、対面での手続や書面での手続を削減することができる。 対面による提出書類は見積書、完成図書、工事図面等多岐にわたります。 また、提出書類の中には、丸印(会社代表印)が必要となるケースもあり、社内での本社への移動をとった対面での押印も発生しています。	https://www.mlit.go.jp/common/001284142.pdf 国土建第499号 平成31年3月29日 P8 公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。 (公共工事札契約適正化法第15条第1項) また、押印については慣例的なものであり根拠法令・通達は見当たっていません。	国土交通省	10	その他					
経団連	95	建設業法における使用人・営業所専任技術者のテレワークの利便化	建設業法に基づき、営業所の代表者として登録する者(建設業法施行令第3条の使用人)、及び営業所の専任技術者の業務は、テレワークにより実施が可能と認識しておりますが、施行令第3条の使用人、営業所の専任技術者が、建設業法に基づく常勤性、専任の要件から、建設業法の観点からは制約されるが、公式に見解が示されておらず、不明確に感じています。 建設業法に基づき、選任し登録が必要とされている、施行令第3条の使用人、営業所の専任技術者のテレワークの利用可能について、公式の見解を示して頂きたい、お願い申し上げます。	建設業法	国土交通省	11	その他					
経団連	96	工事請負契約の書面による契約取替の簡便化	工事請負契約は、書面による契約締結が必要とされていることに限らず、通常において過剰な規制と思われるので、見直しをご検討頂きたいとお願い申し上げます。 (1)注文書/注文請書による場合、それぞれ署名又は記号押印したものを交換が必要とされています。 工事案件以外の取引では通常行われている、基本契約の条項に基づいて、注文書受領後一定の期間内に意思表示がない場合は、契約成立とみなして請書の発行がなくても、契約は成立する、とすることが、建設業法では認められていません(必ず、双方から交換が必要とされている)。建設工事においても、上記が可能となるよう、規制を緩和頂きたいとお願い申し上げます。 (2)建設工事における電子契約の要件を緩和して頂きたいとお願い申し上げます。 書面契約に替えて、C.I・N.E.T等による電子契約も認められ、とされていますが、民間の少額・小規模で、建設業界の特長の一つとして、零細な事業者が圧倒的多数においては、電子契約の要件が厳しすぎます。公共工事で発注者が電子契約の方法を選択する場合は、その方法によることとなりますが、他の圧倒的多数の民間の少額・小規模工事には対応していないと考えます。また、テレワークとの観点では、公共工事で上記の方法(C.I・N.E.T等)による場合も、テレワークで利用しているノートPCでは対応できず、出社して専用のPC端末、+電子認証カードが必要で、テレワークで行うのは、実質無理と認識しております。 会社によっては、対応可能なPC環境を(代表者名義の電子認証カードの社外持ち出しを認めてしまうことを含め)、特定の社員に対して業務により提供されているのかもと思いますが、一般的には難しい・実現困難な要求になると考えます。 例えば、契約書はPDFにして、PDFファイルの交換(メール文中に、契約の合意文言記載)等、簡易な方法による場合も、電子契約として認めて頂きたい。列挙上、契約の成立として認められる範囲の方法は、建設業法の分野においても認めて頂きたい、ご検討をお願い申し上げます。	建設業法第19条	国土交通省	12	書面・押印		(1)について 建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。	(2)について 建設工事の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまでも中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってきているところです。		
経団連	64	建設工事の請負契約における電子署名利用基準の緩和	建設業法第19条に定める書面(電磁的でも可)について、同条第3項で電磁的方法の採用が可能となっており、事前の同意や電子署名の基準(ガイドライン参照)が定められている。電磁的方法での書面交付に関しても『建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」に電子署名の基準が示されているが、低い金額の取引においてハードルは高い。例えば取引金額税込500万円未満の場合の要件を緩和してほしい。	建設業法第19条 『建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン』	国土交通省	13	書面・押印		建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。	建設工事の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまでも中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってきているところです。		
経団連	65	建設工事の請負契約の電子手続きにおけるタイムスタンプの簡便化	建設業法第19条第3項の電磁的方法について、現行タイムスタンプが必要となっている要件を、下掲法第3条の電磁的方法(電子帳簿保存法で定めるタイムスタンプ等の電磁的方法を満たす必要が無い)に準じればレベルダウンしてほしい。	建設業法第19条第3項	国土交通省	14	書面・押印		建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。	建設工事の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまでも中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってきているところです。		
経団連	75-1	各種検査報告書の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水権清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル衛生法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化(電気主任技術者/ボイラー運転/危険物取扱 等)	道路交通法(第74条の3第1項、第4項)/ 消防法/高圧ガス保安法/水道法/ビル衛生管理法/建築基準法/電気事業法/労働安全衛生法	国土交通省	15	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	現行制度上、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係機関へ通知済み。	現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。 なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係機関へ通知済み。		
経団連	76-2	資格更新のe-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可としたい。(監理技術者講習)	建設業法	国土交通省	16	対面				講習実施機関に対し、当面の間、自宅学習(教材を用いた自宅学習及び試験)による講習を実施するよう要請しており、受講者が会場に来ることなく、自宅で受講をできるように措置しています。	
経団連	77-1	各種行政手続書類における押印原則の簡便化	建設業法 他 各種届出の許可可、労働関係にて書面に押印が必要	建設業法	国土交通省	17	書面・押印	国土交通省、厚生労働省	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。		
経団連	78	運転記録実施基準等の改正に伴う届出の電子化・押印簡便化	改正内容は事前に担当者や打ち合わせ、不明点についてはやりとり(説明)をした上で提出しており、実質的にはすでに関係者が知っている内容を形式的に書面提出(郵送)しているに過ぎない。また、(慣例的なものかもしれない)届出書には社印を押印して提出している。できればこれを省略可とし、難しい場合は商業登記で用いられている電子証明書のような形で可としたいただきたい。 届出は許可行為ではないため改正日前に届出が済めば大きな問題はないと考えられ、社印不要のPDF提出となれば出社せずとも届出が可能になることから、検討をお願いしたい。		国土交通省	18	書面・押印					
経団連	80	建設業における申請・届出の電子化	○建設業に関する事業において、登録・変更を要するもの、および定期的に報告を求められているものについては、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である国土交通省へ提出することが法令上求められている。	建設業法	国土交通省	19	書面・押印		建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。		

団体名	No.	要望事項(タイトル)	2. 制度的対応の可否				
			その他	各種行政手続等の書面申請の削減、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の削減化 ：その他 (欄外にご記入ください。) ：対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印削減の推進関係 ：法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (欄外にご記入ください。) ：対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会) を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (欄外にご記入ください。) ：対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	90-4	事業者求められる書面手続きの電子化・簡素化		書面の電磁的交付に向けた社会実験の結果等を踏まえ、直近の法改正の機会を捉えて、書面の電磁的交付を可能とする方向で対応する。			
経団連	94	公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進	国交省直轄工事については、施工や検査等の工事関係書類については、多くの工事において既に情報共有システム(ASP)や電子格書管理システムにより、オンラインでの対応が可。一部、未オンライン化の工事についても、郵送、電子メール等で対応可能。				国交省直轄工事については、施工や検査等の工事関係書類については、多くの工事において既に情報共有システム(ASP)や電子格書管理システムにより、オンラインでの対応が可。一部、未オンライン化の工事についても、郵送、電子メール等で対応可能。
経団連	95	建設業法における使用者・営業所専任技術者のテレワークの活用可能化	営業所専任技術者又は令3条の使用人に係る専任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・営業所専任技術者及び令3条の使用人は、建設業法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、専任等が求められているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の条件の下、テレワークにより職務に従事している場合であっても、専任等の要件を欠くことにはならない。 ・一定の条件については、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境が求められ、電磁的な通信手段により、業務時間内においては常時連絡を取ることができることなどが必要である。				営業所専任技術者又は令3条の使用人に係る専任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・営業所専任技術者及び令3条の使用人は、建設業法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、専任等が求められているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の条件の下、テレワークにより職務に従事している場合であっても、専任等の要件を欠くことにはならない。 ・一定の条件については、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境が求められ、電磁的な通信手段により、業務時間内においては常時連絡を取ることができることなどが必要である。
経団連	96	工事請負契約の書面による契約取り交わしの簡易化		(1)について 建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。	(2)について 建設業法の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまでも中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってきているところです。		
経団連	64	建設工事の請負契約における電子署名利用基準の緩和		建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することもすでに可能とされています。	建設業においては、1件あたりの金額が比較的大きくなりやすく、また、請負代金の未払いなどの契約に係る紛争が多いため、契約締結時の真正性を担保することが重要です。 他方で、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしており、その基準のあり方については、現場の実態も踏まえ、検討してまいります。		
経団連	65	建設工事の請負契約の電子手続きにおけるタイムスタンプの撤廃		建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。	建設業の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまでも中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってきているところです。		
経団連	75-1	各種検査報告書等の提出の電子化		現行制度上、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう引き続き求める。	現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう引き続き求める。		
経団連	76-2	資格更新のe-ラーニング対応					当該講習については講義及び試験により行うことと定められており、一部についてはビデオによる講義をすでに実施しているなど、その具体的な実施方法は効果を鑑みて各講習実施機関において決定されています。
経団連	77-1	各種行政手続き書類における押印原則の撤廃		建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。		
経団連	78	運転取扱実施基準等の改正に伴う届出の電子化・押印撤廃		eメール(PDF等で添付)による提出を認める方向で検討する。			
経団連	80	建設業における申請・届出の電子化		建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。		

										1. 緊急な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続き等の書面書類の簡便化、個別手続きの電子化関係	各種行政手続き等の押印印刷の削減関係	個人・法人に対して対象での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係
経団連	2	自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開催の見直し	・コロナの感染防止の観点から、行政には最大限ご配慮いただいていることに感謝申し上げます。 ・在宅勤務によるテレワークのため、竣工検査 大きな図面・模型などを用いた協議は対面などにならざるを得ないが、感染防止措置(少人数・マスク着用・離隔距離など)を講じて必要最低限にて実施している。 ・一部の行政(市・区等)にて、面会での協議を求める、住民への説明会開催を必須としている(他の行政では個別資料配布・個別協議等の代替策を認めている)など、蔓延防止についての配慮に欠けている事例が報告されている。行政組織内部での感染蔓延についても大変懸念しており、内閣府から感染防止の観点から注意喚起をお願いしたい。 特定の案件を念頭としたものではなく、全般的に要望するもの。		総務省 国土交通省		対面		：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対象での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	35	退職所得控除申告書の電子化	退職金支給時に本人に記入・押印し、事業主に提出し、事業主は紙面で保管することとなっております。(必要に応じ、税務署への提出票) 申告書の内容は、基本的に事業主で把握している内容であり、実質的に本人の押印のみを行っている状況にあり、電子確認、または事業主が電子的に必要なデータを保管することを希望いたします。	所得税法第203条、所得税法施行規則第77条	財務省	1	書面・押印		退職手当等の支給を受ける人が退職手当等の支払者に提出する「退職所得の受給に関する申告書」については、所得税法第203条第4項において既に法令上電子提出が可能であり、同申告書の保管についても電子的に提出されたものは、所得税法施行規則第77条第7項により電子保管可能となっている。		
経団連	1-11	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化	年末調整に捺印、証紙添付が求められること		財務省	2	押印		法令上、押印がなければならないこととされているが、押印が困難な場合には、他の方法により書類の真正性を確認することも可能。なお、被用者から雇用者への扶養控除申告書等の提出については、既に法令上電子手続可能でありその場合は捺印不要。また、生命保険料控除証明書等の紙証添付については令和2年10月から電子手続が可能となり、当該紙証添付は不要となる。なお、令和2年10月から電子手続を促進するため、被用者が年末調整に必要な情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータが申告書等の所定の項目に自動入力等される施策を開始		
経団連	1-12	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便化	税務署提出書類に捺印が求められること		財務省	3	押印		【電子提出の場合】 法人税などの申告・納付手続や、各種申請届出等の国税関係手続について、オンライン化を進めてきており、既に約9割の国税関係手続がオンライン利用可能(手続数基準)となっている。 他方、ダイレクト届出書のように税務署から金融機関等の第三者に提出しなければならない国税関係手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 【書面提出の場合】 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。		
経団連	5-1	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化	税務署・福祉事務所等の行政機関は、財産調査等()を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。生命保険会社は、このような行政機関からの照会に日々対応しているが、照会が紙ベースのものとなっているため、手作業で目視確認をしながら事務処理を行っており、出社して対応することが必要な状況となっている。 紙ベースで照会がなされている点は、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政当局においては、民間企業とも連携いただきつつ、照会業務の電子化に向けて検討いただいていることと承知しているが、生命保険会社としてテレワークをいっそう強力に進めていく観点から、かかる照会業務の電子化の早急な実現を改めて要望したい。 なお、弊社には、年間140万件を超える財産調査の文書照会をいただくが、テレワークを推奨しようとしている現下においては、速やかに対応しなければならぬ案件の優先順位を上げたい。ご対応もご検討いただきたい。 ()徴収(税金滞納)、福祉(生活保護)、相続等に伴う財産調査	【税務署照会】 国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2条第14.1条関係第5条、国税徴収法第74条の2、第74条の3、地方税法第26条 【福祉事務所照会】 生活保護法第29条	財務省	4	書面・押印	国税庁、厚生労働省	行政機関から金融機関への照会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び金融庁において関係省庁や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会等が開催されているところ。引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	法令に根拠のない金融機関からの前書き文への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討(新法における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)	
経団連	27	特別徴収税額通知(納税義務者用)の紙面交付義務の緩和	特別徴収税額通知(納税義務者用)の紙面交付義務があるため、電子交付が望ましい。また市区町村の保育園入園申込みや保育料決定の際、特別徴収税額通知書の提出が求められることが多く、税額通知書の現物のニーズが生じている。マイナンバーデータから情報を取得するなど、提出不要となる措置が望ましい。	地方税法第321条の4	総務省 内閣府 厚生労働省		書面・押印	総務省、内閣府、厚生労働省	【総務省】 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡便化 ・今年度当初試験分の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入人となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今後のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合にあつては、書面配布の時期(法律上は5月31日までに配布)について弾力的に対応いただきたいと考えている。		
経団連	39	年金受給者死亡時の所得税還付請求手続きの電子化	年金受給者の死亡に伴う所得税還付請求に関して、年金受給者のご遺族からの死亡に関するご連絡が来ないと会社として対応を行えないため、還付請求を受ける場合、その際、現行手続き上は紙面、押印の対応が必要な状況。 ＜現行手続きの流れ＞ ・国税指定の所定様式に会社代表者印を押印し、必要書類(死亡診断書、除籍後戸籍抄本、年金支払明細、還付請求書等)とともに税務署宛に郵送。 ・還付請求書の控に税務署受付印が押印され会社宛てに返送される。 ・後日、還付決定通知が会社宛てに郵送される。	国税通則法第56条、所得税基本通達181-223共-6 ＜参考国税庁URL＞ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_22.htm 【手続名】源泉所得税及び復興特別所得税の戻納額の還付請求	財務省	6	書面・押印		雇用者が税務署を行う源泉所得税及び復興特別所得税の戻納額の還付請求については、既にe-Taxを通じた電子手続が可能	雇用者が税務署を行う源泉所得税及び復興特別所得税の戻納額の還付請求については、既にe-Taxを通じて電子手続が可能でありその場合は押印不要	
経団連	40	租税条約に基づく租税免除手続きの電子化	近年外国人社員の雇入れが増え、外国人の受入元国によっては、所得税、住民税の免除対象となる。その際の手続きが、現状紙面、押印の対応が必要な状況。 ＜現行手続きの流れ＞ ・国税指定の所定様式に給与支払者印を押印し、必要書類(在留カード、契約書等)とともに税務署宛に郵送。 届出書の控に税務署受付印が押印され、会社宛てに返送される。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9第1項、第2項、第9条の5 ＜参考国税庁URL＞ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_48.htm 【手続名】租税条約に関する届出(所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)	財務省	7	書面・押印		非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書(事務的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することが可能。また、事務的に租税条約届出書及び還付請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。なお、税務署への郵送による提出も可能。	法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	
経団連	46	租税条約に基づく居住者証明書の請求手続きの電子化	わが国と租税条約を締結している国等において、わが国の居住者が租税条約に基づく租税の減免等を受けるため、租税条約の相手国等の権限ある当局に対して、わが国の居住者証明書を提出する必要があるときに、所轄の税務署に対し証明請求を求める手続。	根拠法令ではありませんが、参考までに手続きの概要が掲載されているページをご連絡いたします。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taixanswer/osirase/9210.htm	財務省	8	書面・押印		居住者証明書の様式は提出先国により区々であり、また提出方法も提出先国により区々となっているため、オンライン化していないが今後検討。なお、郵送による請求は可能としている。	法令に根拠のない租税条約に基づく居住者証明書の請求手続への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討	
経団連	87	給与等の支払い状況調査の電子フォーマット化	税金等を滞納している人について、給与の支払状況を調査するために過去3ヶ月分資金支払や給与の支払について市区町村に報告するものです。(大体固定資産税と自動車税といったものの滞納です)	国税徴収法第141条	総務省	9	書面・押印	総務省追加	【総務省】 対応困難 給与等照会等の電子化については、現時点では照会を電子的に行う仕組みが存在しないため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 なお、給与等照会に係る統一様式については、平成31年1月にとりまとめられており、地方団体に対し統一様式の使用を要請しているところ。		
経団連	104	租税条約に関する届出書の電子化(eTax等)	海外取引で源泉所得税の免除・軽減を受ける際に「租税条約に関する届出書」を税務署に紙で提出する必要があります。(支払に持参するのは主計室)	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第4第1項、第2項、第8項、第11項、第12項、第9条の5、第9条の6	財務省	10	書面・押印		非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書(事務的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することが可能。また、事務的に租税条約届出書及び還付請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。なお、税務署への郵送による提出も可能。	法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	
経団連	132	国税関係書類の「電子帳簿保存法」認可要件の緩和	申請期間の緩和(現行は導入3か月前申請)、及び課税期間途中からの採用 他社から受領した請求書の保存方法の緩和(現行は規定整備、タイムスタンプ導入等、容易ではない)	電子帳簿保存法	財務省	11	その他				
経団連	135-1	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口へ提出することが求められているが、PDF添付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の更正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 ・(住宅控除借入金等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書) ・給与所得者異動届出書(住民税関連)		財務省	12	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書については、光ディスク等による提出が可能)。 また、オンラインでの手続として、国税庁申告・納税システム(e-Tax)を利用した提出も可能。	書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	2. 制度的対応の可否				
			その他	各種行政手続き等の書面申請の廃止、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続き等の押印廃止の推進関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	2	自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開催の見直し				【総務省】 地方公共団体の行政手続のオンライン化については、努力義務となっており、総務省としても既に「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を示すなどし、推進しているところ。 【国交省】 面会での協議を求める、住民への説明会開催を必須としている、ともに国交省が主体として求めるものは確認できませんでした。自治体が主体のものについては、地方公共団体のデジタル化に係る総務省等の方針に沿って、今後対応を検討します。	
経団連	35	退職所得控除申告書の電子化		退職手当等の支給を受ける人が退職手当等の支払者に提出する「退職所得の受給に関する申告書」については、所得税法第203条第4項において既に法令上電子提出が可能であり、同申告書の保管についても電子的に提出されたものは、所得税法施行規則第77条第7項により電子保存可能となっている。			
経団連	1-11	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止			関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	1-12	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止			関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	5-1	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化		行政機関から金融機関への照会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会等が開催されているところ。引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、簡次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討(訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)		
経団連	27	特別徴収税額通知(納税義務者用)の紙面交付義務の緩和		【総務省】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子化の具体的方策を関係者間で調整中であり、今後実証実験等の実施も予定しているところ。なお、電子化の導入時期は未定である。			
経団連	39	年金受給者死亡時の所得税還付請求手続きの電子化		雇用者が税務署を行う源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求については、既にe-Taxを通じた電子手続が可能	雇用者が税務署を行う源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求については、既にe-Taxを通じて電子手続が可能でありその場合には押印不要		
経団連	40	租税条約に基づく税免除手続きの電子化		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	46	租税条約に基づく居住者証明書の請求手続きの電子化		居住者証明書の様式は提出先国により区々であり、また提出方法も提出先国により区々となっているため、オンライン化していないが今後検討。なお、郵送による請求は可能としている。	法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討		
経団連	87	給与等の支払い状況調査の電子フォーマット化		【総務省】 給与等照会の電子化については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいりたい。			
経団連	104	租税条約に関する届出書の電子化(eTax等)		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	132	国税関係書類の「電子帳簿保存法」認可要件の緩和		・電子帳簿保存法では、帳簿の作成方法に特段の制限は設けておらず、リモート環境下で電子的に作成することも可能。 ・他社から電子的に受領した請求書等の保存方法は令和2年度税制改正により選択肢を拡大したところ(第三者提供クラウドの利用等を追加)。			関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。
経団連	135-1	所得税・住民税関連手続きの電子化		法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書については、光ディスク等による提出が可能)。また、オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した提出も可能。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		

										1. 緊急的な対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の電子化関係	各種行政手続等の電子化関係	個人・法人に対して対応での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	
経団連	143	領収書など証憑の保存要件の緩和	電子帳簿保存法を適用するにあたり、適正事務処理要件を満たす必要があります。これにより、紙の領収書や請求書を電子化した後は、最低年1回以上、定期検査を行ったのちに、紙の原本を破壊することが認められています。すなわち、一旦は紙の書類を提出、収集する必要があります。出版社を兼ねない状況です。このため、証憑の画像データにタイムスタンプを付すことが要件になっており、改ざん防止策は取られていることから、適正事務処理要件を緩和し、定期検査における原本との突合を不要とするよう、ご検討頂きたいと思っております。	電子帳簿保存法	財務省	13	書面・押印		各種行政手続等の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の電子化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対応での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
経団連	147-1	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進	税金の支払い、電話回線使用料等の支払いにおいて、納付書による支払を求められるものがある。支払の際に納付書現物のやり取りや支払った後の領収書の保管が必要であり、出社しての対応が必要となります。		財務省	14	書面・押印	財務省、総務省	国税の納付については基本的にオンラインで行うことが可能。オンラインで納付を行えば、その記録をデータで保存しておけば、紙の領収書の保管は不要となる。	税法では、領収書への押印を義務付ける規定はない。		
経団連	151	給与・賞与明細および源泉徴収票の電子交付手続の簡素化	給与・賞与明細については、所得税法上で給与の支払いの明細書を交付する義務がある。なお、ここでいう交付とは紙で配布を指しており、電磁的方法による提供が特例となっている。また、電磁的方法による提供を行うためには本人の同意を得る必要があるとされている。(源泉徴収票も同様)会社も電磁的方法に参照できる(社内WEB、メール配信等)仕組みを取り入れ、本人同意がなくても電磁的方法による提供も可能とするよう規制緩和をお願いしたい。	所得税法【226条(4)、231条(2)】 電磁的方法による提供に関するQ A	財務省	15	書面・押印		給与・賞与明細の電子の交付については、受け手である従業員等が、コンピュータやインターネットを利用していないことや電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等により、交付行為を適正に履行したと見なせない状況が生じることが考えられる。そのため、交付を行う際は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要があると考えられる。こうした考え方に基づき、民・民間の書面の交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行うこととしている。			
経団連	106	国庫金への返納金の納付書の電子化	国庫金への返納の際に納付書(紙)での支払を求められています。(それほど多い事例ではありませんが、官公庁への差控金の返納時に発生します)		財務省	17	書面・押印		差控金の返納金については、日本銀行国庫金取扱規程第25条の3の規定により既にインターネットバンキングなどによる納付について制度上予定されている。			
経団連	135-2	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口へ提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の更正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 (住宅控除個人等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書) ・給与所得者異動届出書(住民税関連)		財務省	18	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	法定調書など税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書については、光ディスク等による提出も可能)。また、オンラインでの手続として、国税庁申告・納税システム(e-Tax)を利用した提出も可能。	書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければいけないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。		
経団連	68	国税関係書類の事前申請制度の撤廃	現在は、国税庁が指定した申請書に必要書類を添付して開始日の3か月前に管轄税務署へ申請者の押印と税理士の印を申請書に押印して申請している。現在すでにEDIによる電子保存については事前申請不要となっていることから、国税関係書類(例：請求書・領収書・契約書)の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請についても必要なルール要件は定めたうえで申請自体は不要として欲しい。	電子帳簿保存法	財務省	19	書面・押印		国税関係書類の電磁的記録による保存の事前申請については、電子申請(e-Tax)も可能。	電子申請の場合、押印は不要。		
経団連	131-4	電子印章制度等の活用推進	電子印字や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一環の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	財務省	20	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)		緩和を要望する具体的な規制の内容が不明確。	緩和を希望する具体的な規制の内容が不明確。	
経団連	102	行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印撤廃	出向時の人件費等の取り扱いを定めた出向協定の押印をもとめられるが、電子メール等で当事者間合意が確認できるものであれば、押印なしでの運用をお願いしたい。(緊急事態対応期間中及びそれに続く一定期間)		人事院	1	書面・押印					
経団連	37	民間企業における役員報酬(給与)調査の電子化	指定報酬給表の適用を受ける職員の給与を検討する為の資料を得ることを目的とした調査において、書面でのやり取りが求められている。	国家公務員法第67条、一般職の職員の給与に関する法律第2条	人事院	2	書面		令和2年から導入予定 令和元年から実施済み			
経団連	147-2	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進	税金の支払い、電話回線使用料等の支払いにおいて、納付書による支払を求められるものがある。支払の際に納付書現物のやり取りや支払った後の領収書の保管が必要であり、出社しての対応が必要となります。		総務省	2	書面・押印	財務省・総務省	【地方税の支払いについて】 対応困難 法人住民税や法人事業税等の法人が納める税目については、令和元年10月から稼働している地方税共通納税システムにおいて、電子納税を行うことが可能となっている。 その他の税目については、地方団体の取組により、ペイジー、クレジットカード等を利用した窓口納付以外の収納手段が多様化され、普及している状況である。 引き続き、地方税共通納税システムの対象税目の拡大や各地方団体の収納手段の多様化に取り組んでいくが、全税目・全地方団体が対応するためには、大規模なシステム改修が必要となるため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 【電話料金について】 法令に基づいて行われている行政手続等ではないため、国により緊急的な措置を実施できる対象ではないが、各電話事業者の判断により納付書だけでなく、口座振替やクレジットカードによる支払を可能とするなど柔軟に対応している状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支払手段が困難な場合には、多くの事業者において、利用者からの申告に基づき支払期限の延長を実施している状況であると承知している。			
経団連	6-3	不動産売買・建築協賛契約に係る手続きの電子化	東京都等では、防火・防災管理者選任届出書を消防署に届出する際、持参しなければならない。郵送及びFAXでの届出が可能とするなど、非対面化を進めて頂きたい。		総務省	3	対面				可能な限り郵送で対応するよう、各消防本部に要請する。	
経団連	56	消防用設備に関する書類の押印の簡素化	型式を有する消防設備については、型式の取得や変更及び製品の製造委託などについて、型式認証機関に押印書類の提出が義務付けられている。	消防法 検定業務規程第27条 受託評価業務規程第36条 消防防災用設備機器性能評価規則第30条	総務省	4	書面・押印		規制・制度概要に記載の「型式認証機関」につきましては、日本消防検定協会及び登録検定機関を指すものとして前記します。(以降のこの項目の前記において同じ。) 可能な限りeメール等により対応するよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。	臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。		
経団連	75-2	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水権清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化(電気主任技術者/ボイラー運転/危険物取扱 等)	道路交通法(第74条の3第1項、第4項) / 消防法 / 高圧ガス保安法 / 水道法 / ビル衛生管理法 / 建築基準法 / 電気事業法 / 労働安全衛生法	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	総務省	5	書面・押印		可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	
経団連	76-1	資格更新のe-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの活用を可として欲しい。(消防設備士)	消防法	総務省	6	対面				新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	
経団連	90-2	事業者求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きにおいて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令：金融商品取引法第163条) ・官公庁への届出(例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届) ・商業登記に係る申請書の添付書面(写しの添付による対応) ・在宅による金銭貸借の媒介(在宅で資金業を行えるが不明確) ・宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・官公庁からの交付書類の電子化(例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している)		総務省	7	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。		

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類申請の推進、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の推進関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	143	領収書など証憑の保存要件の緩和		税法は領収書等の書面での授受を求めていないが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	電子帳簿保存法では、領収書等への押印を義務付ける規定はないが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	147-1	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進		税法は領収書等の書面での授受を求めていないが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	税法では、領収書への押印を義務付ける規定はないが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	151	給与・賞与明細および源泉徴収票の電子交付手続きの簡素化		給与・賞与明細の電子交付については、受け手である従業員等が、コンピュータやインターネットを利用していないことや電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等により、交付行為を適正に履行したとはいえない状況が生じることが考えられる。そのため、交付を行う者は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要があると考えられる。こうした考え方に基づき、民・民間の書面の交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行えることとしている。			
経団連	106	国庫への返納金の納付書の電子化		歳出金の返納金については、日本銀行国庫金取扱規程第25条の3の規定により既にインターネットバンキングなどによる納付について制度上予定されている。			
経団連	135-2	所得税・住民税関連手続きの電子化		法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書については、光ディスク等による提出が可能)。また、オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した提出も可能。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	68	国税関係書類の事前申請制度の撤廃		電子申請が可能であるが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	電子申請の場合、押印は不要であるが、さらに改正が必要な点があれば、関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	131-4	電子印章制度等の活用推進		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
経団連	102	行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印廃止					
経団連	37	民間企業における役員報酬(給与)調書の電子化		令和2年から導入予定			
経団連	147-2	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進		【地方税の支払いについて】 地方税共通納税システムの対象税目拡大については、地方団体の理解を得なければ進められないことに留意しつつ、費用対効果を踏まえ、検討をしていくとともに、各地方団体における更なる収納手段の多様化も進めていく。 【電話料金について】 法令に基づいて行われている行政手続等ではないため、国により緊急的な措置を実施できる対象ではないが、各電話事業者の判断により納付書だけでなく、口座振替やクレジットカードによる支払を可能とするなど柔軟に対応している状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支払手段が困難な場合には、多くの事業者において、利用者からの申告に基づき支払期間の延長を実施している状況であると承知している。			
経団連	6-3	不動産賃貸・建築請負契約に係る手続きの電子化				オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	
経団連	56	消防用設備に関する書類の押印廃止		オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。		
経団連	75-2	各種検査報告書等の提出の電子化		オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。		
経団連	76-1	資格更新のe-ラーニング対応				電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。引き続き、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	
経団連	90-2	事業者が求められる書面手続きの電子化・簡素化	【官公庁からの交付書類の電子化について】 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特別徴収者において、感染拡大防止等が必要であると判断される場合にあつては、書面配布の時期(法律上は5月31日まで)に配布)について弾力的に対応したいと考えている。	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	【官公庁からの交付書類の電子化について】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子化の具体的な方法を関係者間で調整中であり、今後実証実験等の実施も予定しているところ。なお、電子化の導入時期は未定である。	

										1. 緊急な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印簡便の推進関係	個人・法人に対して対象での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係
経団連	8	地方税e-Taxシステム(eLTAX)における住民税異動届出書の電子提出促進	<p>転職者の特別徴収継続手続きにあたって、本人・転職元・転職先の間で滞りなく、かつ効率的に特別徴収継続の手続きができるよう、eLTAX上の仕組みを整備していただきたい。</p> <p>現在は、eLTAXで住民税の異動届出書を特別徴収継続で提出する場合、転職元の手続担当者が、転職先の情報を登録して送信しなければならないが、一般的に転職先について転職者が遠方で公開することは少なく、またデリケートな情報であることから担当者からも聴取しづらいため、転職元の担当者が転職先の情報を把握していることは稀である。情報が入手できない場合、特別徴収の継続手続きを電子的に完了することができず、書面での手続きに切り替えるを得ない。具体的には、転職元の手続担当者が書面上に必要事項を記入した後市区町村等に提出、さらにその後転職先において転職元の手続担当者が必要事項を記入し、市区町村に提出するという煩雑なプロセスを経なければならない。</p> <p>昨今ではライフスタイルやキャリアの多様化、人材流動化が進み、転職者数も増加傾向にあるという背景に加え、今後の新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に多くの事業者がテレワーク等の推進や業務効率化に取り組んでいる中で、このように転職先の情報をもっていないだけで電子上で手続きができないという現状は、当該手続きに関与する全ての者(転職元企業の手続担当者、転職先企業の手続担当者、市区町村の担当者)の安全を確保し、本来必要のない事務作業を減らし生産性を向上させるうえでのバリアとなりにくい。</p> <p>以上のことから、例えば、eLTAXにおける電子手続きの際に、転職元の手続担当者が転職先の情報を保有していないと、同じ電子上のファイルに本人ないしは転職先の担当者が必要な情報を補充することで手続きできるなど、一貫して電子手続きを完了できる仕組みを導入していただきたい。</p>	地方税法施行規則 第10条	総務省	9	書面・押印		<p>添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化</p> <p>・給与所得者の異動届については、御指摘の通りすでにeLTAX上で電子的申請が可能である。緊急な対応として、転職先情報が把握できない場合であっても、eLTAX上で電子的申請を希望される場合は、普通退職扱いとして所定の手続きを行っていただきたいと考えている。</p>	<p>各種行政手続等の押印簡便の推進関係</p> <p>・法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。</p> <p>・法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。</p> <p>・その他(簡便にご記入ください。)</p> <p>・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>	<p>個人・法人に対して対象での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係</p> <p>・オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。</p> <p>・ネットでの講習の提供などで対応する。</p> <p>・電話や郵送によって対応する。</p> <p>・その他(簡便にご記入ください。)</p> <p>・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)</p>
経団連	13	消防法上の各種届出事項の電子化	消防法上の各種届出事項はすべて電子申請が不可となっている。	消防法第3条の2、第8条の2、第17条の3の2、第33条の18、第51条の8、第51条の9、第51条の11の2等	総務省	10	書面・押印		可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	
経団連	20	消防届出書類への代表者印の押印撤廃もしくは電子申請の実現	消防届への届出書類(防火管理者の選任届出書や消防計画作成届出書等、他にも多種あります)には代表者印や社印の押印と原本の提出が義務付けられている。現状はオンラインでの申請等は不可。	消防法 地方自治体の火災予防条例	総務省	11	書面・押印		可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	
経団連	23	企業間取引(官公庁、地方自治体を含む)における押印・書類授受業務のデジタル化	<p>[規制による現状・民間の慣行]</p> <p>・省庁や自治体との契約における入札規程等での規制により、紙の書類への押印や書類の授受(手渡しや郵送等)等の業務のために出社せざるを得ない状況がある。</p> <p>・また、様々な申請において書類の真正性を確認するために、「紙」の書類で法人の印鑑証明や登記事項証明を提出している。インターネットで登記情報を取得することは可能となっているが、本人確認書類として利用するためには法的な証明力の付与が期待される。</p> <p>・なお、受発注等の企業間取引においても、改ざんリスク防止のために慣例的に押印や書類授受の業務を行っており、取引の大部分を占める民間企業での業務効率化を妨げている。</p> <p>[要望]</p> <p>・企業間取引(官公庁、自治体を含む)における押印・書類授受業務をデジタルに環境構築が必要であり、文書を発行する企業の代表者印や社印が押された「紙」の書類を前提とする上記等の規制を改正するとともに、データがどの組織で作成されたか(組織の正当性)を簡便に判別できる仕組み(eシール)を公的に認定する制度を創設していただきたい。</p> <p>・上記の内容は、現在、総務省のサイバーセキュリティ統括官室で取組まれており、トラストサービスの早期社会実装に向けて、スピーディーな制度検討を進めていただきたい。</p>	官公庁や地方自治体における入札規程等	総務省	12	書面・押印		<p>【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】</p> <p>政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めます。</p> <p>【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】</p> <p>・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。</p> <p>・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。</p>	<p>【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】</p> <p>政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めます。</p> <p>【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】</p> <p>・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要があります。</p> <p>・契約について 対応困難(地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。)</p>	
経団連	43	住民税通知書に係る手続きの完全電子化、自治体毎の書類様式の統一化	<p><住民税通知書の完全電子化></p> <p>地方税e-Taxシステム(eLTAX)が以前より導入されているにもかかわらず、全市区町村の完全導入には至っていない状況。故紙面による対応が残っている。</p> <p><各種様式の統一化></p> <p>「就労証明書」、「所得証明書」等の各種様式に関して、自治体毎に様式が異なるため、現状手書き、押印の対応が必要。</p>	<住民税通知書の完全電子化> eLTAX利用原則等の法令がないため、各自治体の意向と連携。	総務省 厚生労働省 内閣府	13	書面・押印	総務省 厚生労働省 内閣府	<p>【総務省】 対応困難</p> <p>・「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)」については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、送付可能な団体も着実に増加しているところ(令和元年時点で883団体(51%)が対応)であるが、市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。</p> <p>【内閣府】 養育給付の申請等に関しては、マイナンバー上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。</p>	<p>【内閣府】 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めない。</p>	
経団連	53	住民税転出届の取消申請手続きの電子化等	<p>住民税転出届の取消申請について、現行ルールでは多くの市区町村が対面での手続きとしているが、郵送等での対応を認めていただきたい。</p> <p>実例として、4月1日付で海外赴任予定だった新任駐在員が、赴任を前提に既に住民税転出届を提出している。しかし、その後の新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、海外赴任がままならぬ旨の届出がなされたため、住民税を一旦日本国内に戻したいという声から新任駐在員から届出がなされているが、現状では混雑する市役所等へ訪問し対面での手続きが必要になることから、手続きを控えているケースがある。</p> <p>また、上記に関連して、新型コロナウイルスの特別定額給付金は、「給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者」が要件のため、海外への転出届を出しているものの、実態として日本国内に留まり居住している者は、給付対象者から除外されてしまう。本施策の目的の観点から、4月27日以降に住民税転出届の取消しを行う者については、基準日において住民基本台帳に登録されている者として、特別定額給付金の給付対象者として認めてもらえるようご配慮いただきたい。</p>	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)	総務省	14	対面				<p>郵送による手続を認める</p> <p><補足></p> <p>転出届については、市区町村の窓口に向いに行うことが基本とされているが、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念等に鑑み、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」(令和元年3月6日付総務省告示第31号、以下「郵便等」という。)を利用する方法により行わせることとして差し支えないこととしている。転出届の取消しについても、市区町村の窓口に向いに行うことが原則であるが、令和2年3月6日付付通知の趣旨に準じ、当面の緊急措置として、国外転出を取りやめた場合には、転出届の取消しの手続きを郵便等により受け付けることとして差し支えないこととする。この場合においては、本人確認書類の写しを同封させるとともに、当該転出を取り消したときは、速やかに申出を行った者に関する住民税の住所等にてその旨を通知することとする。なお、国外転出を取りやめたが、従来の住所に引き続き居住せず、新たに生活の本拠を定めることとした者は、別途、転入届又は転居届を行う必要がある。</p>
経団連	59	無線基地局の利用申請の簡素化	4.9GHzの無線申請において、基地局の場所を移動させる際には社印を押した届出が必要になる。	電波法 第十七条等	総務省	15	書面・押印		オンライン化を行う。 オンラインで対応済		
経団連	60	電気通信事業法に関する各種届出の押印撤廃	各種届出に押印が必要。 例えば、電気通信端末機器審査協会へ行うATE申請、テレコムエンジニアリングセンターにおこなうTELEC認証など。	電気通信事業法	総務省	16	書面・押印				
経団連	90-5	事業者が求められる書面手続きの電子化・簡素化	<p>事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。</p> <p>(例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい)</p> <p>・役員・主要株主の喪失報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令:金融商品取引法第163条)</p> <p>・官公庁への届出(例:消防法に定められる防火・防災管理者変更届)</p> <p>・商業登記に係る申請書の添付書面(写しの添付による対応)</p> <p>・在宅による金銭貸借の媒介(在宅で貸借金を入るが不明確)</p> <p>・宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化</p> <p>・官公庁からの交付書類の電子化(例:住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している)</p>		総務省	17	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	<p>【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】</p> <p>可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。</p>	<p>【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】</p> <p>臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。</p>	
経団連	91-5	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化	<p>テレワークの支障となる手続きに際し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。</p> <p>(例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい)</p> <p>・民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化</p> <p>・業界団体、日経、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化</p> <p>・本人確認に係る手続きの簡素化(犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に際し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等)</p> <p>・電子署名の推進</p>		総務省	18	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省			
経団連	97	住民税異動届のデータ化	住民税にかかる次の書類の提出をデータでの届出可能としていただきたい		総務省	19	書面・押印		オンライン化を行う。 ・「給与所得者異動届出書」及び「普通徴収から特別徴収への切替申請」については、既にeLTAX上で電子的申請が可能である。		
経団連	98	住民税の税額変更通知のデータ化	住民税の税額変更通知の交付が書面による郵送となっているが、データでの交付としていただきたい。現在のeLTAXの使い勝手が悪いので、この機能も改善していただきたい。		総務省	20	書面・押印		<p>対応困難</p> <p>・「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)」の交付については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、変更通知についても送付可能な団体が着実に増加しているところであるが、市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。</p>		

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の裏面申請の推進、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省紙等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の推進関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについては、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
経団連	8	地方税ポータルシステム(eLTA)における住民税異動届出書の電子提出促進		eLTAは企業別のアカウントにログインし、申請を行う仕組みが前提であり、御指摘のような、転載先の担当者が必要な情報を補充するような対応は困難だが、中長期的には、電子的申請より利用しやすくする観点で、必要に応じて適切な対応を行ってまいりたい。			
経団連	13	消防法上の各種届出事項の電子化		オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。		
経団連	20	消防届出書類への代表者印の押印撤廃もしくは電子申請の実現		オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。		
経団連	23	企業間取引(官公庁、地方自治体を含む)における押印・書類授受業務のデジタル化		【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要があります。 ・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に限りは押印を省略することはできない。 【企業間取引における押印・書類授受業務をデジタル化を行う環境構築について】 所謂「eシール」について、総務省では令和2年4月に「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」を立上げ、国の関与のもとでの民間による認定の仕組みについて、可能な限り早期の整備を目指し、その具体的な認定制度の設計に関する検討を行っている。	【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要があります。 ・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に限りは押印を省略することはできない。 【企業間取引における押印・書類授受業務をデジタル化を行う環境構築について】 所謂「eシール」について、総務省では令和2年4月に「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」を立上げ、国の関与のもとでの民間による認定の仕組みについて、可能な限り早期の整備を目指し、その具体的な認定制度の設計に関する検討を行っている。		
経団連	43	住民税通知に係る手続きの完全電子化、自治体毎の書類様式の統一化		【総務省】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)」については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、送付可能な団体も着実に増加しているところ(令和元年時点で883団体(51%)が対応)である。未対応の団体についても、引き続き対応を求めていく。 【内閣府】 保育所の入所申請等に関しては、マイナンバー上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	【内閣府】 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		
経団連	53	住民票転出届の取消申請手続きの電子化等				対応困難 ＜理由＞ 転出届の取消の届出については、これが受理されることで、転出届が当初よりなかったものとして届出先市町村の住民票に再度記載されることとなり、改めて当該住民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであり、転入届と同様の効果をもたらすため、同様の手続として届出者の実在性・本人性を厳格に対面を確認することが必要である。 また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転出取消の届出については、窓口において対面を実施することが必要である。 ＜代替手段＞ なし	
経団連	59	無線基地局の利用申請の簡素化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる オンラインで対応済			
経団連	60	電気通信事業法に関する各種届出の押印撤廃		電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。			電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。
経団連	90-5	事業者が求められる書面手続きの電子化・簡素化		【官公庁からの交付書類の電子化について】 ・今年度当初課税分の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今後のコロナ感染症対策の観点から、各特別徴収義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合には、書面配布の時期(法律上は5月31日まで)に配布)について弾力的に対応いただきたいと考えている。	【消防法に定められる防火・防災管理変更届について】 オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。		【官公庁からの交付書類の電子化について】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子化の具体的な方法を関係者間で調整中であり、今後実証実験等の実施も予定しているところ。なお、電子化の導入時期は未定である。
経団連	91-5	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化		電子署名の普及促進のため、その制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。	同左		
経団連	97	住民税異動届のデータ化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「給与所得異動届出書」及び「普通徴収から特別徴収への切替申請」については、既にeLTA上での電子的申請が可能である。			
経団連	98	住民税の税額変更通知のデータ化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)」の交付については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、変更通知についても送付可能な団体が着実に増加しているところである。未対応の団体についても、引き続き対応を求めていく。			

										1. 緊急的な対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印簡便化関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
経団連	109	自治体入札申請における実印・使用印利用ルールの特例化(電子署名導入など)	・申請にあつた実印押印が義務化されている ・入札、契約にあつた使用印の事前申請が必要	各自治体への入札申請における記載要領、他	総務省	22	書面・押印	地方自治法	・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はないが、各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応が可能。 ・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 ・契約について 対応困難 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしており、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。		
経団連	114	住民票異動のオンライン化	転入、転出等、住民票の異動に伴い市区町村窓口への出頭を要する手続きをオンラインで行うことを可能とし、役所への出頭の削減、窓口混雑緩和、行政事務コストの大幅な削減と公務員業務のテレワーク化を実現する。	住民基本台帳法、マイナンバー法	総務省	23	対面			【転出届】対応済み マイナンバーカードの交付を受けている者による転出届は、オンラインで行うことが可能である。 【転入届・転居届・世帯変更届】対応困難 <理由> 転入届・転居届・世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に記載され、又は市町村の住民票の記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを基盤とする(トラストアンカー)としており、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届・転居届・世帯変更届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠である。 <代替手段> 転入届・転居届・世帯変更届は、届出の事由が生じた日から14日以内に行われなければならない。正当な理由がなく当該期間を経過した者は、住民基本台帳法第52条第2項の規定により、通知に処することとされているが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」(令和元年3月6日付行届第31号)により、当分の間、当該期間を経過した者については、「正当な理由」があったものとみなすこととしている。		
経団連	115	マイナンバーカード電子証明書書換えのオンライン化	住民票異動や、電子証明書の期限切れに伴いマイナンバーカードの電子証明書の書換えが必要となるが、これを最寄りのコンビニなどで行えるようにし、役所への出頭を不要化する。	住民基本台帳法、マイナンバー法	総務省	24	対面			<理由> 電子証明書はオンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、本人確認及びセキュリティの観点から、住所地区町村の統合以来電子証明書の書き換えを行う必要がある。 <代替手段> なし		
経団連	116	住民票の利用者用電子証明書による代替	住民票の提出を求めるあらゆる手続きを、マイナンバーカード内の電子証明書で代替することを基本原則として定め、例外には応分の負担を求めることにより、証明書取得、提出のための出頭、郵送などを大幅に削減する。	住民基本台帳法	IT室	25	書面・押印		【IT室】 デジタル手続及び同法施行令において、国民等申請者の利便性向上のために、住民票の写しを求めている法令に基づく手続については、マイナンバーカードの電子署名等行政機関間の情報連携を通じて必要な情報を入力・参照できる場合には、住民票の写しの省略を可能とする旨既に規定しているところ。なお、同法令においては、マイナンバーカードを用いた手法に限らず、住基ネットの活用など他の手段も定めているところ。			
経団連	120	特別定額給付金の申請手続きの電子化	特別定額給付金について、ほとんどの国民が郵送申請であり自治体に届いた紙の申請書の処理に当社SEが受付作業を実施している。 ほとんどの国民のオンライン申請を可能とすることで、自治体でデジタルでの処理を実現し、SEが自治体に訪問しなくてもいい環境を早急に整備してほしい		総務省	27	対面			特別定額給付金については、感染拡大を防ぐことに配慮しつつ、給付金を迅速にお届けするため、申請書の受付に当たっては、郵送のほか、オンライン申請など、窓口申請以外の方法を基本としており、給付についても口座振り込みを基本としている。 具体的には、マイナンバーカードを所持する世帯主は、オンライン申請でマイナンバーから申請をしいただくことが可能であり、このことは、HPやパンフレット等においても広報、周知をしているところ。		
経団連	125-1	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化	以下について、押印省略あるいは自署期間終了後の事後押印提出を認めていただきたい。 住民税異動届 雇用調整助成金計画届出・支給申請 労災関係報告・給付書類 健康保険各種給付申請書 日本社会保険協定 健康保険厚生年金保険 適用証明書 交付申請書 障害者雇用納付金申請書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特別調整金支給申請書、各種届出様式 クレーン運転士免許申請時の本人確認について(本人による窓口への書類持参が必要)	・上記 - いずれも法定様式(電子申請可能な手続がある可能性もありますが、紙ベースでの手続きについての要となりません) ・は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めによるもの	総務省	28	書面・押印	総務省、厚生労働省	オンライン化を行う。 ・「給与所得者異動届出書」については、既にeLTAx上での電子的申請が可能である。	紙ベースの「給与所得者異動届出書」については、省令様式上押印欄は設けられていないが、市区町村において独自に欄を追加している例もある。その場合において、押印については、状況によっては省略を認める運用を行っている地方団体も存在することから、必要に応じて提出先の地方団体に御相談いただきたい。		
経団連	135-3	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口へ提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の更正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 (住宅控除個人金等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書) ・給与所得者異動届出書(住民税関連)		総務省	29	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	オンライン化を行う。 ・住民税の「給与所得者異動届出書」については、既にeLTAx上での電子的申請が可能であるほか、多くの地方団体においては郵送での提出も認めているものも認識している。			
経団連	131-3	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一層の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	総務省	30	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)				
経団連	67-3	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和(認証事業者が発行する証明書を添付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等での合意結果を法人登記上の役員住所へ郵送する等)する。若しくは要件を満たすサービスを公開(特定)してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の権限が限定(課未特定)されていることから代行処理ができないので、該当課までしか対応できない要件を緩和してほしい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	総務省	31	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省				
経団連	63-1	携帯電話不正利用防止法における本人確認の非対面化	携帯電話不正利用防止法第2章に定める本人確認方法は対面でも本人確認書類を確認する方式であり、接触が不可欠。郵送等で対応できるように変えて欲しい。(セコムの場合はみまもりホンが対象)。	携帯電話不正利用防止法 第2章	総務省	32	対面	総務省、警視庁			携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も認められている。	
経団連	71	住民税決定通知書(個人配布用)の電子化	住民税税額決定通知書を自治体ごとに異なる書式で作成し、会社経由で社員へ配布する作業が負担となっている。 ポータルサイトを作成し、マイナンバーをキーに本人が確認する仕組みにする。また、本証明書は保育園の提出書類として使うことが多いようなので、その場合でも本人が印刷し押印不要となるように変更をお願いしたい。	地方税法第321条の4	総務省	33	書面・押印		添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今後のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合においては、書面配布の時期(法律上は5月31日まで)について弾力的に対応いただきたいと考えている。			
経団連	117	公金決済のオンライン化	マイナンバーカード、マイナポータルを使った公金決済を普及させ、納付、還付、給付にかかる事務をオンライン化し、国民、行政双方のテレワークを促進する。 国民の金融口座のマイナポータルへの登録義務化を前提とする。	マイナンバー法	番号室		その他					
経団連	86-2	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化	以下の書類について、書式が異なることと、書面提出が求められている。 ・保育歴、こども園、学童継続利用のための就労確認の証明書 ・幼児教育無償化にかかわる状況確認の証明書	保育条例、こども園、学童継続利用のための幼児教育無償化にかかわる状況確認	内閣府	1	書面・押印	内閣府、厚生労働省	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。			

				2. 制度的対応の可否				
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類提出の簡便化、個別手続の電子化関係 ・オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ・添付書類の省略等の書類の簡便化 ・その他 (簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の推進関係 ・法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ・法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ・その他 (簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ・電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ・対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ・その他 (簡潔にご記入ください。) ・対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他	
経団連	109	自治体入札申請における実印・使用印利用ルールの見直し(電子署名導入など)		・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。 ・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	・入札申請について 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 ・契約について 対応困難 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。			
経団連	114	住民票異動のオンライン化				【転出届】対応済み マイナンバーカードの交付を受けている者による転出届は、オンラインで行うことが可能である。 【転入届・転居届・世帯変更届】 対応困難 ＜理由＞ 転入届・転居届・世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に記載され、又は市町村の住民票の記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届・転居届・世帯変更届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠である。 ＜代替手段＞ なし		
経団連	115	マイナンバーカード電子証明書書き換えのオンライン化				対応困難 ＜理由＞ 電子証明書はオンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、本人確認及びセキュリティの観点から、住所地区町村の統合端末で電子証明書の書き換えを行う必要がある。 ＜代替手段＞ なし		
経団連	116	住民票の利用者用電子証明書による代替		【IT差】 デジタル手続法及び同法施行令において、国民等申請者の利便性向上のために、住民票の写しを求めない法令に基づく手続については、マイナンバーカードの電子署名等行政機関間の情報連携を通じて必要な情報を入手・参照できる場合には、住民票の写しの省略を可能とする旨既に規定しているところ。なお、同法令においては、マイナンバーカードを用いた手法に限らず、住基ネットの活用など他の手段も定めているところ。				
経団連	120	特別定額給付金の申請手続きの電子化				特別定額給付金については、感染症拡大を防ぐことに配慮しつつ、給付金を迅速にお届けするため、申請書の受付に当たっては、郵送のほか、オンライン申請など、窓口申請以外の方法を基本としており、給付についても口座振り込みを基本としている。 具体的には、マイナンバーカードを所持する世帯主は、オンライン申請でマイナンバーから申請をしていただくことが可能であり、このことは、HPやパンフレット等においても広報、周知しているところ。		
経団連	125-1	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「給与所得者異動届出書」については、既にeTAX上での電子的申請が可能である。	経ベースの「給与所得者異動届出書」については、省令様式上押印欄は設けられていないが、市区町村において独自に欄を追加している例もある。その場合において、押印については、状況によっては省略を認める運用を行っている地方団体も存在することから、必要に応じて提出先の地方団体に御相談いただきたい。			
経団連	135-3	所得税・住民税関連手続きの電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・住民税の「給与所得者異動届出書」については、既にeTAX上での電子的申請が可能であるほか、多くの地方団体においては郵送での提出等も認められているものと認識している。				
経団連	131-3	電子印章制度等の活用推進		電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。	電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。			
経団連	67-3	電子署名の利用要件の緩和		電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果(事実上の推定)を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している(これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである)。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効が働く)とされている(念のため付言するに、この形式的な資格(成立の真正)というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を擁護するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第3条の電子署名に含めた場合(第3条の括弧内要件を削除した場合)には、実体とかいっしょに予断可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していれば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定められていない。	同左			
経団連	63-1	携帯音声通信事業における本人確認の非対面化				携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認められている。		
経団連	71	住民税決定通知書(個人配布用)の電子化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子化の方策を関係者間で調整中であり、今後実証実験等の実施も予定しているところ。なお、電子化の導入時期は未定である。				
経団連	117	公金決済のオンライン化	マイナンバーの公金決済機能について、引き続き各制度所管官庁等に周知してまいります。 また、ご提案の国民の金融口座のマイナンバーへの登録義務化については、そもそもその目的・必要性、その対象範囲の検討や必要となる制度的措置を含めた広範な検討が必要と想料します。				マイナンバーの公金決済機能について、引き続き各制度所管官庁等に周知してまいります。 また、ご提案の国民の金融口座のマイナンバーへの登録義務化については、そもそもその目的・必要性、その対象範囲の検討や必要となる制度的措置を含めた広範な検討が必要と想料します。	
経団連	86-2	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化		保育所の入所申請等に関しては、マイナンバー上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。				

										1. 緊急的な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の簡便化、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印簡便化関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係
経団連	99	就労(在籍)証明書等の書式のデータ化および押印の省略	地方自治体より保育所入園等のために求められる就労(在籍)証明・収入証明等について、指定書式が紙での交付または公開PDFのダウンロード結果に記載、事業主(証明者)の押印を行う必要があり、テレワークの妨げになっている。 <要望> ・入力可能なデータファイルでの公開 ・事業主の押印の省略 として、入力した電子データを受け付けるようしていただきたい ・書式が各自治体によって異なっており、統一していただきたい。		内閣府 厚生労働省	2	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 No.137-1,2は統合	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めている。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	137	就労証明書への証明印押印の省略	要望1(コロナ終息までの間の特例) ☑ 新型コロナウイルス感染拡大が終息し、担当社員の出入による危険が解消されるまでの間の特例として、押印を省略した就労証明書の提出を可能としていただきたい。 要望2(本格対応として、紙運用からの脱却) 企業・社員・自治体間の就労証明書情報の授受を、紙を介さず電子的に実施するしくみを早期に実現しようご検討いただきたい。 要望3(要望2実現までの暫定措置) ☑ 要望2が実現するまでの間の暫定的な措置として、企業における就労証明書の「印刷・捺印・送付」業務の負担が軽減されるよう、「証明印が印刷された就労証明書」(未肉による捺印ではなく)が有効である旨を明確にして、自治体に対して周知徹底いただきたい。 ☑ なお、現状では、証明印を印刷した就労証明書でも受け付ける自治体がある一方、申込者(社員)からの問合せに対して「(証明印を印刷したものではありません)証明印の提出が必要」と説明する自治体もあり、自治体により判断が分かれている。	☑ 子ども・子育て支援法施行規則第2条第3項第2号 ☑ 保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の大都市向け標準的様式について(通知)(令和元年8月14日府令第357号/子保発0814第1号)別添2(記入要領)「押印」	内閣府 厚生労働省	3	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めている。	
経団連	150-2	就労・在籍・勤続証明書等の発行電子化・簡素化	保育所・保育所・児童クラブ(学童)への入園申請やビザの申請、転職の際など、自治体、保育所、入園管理用、転職先などへ提出が必要となる。自治体でフォーマットを決めているケースもあるが、個々の提出先で指定されるケースもあり、任意に確認し押印の上、書面で行っている。 ・事業主が発行する証明書には社印、代表社印の押印を求められるものがあり、書類の受理が発生する。社印、代表者印が黒いものでも有効としていただきたい。 ・フォーマットを統一いただきたい。 ・そもそも、法定調書で市区町村でも所得などわかるはずなのに会社に照明を求めているものは廃止いただきたい。	在職証明書は、法律では会社側に発行義務はなく、任意で在職者、もしくは退職者に発行している。	内閣府	4	書面・押印	内閣府、厚生労働省	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めている。	
経団連	18	市(区)役所・教育委員会・保育所(園)への各種届出の電子化・押印簡便	以下の手続きについて、書面・押印・直接届出が必要とされている。 ・勤務証明書、就労(状況)証明書、就業証明書、雇用証明書、在職証明書、育児休業証明書 ・育児休業・産後休暇復帰証明書、復職証明書		内閣府 厚生労働省	5	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 No.18として統合	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めている。	
経団連	69	保育所等に提出する就労証明書の書式統一	保育所利用のために各自治体へ提出する書類であるが、自治体ごとにフォーマットが異なるため、依頼時に紙を送付してもらっている(HPからダウンロードできる自治体もあるが、テレワーク中だと印刷できないケースが多い) 全国共通フォーマットになれば、書式の作成がスムーズに行える。		内閣府 厚生労働省	6	書面・押印	内閣府・厚生労働省 No.69-1,2は統合	保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。		
経団連	9	定期建物賃貸借契約の電子化	定期建物賃貸借では、書面によって契約をしなければならぬとされており、電子契約は認められていません。 同法が、例外で特別な制度である定期建物賃貸借について書面での契約の締結を要求しているのは、厳格な要件のもとで厳格な手続を課し、「契約の更新がない」とする旨を明確にするためと考えられますが、このような趣旨は、書面による契約でなければ実現できないというものではなく、電子契約によっても実現できると考えます。 また、現在のように新型コロナウイルス感染症拡大防止のために外出を制限している状況において、契約書面等の捺印作業のほかに従業員が感染リスクを負って出社せざるを得ないという事象が頻りに見受けられますが、電子契約であれば捺印をすることも可能となり、社会の要請にもかなうものではないかと考えます。	借地借家法第38条第1項	法務省	1	書面・押印				借地借家法第38条第1項は、賃借人が契約内容を十分に理解することができるように、定期建物賃貸借契約の締結は書面で行われなければならないと定めている。この書面の要件は郵送等によっても満たすことができ、対面での対応は必要とされていない。このため、特段の対応は不要であると考えられる。 なお、借地借家法や法務省の所管するその他の法令において、定期建物賃貸借契約の締結に当たって押印を義務付ける規定はない。
経団連	10	定期建物賃貸借契約締結に先立つ事前説明・書面交付の廃止	定期借家契約を締結しようとする場合、賃貸人は、契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借を終了することについて、あらかじめ賃借人に対してその旨を記載した書面を交付して説明しなければならないとされている。 定期借家制度の制定から20年近く経過し、不動産賃貸市場において定期借家契約の活用が進み、建物賃貸借契約に、定期借家契約といわゆる普通借家契約があることは、すでに一般人にも相当程度知られているところである。また、定期借家制度の内容そのものは至極平易であり、殊更に別書面を交付して説明しなくとも、賃貸借契約書にその旨を記載すれば容易に理解できるものと考えます。	借地借家法第38条第2項。なお、判例(最高裁判平成24年9月13日)上、同項の書面は、賃借人が、その契約に係る賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により終了すると認識しているか否かにかかわらず、契約書とは別個独立の書面であることを要するとされています。	法務省	2	書面・押印				借地借家法第38条第2項の説明は、テレビ会議システム等による遠隔での説明でも足りるとされており(「定期建物賃貸借に係る事前説明におけるITの活用等について」(平成30年2月28日国土動第133号土地・建設産業局不動産課通知及び関係第23号住宅用住宅総合整備課長通知)、書面の交付も郵送等の方法によることが可能である。したがって、同条は、対面での対応を要求するものではなく、特段の対応は不要であると考えられる。
経団連	1-13	各種行政手続等の押印簡便化・書面申請の簡便	入園管理届に提出する書類に捺印が求められること		法務省	3	押印			在留資格認定申請書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、押印のある原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	
経団連	3	会社法の単体計算書類全体のWEB提供の容認	決算・監査スケジュールが大幅に遅れている会社は現状少ないが、関係者が新型コロナウイルスに罹患する恐れがあるなど、予定通りに作業が進捗するか予断を許さない企業もある。決算・監査スケジュールをより長く確保することが必要である。 現状、会社法においては、株主総会の召集通知(株主総会の2週間前までに発送する必要がある)に際し、計算書類を株主に提供することとされているが、このうち単体計算書類のWEBでの提供は、株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限られている。会社法の単体計算書類全体のWEBでの提供が認められれば、書面での提供と異なり、計算書類の印刷、封入等の手続を省くことができ、その分、決算・監査スケジュールに猶予が生ずる。印刷、封入等に関わる業者において、感染による作業遅延のリスクがあることからしても、必要な措置と考える。本件は23日の規制改革推進会議(成長戦略WG)で久間委員が指摘するとともに、27日の経済財政諮問会議の民間議員ペーパーでも緊急提案の1項目として掲げられた。株主総会が集中する6月期が中、待たなしの状況であり、一日でも早く実現すべきである。	会社法第437条、会社計算規則133第4項	法務省	4	書面・押印	オンライン化を行う 対応済み。 本年5月15日に公布された会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和2年法務省令第37号)において、同省令の施行の日から6か月以内に招集の手続が開始される定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供に限り、事業報告に表示すべき事項の一部並びに貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項等をインターネット上のウェブサイトに掲載し、そのウェブサイトのURL等を株主に通知すれば、当該事項に係る情報が株主に提供されたものとみなすこととともに、この場合には、取締役は、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならないこととしている。なお、本省令は、公布の日から施行されている。			
経団連	19	在職証明書提出の電子化・押印簡便	入園管理届への在職証明書提出にあたり、書面・押印・直接届出が必要とされている。		法務省	5	書面・押印		オンライン化済み。本年3月オンライン申請の対象手続、在留資格を拡大、4月対象者の拡大を順次実施。	在留資格認定申請書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	
経団連	90-3	事業者求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令:金融商品取引法第163条) ・官公庁への届出(例:消防法に定められる防火・防災管理者変更届) ・商業登記に係る申請書の添付書面(写しの添付による対応) ・在宅による金銭貸借の媒介(在宅で資金貸借を行えるかが不明確) ・宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・官公庁からの交付書類の電子化(例:住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している)		法務省	7	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省 法務省	現在の制度においても、登記申請の添付書面は、当該書面に代わるべき情報の記録(PDFファイル等)により作成し、オンラインにより提出することができます(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第102条第2項)。		
経団連	91-4	テレワークの支障となる手続き等の押印簡便化・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) ・民間の借契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・業界団体、日銀、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・本人確認に係る手続きの簡素化(犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等) ・電子署名の推進		法務省	8	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省		商業登記電子証明書については、令和3年中にオンライン申請が開始され、押印した申請書の提出は不要となる予定です。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	2. 制度的対応の可否			
				各種行政手続き等の書類申請の簡便化、個別手続きの電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる （オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡便化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続き等の押印廃止の推進関係 ：法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手段関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
経団連	99	就労（在籍）証明書等の書式のデータ化および押印の省略		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		
経団連	137	就労証明書への証明印押印の省略		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		
経団連	150-2	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡便化		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		
経団連	18	市（区）役所・教育委員会・保育所（園）への各種届出の電子化・押印廃止		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		
経団連	69	保育園等に提出する就労証明書の書式統一		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。			
経団連	9	定期建物賃貸借契約の電子化				借地借家法第38条第1項は、賃借人が契約内容を十分に理解することができるように、定期建物賃貸借契約の締結は書面で行わなければならないと定めている。この書面性の要件は郵送等によっても満たすことができ、対面での対応は必要とされていない。このため、特段の対応は不要であると考ええる。 なお、借地借家法や法務省の所管するその他の法令において、定期建物賃貸借契約の締結に当たって押印を義務付ける規定はない。	
経団連	10	定期建物賃貸借契約締結に先立つ事前説明・書面交付の廃止				借地借家法第38条第2項の説明は、テレビ会議システム等による遠隔での説明でも足りるとされており（「定期建物賃貸借に係る事前説明におけるITの活用等について」（平成30年2月28日国土動第133号土地・建設産業局不動産課通知及び居住法第23号住宅用住宅総合整備課長通知）、書面の交付も郵送等の方法によることが可能である。したがって、同条は、対面での対応を要求するものではなく、特段の対応は不要であると考ええる。	
経団連	1-13	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃止			オンライン化済み。引き続きオンラインの対象者を拡大予定		
経団連	3	会社法の単体計算書類全体のWEB提供の容認		対応済み 令和元年12月に成立し、公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において、株主総会資料の電子提供制度を創設し、定款の定めに基づき、株式会社の取締役が計算書類等の株主総会資料の内容である情報を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集の通知により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ないときであっても、取締役は、株主に対して株主総会資料を提供したものとすることとされている。本改正は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定である。			
経団連	19	在職証明書提出の電子化・押印廃止		オンライン化済み。引き続きオンラインの対象者を拡大予定	オンライン化済み。引き続きオンラインの対象者を拡大予定		
経団連	90-3	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡便化		現在の制度においても、登記申請の添付書面は、当該書面に代わるべき情報を電磁的記録（PDFファイル等）により作成し、オンラインにより提出することができます（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第102条第2項）。			
経団連	91-4	テレワークの支障となる手続き等の押印廃止・電子化			商業登記電子証明書については、令和3年中にオンライン申請が開始され、押印した申請書の提出は不要となる予定です。		

										1. 緊急的な対応の可否	
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続き等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続き等の押印簡便の取組関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
経団連	119	遺言書の電子化	電子的に作成した遺言に、公正証書遺言と同等の効果を与えるよう制度を整備し、遺言作成の簡便化、低コスト化を図り、遺言の普及を促進する。 これにより、相続事件の処理を回り協議、調停、裁判への出頭を大幅に削減する。	民法	法務省	9	書面・押印	対応困難 民法967条以下において、遺言の方式については書面によることが求められており、法改正が必要となるため、緊急対応をすることは困難であり、代替手段はない(法改正については2のとおり。)	対応困難 民法967条以下において、遺言の方式については、原則として押印することが求められており、法改正が必要となるため、緊急対応をすることは困難であり、代替手段はない(法改正については2のとおり。)		
経団連	131-1	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一環の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	法務省	10	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)			
経団連	136	在留資格認定証明書等の提出書類における運用の柔軟化	契約書や証明書など社内捺印を取得した上で、提出する書類について、捺印不要、もしくは電子署名などの電子化を希望する。 在留資格認定証明書申請、在留資格の延長申請書類は直接窓口へ提出する必要があるが、今後PDF送付を認めることを希望する。	出入国管理及び難民認定法第7条の2	法務省	11	書面・押印	オンライン化済み。本年3月オンライン申請の対象手続、在留資格を拡大、4月対象者の拡大を順次実施。	在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。		
経団連	148	決算業務(株主総会含む)に係る添付の不要化、社印不要化	以下を例とする添付の削減、社印不要によりオンライン化を推進願います。 株主リスト 変更登記申請の際に、添付書類として「株主リスト」の添付が必要となったが(商業登記規則61条2項・3項 H28年10月1日以降)、株主リスト自体の真実性を担保する書類の添付要件はなく、結果的に商業登記の真実性を確保できる状況ではなく、逆に、犯罪等と関係のない大多数の会社の事務負担を伴う結果であり、上場会社においては、上位10株主の氏名・住所・持株数の情報が記載されている有価証券報告書/四半期報告書を定期的に提出しており、当該報告書の虚偽記載は厳しく罰せられることから、真実性も十分確保されており、登記の際に改めて株主リスト添付の必要性は薄いものと思料いたします。 取締役等の登記 株式会社の取締役・代表取締役・監査役の変更登記時には印鑑証明書や本人確認証明書の添付が必要である。印鑑登録、証明書取り付けの押印のため出社が必要である。	商業登記規則61条2項・3項他	法務省	12	書面・押印	株主リストの真実性については、訴訟等において事後的に株主名簿と対比することなどにより確認が可能と考えられており、株主リストの添付は、登記の真実性確保及び法人格の濫用防止につながるものと考えられており、廃止することは困難です。なお、株主リストを電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、オンラインで提出することができますし、既存の確定申告時に用いられる「同族会社等の判定に関する明細書」等を活用して作成することも可能です。 また、役員変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することとなること、この場合は印鑑証明書及び本人確認証明書の添付は不要です。			
経団連	149	商業登記の変更手続きにおける期限の延長	商業登記において、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をしなければならぬことになっているが、登記申請の際に必要な添付書類(取締役会議事録等)への記名押印に通常より時間を要するため期限を遵守することが困難となるケースが想定される。 また、電子署名による対応は、手続きが煩雑()であり、取締役全員の電子署名を得ることなど現実的に困難であるため、現時点では対応が難しい。 各取締役のマイナンバーカード(通知書ではなくICカードの発行が必要)に各地方自治体において電子証明書を記録してもらい、そのカードをカードリーダーを使って読み込み、議事録PDFに電子署名をするという手続が必要	会社法	法務省	13	その他	今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事象について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第57条の規定が適用され、同条により読み替えて準用する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成28年法律第86号。以下「特措法」といいます。)第2条に基づき、特定非常災害として政令で指定された場合には、特措法第4条により、会社の変更登記等の申請をすべき期間が定められているものについて、その義務の不履行につき過料の制裁に関与されることが予見されることが考えられています。			
経団連	67-1	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和(認証事業者が発行する証明書を送付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等での合意結果を法人登記上の役員住所地向付する等)する。若しくは要件を満たすサービスを公開(特定)してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の機能が限定(端末特定)されていることから代行処理ができないので、該当端末でしか対応できない要件を緩和してほしい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	法務省	14	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省			
経団連	146	オンラインサービスの柔軟な提供を目的とする著作権法の緩和	オンライン教育の全面解禁(教材の著作権法による不正利用/コピーに対する規制が存在)、及び、公共図書館の電子書籍の貸出しサービスの普及の推進等に向け、著作権法の改正をご検討頂きたいと思っております。	著作権法	文部科学省	1	その他				
経団連	1-3	各種行政手続きの押印原則・書面申請の簡便	国立大学への提出書類で、代表捺印が求められること		文部科学省	2	押印		昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。		
経団連	61	訪問販売における申込内容・重要事項説明書類の電磁的交付の容認	特定商取引法の訪問販売に該当する場合(例えば、ホームセキュリティをご自宅を訪問して営業する等)、申込みの内容を記載した書面をお客様にその場で交付しなければならず、電磁的交付が一切認められていない。 例えば、訪問販売後、後日契約行為をスマートフォンなどで電磁的方法でお客様の申し込みの署名をいただき、お客様には電磁的方法で申込み内容を提示することで、ペーパーレス化及び契約行為のための再訪問が不要になる。	特定商取引法第4条・第5条	消費者庁	1	書面・押印	対応困難 訪問販売における書面の交付については、突然自宅等を訪問された消費者が取引条件を確認しないまま取引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付することにより取引条件を明確にするために設けている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、販売業者等が消費者の自宅など営業所以外の場所に訪問していることから、その場で書面を交付することは可能であって、コロナ感染症対応としての規制・制度の見直しとしてはなじまないものである。			

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる （オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省紙等の書類の簡便化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の徹底関係 ：法令に抵触があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に抵触のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
経団連	119	遺言書の電子化	遺言は、その真正、内容、有効性等が争いになるときは、本人が既に死亡しているため、遺言書の記載自体から、これらを判断することができることが重要となる。公正証書遺言は、法律専門家である公証人の関与の下で2名以上の証人が立ち会って行うものであり、公証人は、遺言者と直接やりとりをして、遺言者の本人確認、真意の確認、遺言能力及び遺言内容の有効性の確認等を行い、公証人、遺言者、証人は、各自、証書に署名・押印することとされている。 電子的な手法により上記各種認等の手続を確実にし、遺言者の死後に関係人・関係機関が作成された文書から遺言が適式に行われたこと等を判断することができる仕組みについては、その実現の可否を含め、慎重な検討を要するものと考えられる。	遺言は、その真正、内容、有効性等が争いになるときは、本人が既に死亡しているため、遺言書の記載自体から、これらを判断することができることが重要となる。公正証書遺言は、法律専門家である公証人の関与の下で2名以上の証人が立ち会って行うものであり、公証人は、遺言者と直接やりとりをして、遺言者の本人確認、真意の確認、遺言能力及び遺言内容の有効性の確認等を行い、公証人、遺言者、証人は、各自、証書に署名・押印することとされている。 電子的な手法により上記各種認等の手続を確実にし、遺言者の死後に関係人・関係機関が作成された文書から遺言が適式に行われたこと等を判断することができる仕組みについては、その実現の可否を含め、慎重な検討を要するものと考えられる。			
経団連	131-1	電子印章制度等の活用推進	電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。				電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。
経団連	136	在留資格認定証明書等の提出書類における運用の柔軟化		オンライン化済み。引き続きオンラインの対象者を拡大予定	オンライン化済み。引き続きオンラインの対象者を拡大予定		
経団連	148	決算業務(株主総会含む)に係る添付の不要化、社印不要化		株主リストの真実性については、事後的に株主名簿と対比することなどにより確認が可能とされており、株主リストの添付は、登記の真実性確保及び法人格の濫用防止につながるものと考えておりますので、廃止することは困難です。なお、株主リストを電磁的記録(ＰＲＯＦＡファイル等)により作成し、オンラインで提出することができます。 また、役員変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することとなること。この場合は印紙証明書及び本人確認証明書の添付は不要です。			
経団連	149	商業登記の変更手続きにおける期限の延長		会社の変更登記等の申請をすべき期間は、登記が適時・正確にされることを担保するために定められていることから、当該期間の猶予が認められる場合を更に拡大することについては慎重な検討が必要と考えます。			
経団連	67-1	電子署名の利用要件の緩和	電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果（事実上の推定）を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している（これは、従外画にいわゆる「アドバンスド電子署名」と同様のものである）。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える（推定効が働く）とされている（念のため付言するに、この形式的な資格（成立の真正）というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの信憑を發揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもどの程度の証拠として扱うことができるかという問題である）。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第3条の電子署名に含めた場合（第3条の括弧裏要件を削除した場合）には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定め			電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果（事実上の推定）を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している（これは、従外画にいわゆる「アドバンスド電子署名」と同様のものである）。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える（推定効が働く）とされている（念のため付言するに、この形式的な資格（成立の真正）というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの信憑を發揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもどの程度の証拠として扱うことができるかという問題である）。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第3条の電子署名に含めた場合（第3条の括弧裏要件を削除した場合）には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定め	
経団連	146	オンラインサービスの柔軟な提供を目的とする著作権法の緩和	【「オンライン教育の全面解禁（教材の著作権法による不正利用/コピーに対する抑制が存在）」について】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの通商教育等のニーズに対応するため、平成30年著作権法改正により創設した「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早めて4月28日から施行した。また、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑み権利者団体の判断に基づき、令和2年度に際して特例的に補償金額を無償としている。これにより、オンラインでの通商教育等において、著作権者からの個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能となる。 【「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等」について】 「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い多くの公共図書館等が閉館となっていることを受け、国立国会図書館・公共図書館・権利者団体等において、国民の貴重な資料へのアクセスを確保するための臨時的な対応について検討が行われている。				【「オンライン教育の全面解禁（教材の著作権法による不正利用/コピーに対する抑制が存在）」について】 1. の記載と同じ。 【「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等」について】 「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、インターネット等の活用によって、紙版等で人手困難な資料をはじめ図書館が保有する資料への国民のアクセスを容易化するための著作権制度の見直しについて、今年度早期から文化審議会での検討を開始し、速やかに結論を得たいと考えている。
経団連	1-3	各種行政手続の押印原則・書面申請の徹底		対応困難	昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。		
経団連	61	訪問販売における申込内容・重要事項説明書類の電磁的交付の容認		訪問販売における書面の交付については、突然自宅等を訪問された消費者が取引条件を確認しないまま取引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付することにより取引条件を明確にするために設けられている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、販売業者等が消費者の自宅など営業所以外の場所に訪問していることから、その場で書面を交付することは可能であった、コロナ感染症対応としての規制・制度の見直しとしてはなじまないものである。			